

ISSN 1345—7861

# 国際関係研究

第33巻第1号

平成24年10月

日本大学国際関係学部  
国際関係研究所

# 国際関係研究

第33巻第1号 平成24年10月

日本大学国際関係学部  
国際関係研究所



# 国際関係研究

第33巻第1号 平成24年10月

## 目次

### 論文

- アリゾナ州移民法 (S.B.1070) とアメリカの不法移民規制  
—その歴史的背景—…………… 加藤洋子 … 1
- 「国家代表等に対する犯罪防止処罰条約」における裁判管轄権規定 (1)  
—絶対的普遍的管轄権の設定をめぐる起草過程の検討—…………… 安藤貴世 … 17
- 中国の食品安全問題と食品特別供給制度  
—「構造的暴力」の視点から—…………… 杜震 … 27
- ネパールの社会開発におけるマイクロファイナンスの活動と  
ソーシャル・キャピタル…………… 青木千賀子 … 35
- 歌詞の域際変容とその背景  
— *Vitti na crozza supra nu cannuni* (シチリア), *Dāvāja Māriņa meitiņai mūžiņu* (ラトヴィア),  
*Дорогой Длинною* (ロシア) の3つの事例分析と歌詞域際変容の典型的成功例としての  
イタリア語の *Quelli erano giorni* (過ぎ去った日々) — …………… 石渡利康 … 45
- Native Speaker Myths:  
What Pre-School Students' Parents Think  
about English Education in Japan …………… Hideyuki KUMAKI … 55
- 研究ノート  
Students Perception of a Content-Learning Tasked Based Activity that  
Uses Authentic Material to Promote Meaningful Conversation…………… Garth BRENNAN … 65



# アリゾナ州移民法（S.B.1070）とアメリカの不法移民規制

—その歴史的背景—

加藤 洋子

Yoko KATO. Arizona's S.B.1070 and Illegal Immigration Controls in the United States: Its Historical Background. *Studies in International Relations* Vol. 33, No. 1. October 2012. pp. 1 – 15.

The number of illegal immigrants reached 11.5 million in the United States in January 2011, according to statistics by the Department of Homeland Security. Irritated by the high-level of unemployment amid the “Great Recession” and the lack of effective immigration enforcement actions by the Federal Government, state legislatures have enacted strict immigration laws recently.

The Support Our Law Enforcement and Safe Neighborhoods Act (S.B.1070), which passed the Arizona legislature in April 2010, was the first of recent anti-illegal immigration measures at the state level. S.B. 1070 has raised a wide range of criticism such as a violation of federal rights, the first, the fourth, and the 14<sup>th</sup> amendments of the U.S. Constitution. The Department of Justice took the case to the U.S. District Court which blocked four provisions of S.B. 1070. Arizona Governor Janice Brewer appealed to the Ninth Circuit Court and later to the Supreme Court of the United States, which handed down its decision on June 25, 2012.

This article examines the case of S.B. 1070 and its historical background.

## はじめに

人の国境を越えた往来が増加している今日、国家による出入国管理と人の移動をめぐる問題が各地で頻発している。アメリカでは、2010年4月にアリゾナ州で、不法移民を対象にした法律「我々の法執行を支援し近隣を安全にする法」が成立した（以下、“アメリカ”はthe United States of Americaをさす）。成立直後の修正を含めて、一般にS.B.1070（Senate Bill 1070の略称）として言及されるこの法は、不法移民と疑われる人に対し警察官が身分証明書の提示を求め、令状なしの逮捕・拘留も可能とするなど、州が独自に取り締まりを強化できるようにした<sup>1</sup>。

S.B.1070に対しては、全米で賛否両論の論争が起り、連邦政府はこれに異議を申し立て、地方裁判所を通じて、一部条項の実施を差し止めさせた。アリゾナ州はその後、巡回裁判所ついで最高裁判所に上訴し、2012年6月25日に最高裁の判決が出された。

国土安全保障省の統計によれば、2011年1月の

時点で、アメリカにおける不法移民の総数は1,151万人である。そのうち、メキシコからの不法移民が680万人で、不法移民総数の59%を占める。ついで、エルサルバドル（66万人、6%）、グアテマラ（52万人、5%）、ホンジュラス（38万人、3%）と続く。アジアからの不法移民も多いが、それでもアメリカの不法移民数の上位10位内に入る中国（28万人）、フィリピン（27万人）、インド（24万人）、韓国（23万人）、ヴェトナム（17万人）からの不法移民を合計しても119万人である<sup>2</sup>。今日のアメリカにおける不法移民問題は、アメリカ大陸内の特にメキシコ以南の国々との関係に重点があり、さらに狭めれば、メキシコとの問題に焦点がある。

アメリカで不法移民が多い州をみれば、カリフォルニアが283万人で一番多く、ついでテキサスが179万人、3位のフロリダは74万人となる。カリフォルニア、テキサスはメキシコとの国境沿いの州であり、また、9位のアリゾナもメキシコと国境を接している<sup>3</sup>。

こうした不法移民の多さもあって、アリゾナ州

のS.B.1070に似た法律制定の動きが、他州にも拡大していった。ジョージア、アラバマ、サウス・カロライナ、ユタなどで、不法移民の取り締まり強化をめざした法律が、いずれも2011年に成立している。

本稿は、アリゾナ州のS.B.1070をめぐる論争を切り口にして、アメリカにおける不法移民問題を国家と国家を超える動きとの相克のなかでとらえようとするものである。S.B.1070をめぐる争点となったのは、連邦憲法における「連邦優位の原則」、言論の自由（連邦憲法修正第1条）、不当な拘留の禁止（修正第4条）、公民権（修正第14条）や人種差別などである。本稿では、そのなかでも連邦と州権との関係に焦点をあて、また、メキシコからアメリカへの人の流れを、歴史的背景を踏まえながら検討する。

## I アメリカにおける出入国管理の進展と不法移民

### (1) 出入国管理の進展

“不法移民 (illegal immigrants)” という文言は、国家による人の移動の管理を前提にしている。今日では、パスポートとヴィザに依拠して、世界各国で人の移動が規制されているが、これは、例えば、ゲルマン民族の大移動のような昔からずっと実施されてきたものではない。また、国家を基盤にした規制とはいっても、アメリカのように領土の変遷が続いた国では、連邦政府による人の移動の管理は、建国当初から恒常的に行われていたのでもない。

アメリカの領土は、イギリスからの独立後も次々に拡大していった。アメリカ大陸内に限ってみても、ルイジアナ購入（1803年）、フロリダ（1819年）、テキサス（1845年）、オレゴン一帯（1846年）、そしてメキシコとの戦争で得たカリフォルニアなどの土地（1848年）、アラスカ（1867年）の獲得と、日本のほぼ25倍の領土を江戸時代にあたる時期に得ている（ハワイは1898年にアメリカ領になった）。こうして、領土拡大が続いたこともあって、連邦政府による恒常的な出入国管理がアメリカにおいて整ってくるのは、19世紀後半に

なってからである。

領土が落ち着かなければ、国境管理も難しい。南北戦争（1861～65年）のような戦時を除けば、連邦政府の許可なしで出入国できる状況がアメリカにはあった。しかし、こうした時代においても、連邦政府が人物の紹介状といったかたちで、相手国側に当該者の人物証明を行い、旅の安全確保を求めることがあった。当時のパスポートとは、今日のような小冊子としてのパスポートではなくて、書状によるパスポートである。

連邦制度発足からまもない1796年には、アメリカを出航する船に対し、国務長官からパスポートを取得することが義務付けられた。また、当時、国務長官は、人物証明の手紙をかなり柔軟に出していた。政府高官に関しては、その人の肩書や役割などを証明する書簡（スペシャル・パスポート）が出された。その他、民間人、帰化していない人や自由黒人の旅の安全を求める書簡を国務長官が書いたこともある。また、本国に帰国する外国の官吏がアメリカ内やアメリカ船内で友好的に処遇されるよう、国務長官が書簡で求めたケースもあった<sup>4</sup>。

1856年8月18日の連邦法では、パスポートは国務長官によってアメリカ市民に対し発行することが取り決められた<sup>5</sup>。しかし、それ以前は、パスポート発行の権限を連邦政府に限定する法がなかったから、州や地方自治体がパスポートを出すこともあった。また、1856年の連邦法が成立したあとも州知事がなおもパスポートを出しているケースもあった<sup>6</sup>。

連邦政府による出入国管理を促進させたのは、1875年の移民法以降の連邦政府による恒常的な移民規制の実施である。その後、1882年、1891年、1893年、1903年、1907年、1910年、1917年と続く一連の移民法により、連邦政府による出入国管理が本格化していった。

1875年の移民法では、「中国と日本、あるいは東洋の国からの人々」に焦点をあて、これらの人々のアメリカへの入国に関しては、当該者が契約労働者かどうか、不道德な目的でアメリカに入国しようとしているのかどうかをチェックし、契約や合意に基づいている場合には、領事あるいは総領

事が許可あるいは証明書を出さないよう求めた。これは、今日のヴィザにあたる<sup>7</sup>。

その後、「最初の移民総合立法」と言われる1882年の移民法では、財務長官が移民行政を担当することになり<sup>8</sup>、また、同年には、中国からの労働者を入国規制する法も成立したから、これらによっても出入国管理が強化された。さらに、1891年の移民法では、カナダ、英領コロンビア、メキシコとの国境における入国管理が導入された。それまでは、海路で来る移民は対象にしていたものの、カナダやメキシコから陸路でアメリカに来る場合については、規制外になっていた。当時は、カナダに到着する外国からの乗客のうち約40%が、カナダからアメリカに向かうといった状況にあり、アメリカは、伝染病患者の到来を防ぐためにもカナダとの国境での身体検査を始めた。また、メキシコとの国境も管理対象になった<sup>9</sup>。

戦争の際には、人や物の移動規制が一段と強化されるが、第一次世界大戦（1914～18年）時には、アメリカは1917年4月に参戦し、同年7月には、海外からアメリカに到来する者には、アメリカ領事館からのヴィザ取得を求めた。1919年には国務省内にヴィザ部門が設置され、前年にはパスポート統制法も制定されていたから、パスポートとヴィザによる出入国管理が強化されていった。

第一次世界大戦後の1920年10月には、国際連盟が各国のパスポートに関する会議をフランスで開催し、1926年の第2回会議では、パスポートを小冊子とするなどの基準を設定した。アメリカは、同年には新たに法律を制定してパスポートとヴィザによるシステムを一新させている。また、1924年の移民法は、アメリカの移民法史上はじめてヴィザについて詳しく規定した。こうして、第一次世界大戦を契機に、各国のパスポート・ヴィザ体制が整っていくようになった<sup>10</sup>。

## (2) アメリカにおける不法移民とメキシコ

連邦レベルでの出入国管理の進展は、“受け入れる人”と“排除する人”および“合法”と“不法”についての連邦政府の基準が明確になっていったことを示している。

アメリカでは、1921年の移民法以降は、国毎に

移民数量枠を設ける“国別割り当て”も導入され、南北戦争前の西欧・北欧系からなる人口構成の維持が試みられた。しかし、この時、西半球（アメリカ大陸など）のほとんどの国・地域からの人の移動は、国別割り当ての対象外になった。

西半球からの移民に対する連邦政府による数量規制は、1965年の移民法修正（以下、“65年の移民法”と言及）に始まる。公民権運動の時代の産物ともいえる65年の移民法は、移民受け入れにおいて「人種、性、国籍、出生地、居住地」によって差別することはないとし、国別割り当てを撤廃した。他方で、東半球に17万人、西半球に12万人の移民枠を設け、東半球に対しては、一国あたり2万人を上限とした。それまでは数量規制対象外にあったアメリカ大陸からの人の移動が、65年の移民法ではじめて規制対象となり、68年7月から施行された。しかし、65年の移民法制定時には、西半球に対しては一国あたりの上限がなく、1976年の移民法修正によって、西半球にも国毎の上限2万人が設定された<sup>11</sup>。アメリカでの不法移民の増加が、より深刻な問題となるのは、第二次世界大戦以降のことであるが、この一因は、65年や76年の移民法修正により、アメリカ大陸からの人の移動に数量規制が導入・強化されたことにある。

西半球のなかでも、アメリカへの不法移民の多いメキシコとの関係を見れば、メキシコと国境を接するアメリカの南西部地域は、もともとはスペイン領だった。その後、1821年にメキシコがスペインから独立するとメキシコ領になったが、米墨戦争（1846～48年）で戦いに負けたメキシコは、1848年にその領土の45%をアメリカに譲った。その際、約8万人のメキシコ人がアメリカ市民になった<sup>12</sup>。その後、カリフォルニアのゴールドラッシュや西部での鉄道建設、鉱山や農業労働などにメキシコ人が流入した。アジアからの労働者が制限されるに伴い、メキシコからの労働者が増加したが、在米メキシコ人は、1929年の大恐慌時に、その多くが国外退去になった。アメリカでのメキシコ生まれ人口は、1930年に64.1万人を数えたが、大恐慌の影響もあって、1940年には37.7万人に減少した<sup>13</sup>。

その後、第二次世界大戦になると状況は一変し、

アメリカ人男性が戦争に駆り出され、日系人も強制収容の対象になるなかで、労働者が不足するようになった。1943年には米墨間でメキシコ人労働者を契約労働者としてアメリカに導入する計画（ブラセロ計画）が始まった。ブラセロ計画では、メキシコ人は、アメリカの南西部の農業労働に主に使われたが、ブラセロ計画外の（契約のない）労働者の方がより低い賃金で使用できたから、“ウェットバック”と呼ばれた不法入国者が増加した。これに対しウェットバックの合法化や排除も行われ、今日までの不法移民対策の流れを形作っている<sup>14</sup>。

ブラセロ計画は第二次世界大戦後も続き、1964年に終了した。その後は、マキラドーラ計画が始動した。マキラドーラ計画とは、1966年から始まる「メキシコ国境工業化計画」である。ブラセロ計画終了に伴いメキシコ人労働者を雇用するため、当初（1972年まで）は、北部国境地帯50キロ内に税制優遇をする保税加工制度を導入した<sup>15</sup>。これにより、アメリカでは南西部の国境近くに企業が集まるようになり、これらの地域の人口が増加した。他方、メキシコでは、工場のある北部に人が移動し、さらに国境を隔てたアメリカ側では賃金がより高いとあって、国境を越えた人の移動が促進された。オスカー・ハンドリンが言うように、国外の移民が生じる前に、国内の人の移動がある、というケースの一例といえよう<sup>16</sup>。

第二次世界大戦後のアメリカでのメキシコ生まれの人口は、とくに1970年以降、急増している。1970年にアメリカでのメキシコ生まれの人口は76万人だが、219.9万人（1980年）、450万人（1990年）、944万人（2000年）と増加し、2009年には1,256.5万人でピークとなっている。その後、減少し始め、2011年には1,198.7万人になった<sup>17</sup>。

メキシコからアメリカへの人の流れを促進させたものとして、もう一つ挙げられるのが、アメリカ、カナダ、メキシコが参加する北米自由貿易協定（NAFTA）の発効（1994年）である。NAFTAにより、アメリカとメキシコとの間でも、輸出入の更なる増加をもたらされた。ちなみに、2011年のアメリカの輸出先は、一位カナダ（2,809億ドル）、二位メキシコ（1,975億ドル）、三位中国（1,039億ドル）であり、輸入は、一位中国（3,993

億ドル）、二位カナダ（3,165億ドル）、三位メキシコ（2,631億ドル）である<sup>18</sup>。1994年にアメリカからメキシコへの輸出は508億ドル、輸入は495億ドルだったから、その増加は著しい<sup>19</sup>。

しかし、NAFTAは、メキシコ経済に負の影響もたらした。とくに論議されてきたのが、アメリカへの不法移民増加との関係である。当初は、NAFTAによりメキシコ経済が発展し、その結果、アメリカへの不法移民が減少すると想定する人々が多かった。しかしながら、その後しばらくはアメリカへのメキシコからの不法移民数は、増加の一途を辿った。国土安全保障省の統計によれば、メキシコからの在米不法移民総数は、2000年に468万人だったが、2008年に703万人とピークになり、その後、減少して2011年には680万人になっている<sup>20</sup>。また、別の統計によれば、アメリカでのメキシコからの不法移民総数は、1990年に204万人、2000年に480.8万人である<sup>21</sup>。

不法移民の増加がNAFTAによるのか、それともメキシコ政府の経済改革をもたらした負の影響によるのか、あるいはその他の要因によるのか——その影響の度合いの評価は、論者によって異なる。NAFTAの影響を重視する人は、アメリカのアグリビジネスの攻勢がメキシコの農村の疲弊をもたらし、困窮した農民は、北へ向かい、さらにアメリカへの不法移民の温床になったと指摘する。NAFTA発効以前は、不法移民は、メキシコの4つか5つの州から到来していたのに、NAFTA以降は、メキシコのあらゆるところから人々が北に向かい、アメリカでの不法移民増加の要因になっている。また、ウォルマートなどの競争力のあるアメリカ企業の参入で、メキシコの中小企業が淘汰され、これも不法移民を生み出すもとになったという<sup>22</sup>。

いずれにせよ、こうしたメキシコとアメリカとの経済関係を背景にして、1976年の移民法修正により西半球に対しても一国当たりの上限を設定したことは、不法移民の増加要因になっていった。1964年に8.6万人だったアメリカでの不法移民は、76年には100万人台となり、その後、86年の移民改革統制法で多くの恩赦が行われたにも関わらず、最近まで増加の一途を辿った<sup>23</sup>。

### (3) 不法移民法の制定

不法移民が増えるなかで、アメリカ政府は、1986年に初めて不法移民問題に焦点をあてた移民法を成立させた。さらに、その10年後の1996年にも不法移民対策の移民法が形成された。

1986年の移民改革統制法（以下、“86年の移民法”と言及）は、不法移民を雇う雇用主に罰金を科し、1982年1月1日以前に入国した在米不法移民に恩赦の機会を与えた<sup>24</sup>。その結果、恩赦により永住権取得者が増え、アメリカへの移民数は、1988年の64.3万人から、1989年に109.1万人、1990年に153.6万人、1991年には182.7万人と急増していった<sup>25</sup>。

1986年の移民法の特色の一つは、不法移民規制にあたって、重点をアメリカ内の雇用主の取り締まりに置いた点にある。不法移民は、不法就労しているだけでは刑事罰を受けることはない。

このように86年の移民法は、不法移民問題に焦点をあてた初めての連邦法になったものの、その後10年がたって、400万人ともいわれる不法移民が存在し、毎年30万人以上の不法移民が流入していた。1996年には、再び不法移民を対象とした移民法（不法入国改革・移民責任法。以下、“96年の移民法”と言及）が成立した。これは表向きは総合予算法となっていて、移民法はその一部を構成している<sup>26</sup>。

1986年の移民法が雇用主の取り締まりに重点を置いたのに対し、96年の移民法の特色は、不法移民取り締まり強化と移民行政のIT化にある。国境や内部警備の強化と合法的入国の迅速化、人の密輸や文書偽造に対する罰則強化、国境警備員や移民帰化局の人員増強、国境フェンスや国境警備における必要な装備の強化、不法移民に対する公共の援助制限など、様々な施策を講じた。また、IT化も進め、外国人のIDカードや出入国者のデータベースの作成などを求めた。

## II アリゾナ州と不法移民

### (1) アリゾナ州の人口増加と不法移民

アメリカとメキシコとの国境沿いには、西からカリフォルニア州、アリゾナ州、ニュー・メキシ

コ州、テキサス州が位置している。アリゾナ州は、カリフォルニア州の東隣にあり、国境の少し北に州都のフェニックス、その東南にトゥソンが位置している。もとはスペイン領だったが、1821年にメキシコがスペインから独立して以降は、メキシコ領になった。米墨戦争の結果、アリゾナにあたる地域はアメリカ領となり、さらに1853年には、メキシコ国境沿いのトゥソンなどの地域をアメリカが購入して（“ガズデン購入”と呼ばれる）、アリゾナ州の面積は拡大した<sup>27</sup>。

米墨戦争後に、いち早く州になったのはカリフォルニアであるが、アリゾナ州にあたる場所は、1850年にニュー・メキシコとともに、ニュー・メキシコ準州（テリトリー）として組織された。南北戦争の際の1861年3月に、ニュー・メキシコ準州の一部は連邦から脱退し、南部連合に加わりアリゾナ準州を形成した。しかし、翌年には連邦軍の支配下となり、その後、1863年に（アリゾナが属していた）ニュー・メキシコ準州は、アリゾナ準州とニュー・メキシコ準州に分けられた。この二つの準州が州に昇格したのは、アラスカとハワイを除く大陸48州のなかでは一番遅い1912年のことである。

アリゾナ州では、第二次世界大戦前は人口が少なかった。アリゾナ州にあたる地域には、1860年には6,482人しかいない。1900年には12.2万人で、その後も1940年まで、10年毎に10万人前後の増加でしかなかった。しかし、第二次世界大戦後はエアコンの普及や経済発展もあって人口流入が進み、1950年には74.9万人となり、その後10年毎に130.2万人（60年）、177万人（70年）、271.8万人（80年）、366.5万人（90年）、513万人（2000年）となり、2010年には639.2万人になっている。2000年から2010年の全米の人口増加率9.3%に対し、アリゾナ州では24.6%と極めて高い<sup>28</sup>。

国勢調査の結果に基づき、10年毎に下院議員が再配分されるが、第二次世界大戦後の下院議員数の増加も顕著である。1910年から1930年の配分では下院議員数のアリゾナ州への割当ては1人だった。それが、1940年と50年の国勢調査では2人となり、その後は、国勢調査毎に下院議員数を増やしている。1960年に3人、70年に4人、80年に5

人、90年に6人、2000年に8人、2010年に9人の配分枠を得ている。ニューヨーク州を一例にあげれば、1940年には45人の下院議員枠が与えられていたが、2010年には27人になり、18人も減少している。これに対し、アリゾナ州は7人増であるから、第二次世界大戦後のアリゾナ州の人口と下院議員数は著しく増えている<sup>29</sup>。

アリゾナ州では、メキシコやアメリカ内の他州からの人口流入が進んだ。2010年において、メキシコ人は、カリフォルニア州（1,142.3万人）、テキサス州（795.1万人）、アリゾナ州（165.7万人）の順に多く、また、州より小さい行政単位であるカウンティ（郡）で見れば、メキシコとの国境沿いにメキシコ人が多いことがわかる。アリゾナ州内では、2000年のセンサスにおいて、サンタ・クルズ郡では80.8%、ユマ郡では50.5%がメキシコ人である。これに対し、先住民の多い州北部になると、メキシコ人の比率は10%前後に低下する<sup>30</sup>。

メキシコ人のみならず、ヒスパニック全体で見ると、1980年にはヒスパニックは、アリゾナ州全人口の16.2%だったが、その後上昇し、2010年には29.6%になっている。全米でのヒスパニックの割合は16.3%だから、2010年のアリゾナ州のヒスパニック人口が多いことが分かる<sup>31</sup>。ちなみに、「ヒスパニック」とは、「キューバ、メキシコ、プエルトリコ、中南米の人々、あるいはその他のスペイン文化、起源をもつ人々」をさす<sup>32</sup>。

2010年において、ヒスパニックの人口が一番多い州は、カリフォルニアで1,401.3万人、ついでテキサス（946万人）、フロリダ（422.3万人）、ニューヨーク（341.6万人）、イリノイ（202.7万人）となり、アリゾナは189.5万人で第6位である。しかし、アリゾナ州の全人口に対するヒスパニックの割合を見ると、ニュー・メキシコ（46.3%）、カリフォルニアとテキサス（いずれも37.6%）に次ぐ第4位で29.6%になる<sup>33</sup>。

このようにアリゾナ州では人口に占めるヒスパニックの割合が29.6%と高く、不法移民に関しても2010年の時点で47万人と全米5位を占めている。また、割合で見れば、2010年のアリゾナ州の全人口に占める不法移民の割合は7.3%であり、カリフォルニア州に占める不法移民の割合6.89%や

テキサス州の7%より高い。ちなみに、フロリダは4%、イリノイで3.8%となる<sup>34</sup>。

## （2）アリゾナ州経済と不法移民

こうした不法移民を含む人口増加の背景には、アリゾナ州の経済構造の変化がある。アリゾナ州は、州の旗に銅の星がデザインされているように、銅の生産は今日でも全米一位である。1860年代には金、1870年代からは銀に脚光があたり、1888年からは銅が金銀より優位になるなど、もともと鉱山業が盛んな土地だった<sup>35</sup>。しかし、鉱山業や綿花、牧畜、柑橘類などの生産に依拠していたアリゾナ経済は、第二次世界大戦後になると変化していった<sup>36</sup>。1948年にはモトローラがフェニックスに参入するなど、エレクトロニクス、宇宙、防衛産業なども発展していった。また、人口が増えるに伴い、金融などのサービス分野や建設、不動産業も盛んになった<sup>37</sup>。

アリゾナ州の非農業分野の雇用者数は、1940年には10万人（アリゾナ州の当時の人口49.9万人の20%）でしかなかったが、2007年には267.6万人とピークになった。その後、2010年には238.2万人に減少したが、2011年には240.5万人（アリゾナ州の2011年の全人口648.2万人の36.7%；2011年12月のアリゾナ州の民間労働力人口301.9万人の79.6%）に持ち直している<sup>38</sup>。

ティモシー・ホーガンの論考によれば、1990年代のアメリカのハイテク・ブームの際に、アリゾナ州のハイテク産業はある程度の成功をおさめたが、その基盤は狭く、今日ではその他の分野の発展の方が著しい<sup>39</sup>。

第二次世界大戦後のアリゾナ経済の変化には、マキラドーラ計画やNAFTA、経済のグローバル化の影響も見逃せない。ホーガンは、1987年以降、貿易がアリゾナ経済にとって重要になってきているという。同年にノガレス税関地区経由のアリゾナ州からの輸出は10億ドルだったが、2008年には80億ドルとなり、輸入は3億ドルから17億ドルに増加した<sup>40</sup>。

2010年において、アリゾナ州の輸出先の第1位はメキシコで50.5億ドル、ついでカナダ（19.6億ドル）、中国（10.3億ドル）の順になる。アリゾ

ナからの輸出品目は、民間航空機 (17.1億ドル)、ICプロセサー (12.1億ドル)、各種IC (6.6億ドル)、自動データプロセッシング部品 (4億ドル)、電子機械部品 (3.8億ドル) となっている<sup>41</sup>。1997年以降、輸出が増加している品目が多い中で、コンピュータと電子製品のアリゾナからの輸出は、90億ドルから2009年の43.4億ドルに減少している。

アリゾナの輸入相手先に関しては、2010年において、メキシコが第一位で56.3億ドル、ついで中国 (20.9億ドル)、カナダ (9.9億ドル) となる。輸入品目は、ICプロセサー (8.5億ドル)、トマト (7.4億ドル)、大型航空機 (5.6億ドル)、各種IC (5.5億ドル) となっている<sup>42</sup>。

このように輸出入で見ても、アリゾナ州はメキシコと相互依存関係が強いことがわかる。物の移動と人の移動は連動している。

アリゾナ州でも好況と不況の波があるが、2002～07年には不動産・建設ブームに沸いた。しかし、2007年には、1929年の大恐慌(The Great Depression) 以来の“大不況”(The Great Recession) が始まった。アリゾナでは建設業などの落ち込みが激しく、2006年6月に24.4万人いた建設業の雇用者は、2010年には約11万人に減少した。2009年の統計では、アメリカにいるメキシコ人男性は、建設、サービス、運輸業の順に従事する者が多く、不況の影響を大きく受けた<sup>43</sup>。

また、アリゾナ州での失業率を見れば、2007年には3%台だったのが、2009年6月には10%になり、2010年12月まで10%台の失業率が続いた。2011年にはアリゾナ州全体では9.2%になったが、メキシコ人の多いサンタ・クルズ郡では16.1%、ユマ郡では25.5%と高い失業率を示している<sup>44</sup>。メキシコとの経済相互依存が高まりつつも、大不況のなかでのこうした失業率の高止まりが、アリゾナ州での不法移民規制強化への動きを強めた。

### Ⅲ アリゾナ州の移民法と州権論争

#### (1) S.B.1070

今日、アメリカは多くの不法移民を抱えているが、不法移民が存在するということは、不法移民

による低賃金労働を必要としている企業や人々がアメリカ内にいて、メキシコ側にはそれに呼応する労働者がいることを示している。“不法”であるということは、アメリカによる数量規制と出入国管理が労働力の需給に即応していない、と見ることもできる。

いずれにせよ、2008年の大統領選挙で当選したバラク・オバマ大統領は、「今日のアメリカの移民行政は破綻している」と指摘し、移民行政の抜本的改革をめざした<sup>45</sup>。しかし、今日までのところ、抜本的改革を実現する法律は制定されていない。そうしたなかで、不法移民の増加と失業者の増大に業を煮やしたアリゾナ州などが、州独自に不法移民取り締まりの法律を制定するようになり、連邦政府の移民政策との齟齬をもたらし、論争を引き起こしてきた。

アリゾナ州のS.B.1070は、2010年4月に成立したが、この法成立の背景の一つには、アリゾナ州での長年の不法移民問題がある。アリゾナ州は、その最高裁への訴えのなかで、いら立ちをあらわにした——過去10年間、連邦政府による取り締まりは、カリフォルニアやテキサスに重点があり、アリゾナは軽視されてきた。アリゾナとメキシコとの国境線は370マイルに及び、これまでの10年間に、不法移民の3分の1以上がアリゾナとの国境線から入ってきている。不法移民や密輸、麻薬取引、人身売買、誘拐などが多発している。2006年から2010年に、麻薬の密輸ルートが51もあったが、これに対し、カリフォルニアでは5つだけである。アリゾナでは、囚人の17%は不法移民である。また、全労働者の7.4%が不法移民で、彼らは、アメリカ人労働者の賃金を引き下げている。2000年から2007年の間に、アリゾナの不法移民は毎年ほぼ3万人ずつ増加し、アリゾナは、繰り返し連邦政府に取り締り強化を求めてきたが徒勞に終わった。不法移民のために、アリゾナは多くの出費を強いられている——このように、アリゾナ州は、自分たちの州が受けている“比類ない影響”について、最高裁に訴えたのである<sup>46</sup>。

不法移民を“減耗 (attrition)”させ、不法入国や不法労働の阻止をめざしたS.B.1070は、成立後、賛否両論の論争を全米規模で引き起こした<sup>47</sup>。州

独自の取り締まり強化を意図したものの、これを巡ってデモやボイコット、訴訟などが拡大していった。ヒスパニックに対する差別につながるとも批判され、裁判によって法執行を阻止しようとする動きが拡大した。

裁判に訴える動きとしては、早くも、2010年4月に、ラティーノ牧師・キリスト教指導者の全米連合により提訴がなされた。また5月には、全米移民法センターなども提訴した<sup>48</sup>。バラク・オバマ大統領もアリゾナ州法を批判し、2010年6月にはアリゾナ州のジャニス・K・ブリュワー知事との会談も行ったが、成果は出なかった。連邦政府は、2010年7月6日に地方裁判所でアリゾナ州を提訴した。法務省は、移民規制は連邦政府の権限であり、州や地方単位で、つぎはぎの移民政策をとることはできない、と主張し、アリゾナ州法が効力をもつ前に、法の執行停止を裁判所に求めたのである。2010年7月28日に、スーザン・ボルトン判事は、S.B.1070の争点となるところのセクション2, 3, 5, 6の実施を差し止める判決を下した。

ブリュワー州知事は7月29日に上訴したものの、2011年4月には、第9巡回裁判所は、ボルトン判事の判決を支持した。ブリュワー州知事は、これを不服として、第9巡回裁判所の判決を再検討するよう最高裁判所に8月に求めた。同年12月12日には、最高裁がこの案件をとりあげることを表明し、その判決は、2012年6月25日に出された。

## (2) 州権か連邦の優位か

アリゾナ州のS.B.1070に関して、裁判所で争われた重要な争点の一つは、人の移動の規制は、連邦政府の権限なのか、それとも州政府の権限なのか、また、どこまで州がその自由裁量権を用いることができるのか、という点だった。最高裁に出された政府側の見解では、連邦政府が出入国を規制する権限をもち、国家安全保障、法執行、外交、人道、市民と外国人の権利などを総合的に勘案して、連邦政府が判断する、と主張した。アリゾナ州の政策は、連邦議会が求めている単一の全米的なアプローチを覆す、という意見である<sup>49</sup>。

S.B.1070では、例えば、その人物が不法移民と疑われる場合には、州の警察官などは、当該人物

が合法に在米しているか否かを確認し、確認ができるまで当該人物を拘束できる。また、場合によっては令状なしで逮捕もできる。しかし、連邦政府の見解では、これらは連邦政府の官吏の事前確認を受けなければならず、また、法的状態が明らかになるまで拘束するのは、連邦議会の方針に反している。さらに、令状なしの逮捕は、州独自で基準を設定することになる、と連邦政府は主張した。

1986年や96年の移民法では、既述したように、不法移民問題に対処するにあたって、雇用主の取り締まりに重点がおかれている。不法移民が、職を求めたり仕事についているだけでは、刑事罰の対象にはならない。しかし、S.B.1070では、刑事罰の対象にもなる。また、外国人登録に関する連邦法に違反している場合にも同様に刑事罰対象になる。これらは、連邦の政策から逸脱している、と連邦政府は判断した。

連邦政府側は、政府による不法移民対策の進展についても強調した。それによれば、連邦政府は、“コミュニティの安全確保”(“Secure Communities”)というプログラムのもと、州と連邦捜査局(FBI)との間での情報共有を進めており、2013年度中に全米でこのシステムを構築するという。また、2010年5月の時点で4,000人の国境警備員を配置し、その5年前より人員を40%増強。アリゾナ国境に305.7マイルのフェンスを設置し、40機の飛行機を使用するなど、対策を進めている。そして、アリゾナにある6つの入国管理所では、入国が認められなかったり、申請をひっこめたケースが何千とあるという<sup>50</sup>。

しかし、こうした連邦政府による強調にもかかわらず、大恐慌以来という“大不況”のなかで、S.B.1070に似た法律が、他州にも広がっていった。アラバマ州では、2011年6月にアリゾナ州法よりも規制強化をはかるH.B.56 (House Bill 56)が成立。同年8月に地方裁判所により、また、10月には巡回裁判所により、この法の一部執行が差し止められている<sup>51</sup>。ユタ州では、2011年3月にH.B.497が成立したが、法務省が11月にこれを提訴した。サウス・カロライナ州でも同年3月にS.B.20が州法となり、法務省は10月にこれに対しても訴え、同年12月22日には、S.B.20のいくつかの条項が裁

判所により差し止められた<sup>52</sup>。ジョージア州では、2011年5月にH.B.87が成立。これに対して、公民権団体が提訴した。また、インディアナ州で同じ月に成立したSEA590も、ジョージア州のH.B.87と同じく、裁判所により執行が一部差し止められた<sup>53</sup>。

アリゾナ州のS.B.1070に関する2012年6月25日に出された最高裁判所の判決では、S.B.1070のセクション3、5(C)、6については、5人の最高裁判事が巡回裁判所の判決を支持した(3人の判事が反対)<sup>54</sup>。セクション3は、連邦政府の求める外国人登録の要件を満たしていない場合に、当該人物を軽罪(misdemeanor)の対象とするもの、セクション5(C)は、不法移民がアメリカで求職したり、働くことなどを軽罪とするもの、セクション6は、国外退去にあたいすると思われる不法移民を、州の警察官などが令状なしで逮捕できるとするものである。最高裁は、これらのいずれも連邦政府の権限に抵触する、と判断した。しかし、セクション2(B)については、まず、州で実施してみて、連邦法と対立するかどうか州裁判所が判断せよ、と判事全員が結論した。このセクション2(B)は、州の警察官などが、不法移民と疑われる者をストップさせ、当該者が合法的に滞在しているか否かを連邦政府とともに判定するまで、拘留も可能とするものである。

### (3) 英領植民地時代の遺産と州権

S.B.1070を巡る論争では、過去の多くの判例が引き合いに出された。そのなかで、移民規制においては州権が南北戦争前から支持されていた、とする見解も展開された。1837年の最高裁判決を事例に、最高裁は州による移民規制を警察行為として認めていたのであり、アリゾナ州法によるS.B.1070は、それと同じ事例にあたりと主張されたのである<sup>55</sup>。

1950年代半ばからのアメリカでの公民権運動は、南北戦争の残り火として、アメリカ史上、最後の州権論の展開かと思われた。しかし、今日、再び、州権論が主張されている。この州権論は、もとを辿れば、1607年のヴァージニア植民地に始まる英領植民地時代に遡ることができる。連邦政府による

恒常的な移民規制は1875年の移民法から始まるが、17世紀初頭のマサチューセッツ湾植民地のように、人の流入に対して厳しい植民地もあり、移民規制は、英領植民地時代から行われていた。1875年以前は、人々は自由にアメリカに出入国できた、というしばしば言及される見解は、植民地や州で見れば、正しい実像を提供しているとはいえない。

英領植民地時代に各植民地で形成された移民法は、建国後の移民政策の源流となっている。ここでは、植民地は、各々の植民の理念に従って人の移動を規制していた。イギリス国王のもとにある点では同じであっても、各植民地が、総督や議会を異にし、独自に課税し、政策を立案していたことは、今日のアメリカにも大きな影響を残している。

イギリスからの独立にあたって新たな政治組織を形成しようとしたとき、各々の植民地は、すぐには課税権などを手放すことはできなかった。1781年の連合規約で形成された連合の時代では、中央政府には課税権や通商規制権もなく、軍隊もなかった。シェイズの反乱(1786~87年)をへて、ようやく現在の連邦制度に落ち着くが、中央政府にどれだけの権限を与えるのかが大きな問題となった。1788年に発効した連邦憲法では、修正第10条(1791年)において、「この憲法によってアメリカに委任されておらず、また、各州に対して禁止されてもいない権限は、各州それぞれに、あるいは人民に留保される」と規定された。また、連邦憲法第6条が連邦の優位を明記しているように、連邦の権限なのか州権なのかという問題は、英領植民地時代の遺産として今日まで引き継がれている。

アリゾナ州のS.B.1070をサポートするものとしてとりあげられた1837年の「ニューヨーク対ミルン」(36U.S.102)の最高裁判決は、ニューヨーク州による1824年の法(以下、「24年法」と言及)に基づく移民規制の合憲性を問うものだった<sup>56</sup>。24年法では、船長は、ニューヨーク港に到着してから24時間以内に、乗客の名前、出生地、直近の居住地、年齢、職業について、文書でニューヨーク市長に報告しなければならなかった。報告を怠ったり、虚偽の報告をした場合には、乗客一人当たり75ドルの罰金が科せられた。また、乗客が貧困者

やその子供などの場合、船長は一人当たり300ドル以下の保証金を支払い、もし払わなければ500ドルの罰金となった。ニューヨーク市に負担となる人の場合は、船長が元の場所に送り返し、送還を怠った場合には、送還費用の支払いを求めた。

「ニューヨーク対ミルン」事件の発端は、イギリス船エミリー号による違反に遡れる。エミリー号は、1829年8月に100人の乗客を乗せて、ニューヨーク港に到着した。船長のウィリアム・トンブソンは、24年法が求める乗客に関する報告を行わなかったから、1.5万ドルの罰金が科せられた。

これを巡って訴訟となり、船長側は、連邦憲法では、(移民規制の根拠となる)通商規制の権限は連邦議会にあるから、24年法による規制は連邦政府が行うべきものであるとし、24年法は違憲であると主張した<sup>57</sup>。

最高裁は、1837年の判決において、ニューヨーク州による規制は、ニューヨーク港と外国の港との間の通商に関わるものではなく、治安維持に関する法律であるとし、違憲ではないと判決した。24年法は、到来した外国人が公共の負担となることを防止するものであって、これに対しては州権が認められるという見解である。

「ニューヨーク対ミルン」の判決では、24年法は憲法違反ではないとして州権が擁護されたが、1849年の二つの判決(「スミス対ターナー」と「ノリス対ボストン」)では、ニューヨークとマサチューセッツ州による法律に、憲法違反の判断が下された(5人の最高裁判事が違憲と判定し、4人の最高裁判事がそれに反対)。いずれのケースも、移民に対する課税が関税とみなされ、連邦議会に連邦憲法が与えた権限から逸脱しているとされた。

1849年の「スミス対ターナー」の判決に関しては、ニューヨーク州では、外国から来る船に対し、船長に1.5ドル、2等船室の乗客一人当たり1.5ドル、3等船室の乗客一人当たり1ドルの税を課していた。これらの税収は、ニューヨーク港の海事病院の運営のために用い、資金が残れば、ニューヨークの未成年犯罪者のために使用された。

1841年6月には、イギリス船ヘンリー・ブリス号が、イギリスのリバプールからニューヨーク港に到着。しかし、船長は、3等船室の乗客295人分

の税を支払わなかった。これに対し、ニューヨークの保健総監のウィリアム・ターナーが、ジョージ・スミス船長に対して訴訟を起こしたのが、「スミス対ターナー」の事件である。

もう一つの「ノリス対ボストン」であるが、マサチューセッツ州では、外国人を乗せた船が到着すると、係官が乗客を検査し、もし、精神異常者、障害者、仕事ができない者、貧困者あるいは元貧困者などがいれば、1,000ドルを払わねば上陸させなかった。また、その他の乗客からは一人当たり2ドルを徴収した。こうして徴収された資金は、在米の貧困な外国人を支援するために使用された。

1837年6月には、イギリス船のユニオン・ジャック号が、英領カナダのセント・ジョンからボストンに到着。ジェームズ・ノリス船長は、19人の外国人乗客分として、上陸前に38ドル支払うようボストン市から求められた。ノリスは、支払いはしたものの、後に38ドルを取り戻すために、ボストン市を訴えたのである

どちらのケースでも、入港する外国人への州による課税は連邦憲法に反する、と最高裁は判定した<sup>58</sup>。

## おわりに

アリゾナ州のS.B.1070をめぐる論争とその歴史的背景は、いくつかの示唆をわれわれに与えている。第一の示唆は、不法移民一般に関わるもので、人の移動における“合法”“不法”の振り分けは、国家およびその統治の仕方と不可分であるという点である。

アメリカでは英領植民地時代から各植民地で、また、独立後は州により移民規制が行われてきたが、連邦政府による恒常的な規制は1875年の移民法に始まる。そこから1920年代までの間に、アメリカ国内外でパスポートとヴィザによる出入国管理が進展していった。それ故、連邦政府による“合法”“不法”の振り分けが恒常的になされるのは、アメリカ史上において比較的最近になってからのことである。

また、何をもちて“合法”“不法”とするのかという点では、アメリカで時代とともに変化してき

たものと、犯罪人の規制のように変化していないものがある。さらに、入国管理における“合法”“不法”のあり方は、ほかの国と共通する面もあれば、異なる面もある。その国が何をもって“不法”とするかは、その国の骨格、統治のあり方をあらわすものでもある。

第二の示唆は、第一の示唆とも関連して統治のあり方に関わるものだが、よりアメリカに特有のもの、すなわち、アメリカ史に流れる「連邦の優位」と「州権」との対立にある。アメリカ史上における最大のその対立の場は南北戦争だったが、1950年代半ばからの公民権運動のなかでも、“南北戦争の残り火”として州権論が展開された。これをもって州権論は終焉したかにみえたが、今もなお州権論が南部を中心に主張されている。南北戦争や1950～60年代の公民権運動と今回が異なるのは、アフリカ系ではなくてヒスパニックがその争点になっている点である。

第三の示唆も、第一と第二の示唆と関連していて、移民規制や“合法”“不法”のあり方、統治の仕方に関わっている。20世紀には国家は国際関係の基本単位をなしていたが、今日では国家を超えた広域の地域連携・統合が進みつつある。NAFTAは自由貿易協定であるが、これから進むと思われる環太平洋パートナーシップ (TPP) のメンバー拡大などの国境を超えた地域連携・統合の動きのなかで、出入国管理や人の移動に関する“合法”“不法”のあり方が変化してくることも予想される。

歴史を辿れば、アメリカの南西部の経済発展とメキシコからの人の移動が連動してきたが、今日ではヒスパニックは全米に、以前より広く在住している。自由貿易協定よりも更に連携を深めた地域圏が形成されれば、そこでの人の移動は、あらたな様相をもたらすかもしれない。

第四の示唆は、今日のアメリカのかなりの領域がスペイン領や (スペインから独立後の) メキシコ領だったことに関わる。アメリカは、スペインやメキシコから広大な領土を得た。イギリスやアメリカは、スペインやメキシコに対する“勝利者”だったから、アメリカの歴史においてスペイン領やメキシコ領の遺産は、脇に追いやられがちだった。しかし、近年のヒスパニックの増加のもとで、

あらためてアメリカにおけるスペイン領やメキシコ領の遺産の再検討が求められている。

また、こうしたなかで、第五の示唆として、メキシコの変化も見逃せない。メキシコ経済は、“ネクスト・イレヴン” (Next Eleven) とも称される経済発展が期待される国々のうちの一つである。自動車産業をはじめとして海外からの投資は盛んだが、貧しい人々も多く、各種の経済統計は必ずしも薔薇色ではなく、いまだに人口流出が多い。

しかしながら、ジェフリー・パセルなどによる最近の研究は、メキシコからアメリカへの移民流入が2000年 (単年度) の77万人をピークにして、大不況のなかで2010年には14万人にまで減少した、という数値を出している<sup>59</sup>。また、国土安全保障省の統計によれば、アリゾナ州在住の不法移民総数は2008年の56万人から2011年の36万人に減少した<sup>60</sup>。

こうした状況には、アメリカの“大不況”の影響やS.B.1070といった取り締まり強化だけでなく、メキシコの経済や人口構成の変化も影響している、とパセルなどは言う。メキシコでの出生率は、1960年の7.3から2009年には2.4 (OECDの統計では2.1) に低下した。また、移民となる割合の高い15～39歳の人口は、1990年においてメキシコの生産年齢人口 (15～64歳) の73%を占めていたが、2010年には65%になっている<sup>61</sup>。メキシコが生産年齢人口はまだ多いものの、メキシコの人口ピラミッドでは、すでに15～19歳以下の人口が頭打ちになっており、0歳児が一番多いピラミッド型からの変化を示している。

メキシコからアメリカへの人の移動の減少には“大不況”の影響が大きいことは明白であるが、しかしながら、出生率の低下に示されているように、メキシコからアメリカへの移民流入は、すでに歴史的転換点にたっているのかもしれない。

ともあれ、こうした複合的な人と物の移動は、イギリスやフランスなどの啓蒙思想のもとで定礎されたアメリカの国家としてのあり方を大きく変えようとしている。アメリカの政策とヒスパニックの今後の動向や地域連携・統合の動きが注目される所以である。

## 注

- 1 “Support Our Law Enforcement and Safe Neighborhoods Act of 2010”, State of Arizona, Senate, Forty-ninth Legislature, Second Regular Session, 2010. このアリゾナ移民法を巡る動向について分析したものに、井樋三枝子『【アメリカ】アリゾナ州移民法と連邦移民政策の動向』国立国会図書館調査及び立法考査局『外国の立法』2010年10月など。
- 2 “Estimates of the Unauthorized Immigrant Population Residing in the United States: January 2011”, Office of Immigration Statistics, Department of Homeland Security (以下, DHS と表記), p.5.  
不法移民の統計は、集計結果が実際より低くなる傾向があり、また、人口統計そのものに統計の信頼度という問題があるものの、本稿では使用する統計の典拠を示すことにとどめる。
- 3 同上。不法移民については、村田勝幸『〈アメリカ人〉の境界とラティーノ・エスニシティ：「非合法移民問題」の社会文化史』東京大学出版会，2007年；古矢旬『アメリカニズム：普遍国家のナショナリズム』東京大学出版会，2002年；小代有希子「アメリカ合衆国と第二次大戦後の新移民」日本国際政治学会編『国際政治』第87号，1998年3月，72～89頁；同「移民の国アメリカの『寛容性』—1986年移民法と不法移民」アメリカ学会『アメリカ研究』第25号，1991年，161～179頁；高佐智美『アメリカにおける市民権：歴史に揺らぐ「国籍」概念』勁草書房，2003年など。
- 4 Gaillard Hunt, United States Department of State, *The American Passport: Its History and a Digest of Laws, Rulings and Regulations Governing Its Issuance by the Department of State*, Washington DC: GPO, 1898, pp.4, 8, 11～15, 77. 連邦政府発足前の連合の時代では、1782年に大陸会議が外務省にアメリカ名でパスポートを発行することを求めた。Craig Robertson, *The Passport in America: The History*

*of Document*, NY: Oxford UP, 2010, p.253.

- 5 Chap. CXXVII—An Act to regulate the Diplomatic and Consular Systems of the United States, Aug. 18, 1856. Thirty-Fourth Congress, Sess. 1. pp.60～61. この法律のセクション23にパスポートに関する規定がある。http://memory.loc.gov/cgi-bin/ampage. 11 Sat, 60.  
以下、本稿で用いられているインターネットの資料は、2012年8月のものである。
- 6 Hunt, pp.36～42；ジョン・トーピー『パスポートの発明：監視・シティズンシップ・国家』法政大学出版局，2008年，42，152頁。
- 7 CHAP.141—An act supplementary to the acts in relation to immigration, March 3, 1875. *The Statute at Large, the United States* (以下, *Statutes* と表記), From Dec. 1873 to March 1875, Vol. XXIII, Part 3, Washington DC: GPO, pp.214-215.  
中国に対する移民規制と出入国管理の進展については、貴堂嘉之『アメリカ合衆国と中国人移民』名古屋大学出版会，2012年。
- 8 川原謙一『アメリカ移民法—United States Immigration laws—』有斐閣出版サービス，1990年，13頁。
- 9 トーピー，162頁；Introduction, “Immigrant Arrivals: A Guide to Published Sources”, Local History & Genealogy Reading Room, Humanities & Social Sciences Division, Library of Congress.
- 10 トーピー，189頁，193頁；Robertson, pp.257～258.
- 11 An Act to amend the Immigration and Nationality Act, and for other purposes (PL89-236), *Statutes*, Vol.79, 1965, pp.910-922; Immigration and Nationality Act Amendment of 1976 (PL94-571), *Statutes*, Vol.5, 1976, pp.6073-6101.
- 12 Hispanics in Arizona: A Timeline, *Hispanic News*；小田悠生「米国1924年移民法におけるメキシコ人—1920年代におけるメキシコ人移民国別割当論争と米墨国境管理問題」『アメリカ太平洋研究』第6巻，2006年3月，261～272頁。
- 13 Jeffrey Passel, et.al, *Net Migration from Mexico*

- Falls to Zero— and Perhaps Less*, Pew Hispanic Center, April 23, 2012, p.44.
- 14 庄司啓一「ブラセロ計画についての一考察」城西大学経済学会『城西経済学会誌』第19巻第1号, 1983年8月, 19～38頁, 統計は30頁; 同「ブラセロ・プログラム再考: 非合法移民問題の起源をめぐって」『城西経済学会誌』2009年9月, 35～63頁; 村田勝幸『〈アメリカ人〉の境界とラティーノ・エスニシティ』。
- 15 八木紀一郎, (研究ノート)「NAFTAのもとでの米墨国境経済: 経済統合の(非)制度化」撰南大学経済学部『撰南経済研究』第1巻第1・2号, 2011年3月, 11～12頁; 上田慧「NAFTAとメキシコのマキラドーラ工業—経済統合と多国籍企業—」同志社大学商学会『同志社商学』第51巻第3号, 2000年1月, 298頁; 同「メキシコ・マキラドーラをめぐるグローバル競争—マキラドーラ衰退説の検証—」同志社大学商学会『同志社大学ワールドワイドビジネスレビュー』第9巻第1号, 2007年9月, 45～74頁; 野内遊「現代メキシコ社会の変容と北部国境地域」名古屋大学大学院国際開発研究科, 博士論文, 2011年3月, 58頁。
- 16 Oscar Handlin, “Immigration in American Life: A Reappraisal”, *Immigration and American History: Essays in Honor of Theodore C. Blegen*, ed. by Henry Steele Commager, Minneapolis: Univ. of Minnesota Press, 1961.
- 17 *Net Migration from Mexico Falls to Zero— and Perhaps Less*, p.44.
- 18 Top Trading Partners—Total Trade, Exports, Imports, Year-to-Date December 2011. Census Bureau, US Department of Commerce.
- 19 M. Angeles Villarreal, *NAFTA and the Mexican Economy*, CRS Report for Congress, Congressional Research Service 7-5700, June 3, 2010, p.10.
- 20 “Estimates of the Unauthorized Immigrant Population Residing in the United States: January 2011”, p.5; “Estimates of the Unauthorized Immigrant Population Residing in the United States: January 2010”, p.4.
- 21 Office of Policy and Planning, U.S. Immigration and Naturalization Service, “Estimates of the Unauthorized Immigrant Population Residing in the United States: 1990 to 2000”, p.9, Department of Homeland Security.
- 22 Alejandro Portes, “NAFTA and Mexican Immigration,” July 31, 2006. <http://borderbattles.ssrc.org/Portes/printable.html>. その他, Lee Hudson Teslik, “NAFTA’s Economic Impact”, July 7, 2009, Council on Foreign Relations. <http://www.cfr.or/economics/naftas-economic-impact/p15790>; Villarreal, “NAFTA and the Mexican Economy”.
- 23 村田, 100頁の表1。1976年の数値は, 87.5万人になっている。喜多克己「アメリカ移民統計と「非合法」外国人労働者」法政大学日本統計研究所, 1988年2月, 24～59頁; 井樋三枝子「包括的移民制度改革法案の審議—「非合法移民」をどうするか—」『外国の立法』, 2006年8月, 147～157頁。
- 24 An Act to amend the Immigration and Nationality Act to revise and reform the immigration laws, and for other purposes (PL99-603), Nov.6, 1986, *Statutes*, Part 4, Vol.100, pp.3358～3445.
- 25 No.5, Immigration: 1901 to 1994. *Statistical Abstract* 1996, U.S. Census Bureau, p.10.
- 26 Division C—Illegal Immigration Reform and Immigrant Responsibility Act of 1996, (PL 104-208), Sep.30, 1996, *Statutes*, Vol.3, pp.546～724.
- 27 アメリカの南西部国境については, 牛島万「米墨国境の歴史的意義と今日のボーダーレス化の意味」『ラテンアメリカ・カリブ研究』第3号, 43～54頁, 1996年5月; Peter Andreas, *Border Games: Policing the U.S. Mexico Divide*, 2nd ed., Ithaca: Cornell UP, 2009; 川久保文紀「9.11テロ以後の移民・国境管理: 北米地域における動向を中心に」『中央大学社会科学研究所年報』12号, 2008年, 35～51頁。
- 28 Table 17, Arizona—Race and Hispanic Origin:1860 to 1990, State & Country Quick Facts, Arizona, Census Bureau.
- 29 加藤洋子「2010年のアメリカの国勢調査(セ

- ンサス) と代議制民主主義—スペイン領アメリカの遺産」日本大学国際関係学部国際関係研究所『国際関係研究』第32巻第1号, 1～18頁。
- 30 Rates of Mexican Population by County, 2000. Mexican population in the southwest. <http://www.azlibrary.gov/convocations/images/pdf/acosta.pdf>.
- 31 “Arizona Quick Facts from the US Census Bureau”, U.S. Census Bureau.
- 32 “Standards for Maintaining, Collecting, and Presenting Federal Data on Race and Ethnicity”, Federal Register Notice, October 30, 1997. Office of Management and Budget.
- 33 *The Hispanic Population: 2010*, 2010 Census Briefs, May 2011, U.S. Census Bureau, p.6.
- 34 “Estimates of Unauthorized Immigrant Population, 2010”, p.4.
- 35 The Arizona Bureau of Mines Staff, “The Mineral Industries of Arizona: A Brief History of the Development of Arizona’s Mineral Resources”, Tucson : Univ. of Arizona Press, 1962 ; Arizona’s Chronology, <http://www.lib.az.us/links/azchronology.aspx>.
- 36 “Arizona Cotton”, CALCOT, August 15, 2012.
- 37 Timothy D. Hogan, “Arizona at 100: A Look at the State’s Economy Since 1987 and What the Future May Hold in Store”, [www.azlibrary.gov/convocations/images/pdf/hogan09.pdf](http://www.azlibrary.gov/convocations/images/pdf/hogan09.pdf).
- 38 Series ID: SMU0400000000000001, Total nonfarm employees (not seasonally adjusted), Bureau of Labor Statistics; “Economy at a Glance”, Bureau of Labor Statistics; “Arizona Economic Indicators”, *Arizona’s Economy*, Univ. of Arizona, Summer 2012, p.7.
- 39 Hogan, p.12; “Arizona Remains a Second-Tier State for Science and Technology”, *Arizona’s Economy*, March 2011, p.4.
- 40 Hogan, p.14.
- 41 Exports from Arizona to Major Destinations in Millions of Inflation-Adjusted (2010) Dollars, *Arizona Indicators*. <http://arizonaindicators.org>.
- 42 Imports to Arizona of Major Commodities in Millions of Inflation-Adjusted (2010) Dollars, *Arizona Indicators*.
- 43 Kate Brick, et al., “Mexican and Central American Immigrants in the United States”, Migration Policy Institute, June 2011, p.11.
- 44 BLS data, Unemployment Rate, 2011, *Arizona Indicators*.
- 45 “Statement by the President on Senate Proposal Outlined Today to Fix Our Nation’s Broken Immigration System”, April 29, 2010, Office of the Secretary, White House.
- 46 Supreme Court of the United States, State of Arizona (Petitioners) v. the United States of America (Respondent), No.11-182, Brief for Petitioners, pp.1-8.
- 47 S.B.1070, Sec.1.
- 48 全米移民法センターによる訴訟は, Friendly House et al. v. Micael B. Whiting et al. (Arizona SB 1070 Case).
- 49 The Supreme Court of the United States, Brief for the United States, No.11-182, State of Arizona v. United States of America, pp.1～56.
- 50 同上。1～8頁。
- 51 Rachel Glickhouse, “Supreme Court to Determine Legality of State-based Immigration Laws”, Dec.14, 2011. [Americas/society.as-coa.org/articles/3852](http://Americas/society.as-coa.org/articles/3852).
- 52 Luke Witman, “Supreme Court’s SB 1070 ruling to have national ramifications”, SUPREME COURT, January 1, 2012, <http://www.examiner.com>.
- 53 注46を参照。
- 54 Syllabus, Supreme Court of the United States, Arizona et al. v. United States, No.11-182. Argued April 25, 2012-Decided June 25, 2012, pp.1～3.
- 55 Joseph Naldacchino, “Constitutionalism, Regulation of Immigration Historically a State Function”, *Epistulae*, No.10, July 19, 2010.
- 56 An act concerning passengers in vessels coming to the port of New York, Feb.11, 1824.

- 57 *New York v. Miln*-36U.S.102(1837), US Supreme Court Center. <http://supreme.justia.com/cases/federal/us/36/102/>; U.S. Supreme Court, Mayor, Aldermen and Commonality of City of New York, Plaintiffs v. George Miln, 1837. <http://caselaw.lp.findlaw.com>.
- 58 U. S. Supreme Court, *Smith v. Turner*, 48 U.S. 283(1849). <http://caselaw.lp.findlaw.com>.
- 59 *Net Migration from Mexico Falls to Zero – and Perhaps Less*, p.17.
- 60 注20参照。
- 61 *Net Migration from Mexico Falls to Zero – and Perhaps Less*, pp.6～7, 31.

本稿は、平成24年度科学研究費補助金による研究成果の一部である。



# 「国家代表等に対する犯罪防止処罰条約」 における裁判管轄権規定(1)

—絶対的普遍的管轄権の設定をめぐる起草過程の検討—

安藤 貴世

Takayo ANDO. The Jurisdictional Provision in “the Convention on the Prevention and Punishment of Crimes against Internationally Protected Persons” —A Study of the Drafting Process Regarding the Treatment of the Provision of the Absolute Universal Jurisdiction—. *Studies in International Relations* Vol. 33, No. 1. October 2012. pp. 17 – 25.

The Convention on the Prevention and Punishment of Crimes against Internationally Protected Persons (1973) provides the jurisdiction with dual structure, the same as the Hague Convention for the Suppression of the Unlawful Seizure of Aircraft (1970), which establishes the primary compulsory jurisdiction of the States that have the direct concern to the offense and the subsidiary jurisdiction of the State in whose territory the alleged offender was found. However, the draft convention prepared by the International Law Commission (ILC) included the jurisdictional provision which obliges all the Member States to establish their jurisdictions over the offense, which means “the absolute universal jurisdiction.”

This paper aims to clarify why this ILC’s draft article was rejected and the dual jurisdiction was adopted, by examining the drafting process of jurisdictional provision recorded in primary documents of ILC and the Sixth Committee of the UN General Assembly.

The analysis found that the absolute universal jurisdiction was rejected on the basis that the State which has the jurisdiction over the offense ought to have connections with the offense, and that the offense towards the internationally protected persons was not deemed as a crime over which the absolute universal jurisdiction was required.

- |   |  |
|---|--|
| <p>1. はじめに</p> <p>2. 国家代表等に対する犯罪防止処罰条約の概要</p> <p>(1) 条約成立の背景と起草過程</p> <p>(2) 条約の保護対象, 裁判管轄権規定の概要</p> <p>3. 裁判管轄権規定の起草案および修正案</p> <p>(1) ILCによる起草案 – ILC草案第2条</p> <p>(2) 国連総会第六委員会における修正案 – 日本修正案第2A条</p> <p>(ここまで本号, 以下は次号に掲載)</p> <p>4. ILC草案第2条, 日本修正案第2A条をめぐる各国の見解</p> <p>(1) ILC草案第2条に反対する立場</p> <p>①裁判管轄権の規定方式に対する反対</p> | <p>②犯罪行為の性質に基づく反対</p> <p>③属地主義の徹底に基づく反対</p> <p>(2) ILC草案第2条を支持する立場</p> <p>5. おわりに</p> <p>1. はじめに</p> <p>国際テロリズムに対しては, 特に2001年に発生した米国同時多発テロ以降, これまでに国連を中心として, 安保理や総会による決議の採択など様々な対処が講じられてきている。他方で, その法的規制に目を向けると, 国際法上テロリズムの定義が依然として確立していないことを主たる要因として, テロリズムに対し包括的な規制を行う国際</p> |
|---|--|

条約は未だに成立に至っていない<sup>1</sup>。その代わりに、国連やその専門機関により、個別の犯罪類型ごとにテロリズムの防止に関する13の多数国間条約（以下、テロ防止関連条約）がこれまでに締結されてきた<sup>2</sup>。このうち最初に締結された「航空機内の犯罪防止条約」（1963年、以下東京条約）の後に作成された12の条約のうち、「プラスチック爆薬探知条約」（1991年）を除く11の条約はいずれも、以下のような二元的構造に基づく裁判管轄権規定を有している<sup>3</sup>。つまり犯罪の行為地国といった、違反行為に対し直接的な利害関係を有する締約国に対して裁判管轄権の設定を義務付けると共に、容疑者が自国領域内に所在する締約国（以下、容疑者所在国）に対し、当該国が直接利害関係国に「容疑者を引き渡さない場合に」裁判管轄権を設定する義務を課すというものである。さらに訴追規定として、容疑者所在国は、「容疑者を引き渡さない場合には」訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する義務が課されており、本原則は「引き渡すか訴追するか（aut dedere aut judicare）」と称されている。このように、直接関係国と容疑者所在国とに分けて規定するという二元的構造に基づく裁判管轄権は、東京条約の後に作成された「航空機の不法奪取の防止に関する条約」（1970年、以下ハーグ条約）において最初に設定されたものであり、それ以降作成された一連のテロ防止関連条約は、基本的にこの管轄権設定方式を踏襲している。こうした点から、この二元的構造を有する裁判管轄権はハーグ方式に基づく管轄権とも称され、テロ防止関連条約における裁判管轄権規定としていわば定式化されているのである。

このうち容疑者所在国に対し設定された裁判管轄権の解釈をめぐる、学説上は、自国領域内に容疑者が存在するという以外に訴追国が当該犯罪との間に如何なる関係も有していない点を捉えて普遍的管轄権を設定したものであると見なす見解が多数的立場を占める<sup>4</sup>。他方でハーグ方式に基づく管轄権規定においては、当該犯罪に対する直接関係国とたまたま自国領域内に容疑者が所在している締約国のみに裁判管轄権が付与され、更に（容疑者所在国に関しては、容疑者の引渡しを行わな

い場合という限定があるものの）その行使が義務付けられているのであり、「すべての」締約国が能動的に訴追を行う権限を有する「絶対的な」普遍的管轄権（“absolute” universal jurisdiction）が設定されているわけではない点に留意しなければならない<sup>5</sup>。この点を捉えて、ハーグ方式に基づいて規定された容疑者所在国の管轄権は、「制限的な」普遍的管轄権ないし准普遍的管轄権と称されることもある。

13のテロ防止関連条約のうち、最も初期に作成された3条約（東京条約、ハーグ条約、モンリオール条約<sup>6</sup>）は航空関連のテロリズムを規制するものであり、すべてICAO（国際民間航空機関）により作成されたものであるのに対し、これら3条約の次に作成された「国際的に保護される者（外交官を含む。）に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約」（1973年、以下、国家代表等に対する犯罪防止処罰条約）は、国連の場において最初に作成された条約である。本条約の裁判管轄権規定も、犯罪に対する直接関係国に裁判管轄権の設定を義務付けると共に、容疑者所在国に対しても容疑者を引き渡さない場合には裁判管轄権の設定を義務付けるという二元的構造を有しており、管轄権規定の構造に関してハーグ条約との間に特段の相違はない。他方で、条約の起草過程において、その後のテロ防止関連条約における裁判管轄権規定の方向性を決定付けたともいえる重要な議論があった点が注目される。具体的には、国連国際法委員会（International Law Commission, 以下ILC）が作成した条約草案においては、違反行為に対する直接的関係国と容疑者所在国に分けて裁判管轄権を設定するという、ハーグ条約のような二元的構造を有する管轄権規定ではなく、締約国間で特段区別を設けずに一元的な構造に基づく裁判管轄権を設定し、すべての締約国に対し等しく管轄権を付与するという「絶対的な」普遍的管轄権が規定されていた。しかし、このILC草案を検討した国連総会第六委員会における議論の結果<sup>7</sup>、こうした一元的な構造を有する裁判管轄権の設定は見送られ、いわばハーグ方式の管轄権規定に「戻る」形で現行条約の管轄権規定が成立したのである。

本条約の管轄権規定に関する先行研究に目を向

けると、ILC草案において一元的な構造を有する裁判管轄権が規定されていた点や、国連総会第六委員会における議論の結果としてそれが結局退けられハーグ方式に則った二元的構造を有する裁判管轄権が規定されるに至ったという経過について言及するものは多くみられる。例えばGreenは、ILCが草案において普遍的管轄権を規定したことを指摘した上で、このシステムはかなりの反対にあったとして、こうした反対は、直接的利害関係国による第一次管轄権を提案した修正案に反映され、これが第六委員会により採択されたとする<sup>8</sup>。Woodは、ハーグ条約と異なる重要な点として、ILC草案はすべての締約国が当該犯罪に対する管轄権を持つべきことを規定しており、ILCはすべての締約国が容疑者の引渡しを求める法的地位を有することを意図していたと思われる<sup>9</sup>。その上でWoodは、第六委員会における作業の流れは、新条約の制度をハーグ条約に近づけようとするものであったのであり、第六委員会における各国代表者の大多数はハーグ条約の管轄権システムに賛同したと指摘する<sup>10</sup>。

このように先行研究は、ILC草案が規定していた一元的構造を有する裁判管轄権が結局採択されなかった点について触れてはいるものの<sup>11</sup>、その概要を述べるに留まっており、起草過程における具体的な議論を詳細に検討したものは殆ど見られない<sup>12</sup>。つまり、先行研究を見る限りでは、いかなる過程を経て、即ち各国のどのような考慮や思惑のもとで、ILC草案において当初設定されていた絶対的な普遍的管轄権が結局退けられ、最終的にはハーグ条約と同じ構造を有する管轄権規定に「戻る」に至ったのかという点が十分に明らかにされないのである。

他方で、国家代表等に対する犯罪防止処罰条約は、ハーグ条約、モントリオール条約といったICAOによる航空関連のテロ条約の後に、国連の枠組で作成された最初のテロ防止関連条約であり、その後国連やその専門機関により作成された一連のテロ防止関連条約においても基本的には一貫してハーグ方式に基づく管轄権規定が設定されていることを鑑みても、国家代表等に対する犯罪防止処罰条約の起草にあたりハーグ方式の二元的構造

を有する管轄権規定をそのまま引き継ぐか、それとは別の新たな管轄権規定である絶対的普遍的管轄権を採用するかは、それ以降に作成されたテロ防止関連条約における管轄権規定の方向性を左右する非常に重要な論点であるといえる。

こうした点を念頭に、本稿は国家代表等に対する犯罪防止処罰条約の裁判管轄権規定の成立経緯を主たる検討対象とする。具体的には、条約草案を起草・検討したILCおよび国連総会の一次資料（条約案を起草・検討した諸会議の議事録など）を用い、条約の管轄権規定の起草過程を詳細に分析・検証することを通し、ILC草案において当初規定されていた一元的な構造を有する管轄権規定がどのような経緯・議論を経て退けられ、最終的には直接的利害関係国と容疑者所在国とに分けて管轄権を規定するというハーグ条約と同様の二元的構造を有する管轄権規定が設定されるに至ったのかという点を明確にすることをその目的とする。

本稿の構成は以下のとおりである。まず2.において、国家代表等に対する犯罪防止処罰条約及び同条約の裁判管轄権規定の概要を示す。続く3.では、同条約の裁判管轄権規定の起草にあたり核となった2つの草案（ILC草案第2条、日本修正案第2A条）について、ILCおよび国連総会第六委員会の一次資料を手掛かりに概観する。さらに4.において、これら2つの草案をめぐる各国の見解について一次資料を基に詳細に検討する。5.は結論である。

なお、紙幅の関係上、本号では3.までの掲載とし、4.および5.は次号（第33巻第2号）に掲載する。

## 2. 国家代表等に対する犯罪防止処罰条約の概要

### （1）条約成立の背景と起草過程

国家代表等に対する犯罪防止処罰条約が作成された背景としては、言うまでもなく、国家元首や外交官など「国際的に保護される者」の誘拐・殺害などといった犯罪行為の増加がある。こうした行為は特に1960年代後半に急増し、1968年から1972年の間に46人の外交官らがテロ行為に遭い、

そのうち16人が殺害されている<sup>13</sup>。テロリストたちは、外交官等を誘拐し、人質として利用することにより、被害者たる外交官等の本国の外交的圧力を利用して自国政府との取引を有利に進めることを可能とし、例えば、政治犯として拘留されている仲間の釈放や身代金の獲得、自己の政治目的を報道させることなどに成功してきたのであり、外交官等に対する犯罪行為を国際テロリズムの一形態として利用してきたと言える<sup>14</sup>。

条約の起草過程に目を向けると、ILCがその第22会期（1970年）に受領した書簡が直接的な契機となっている<sup>15</sup>。これは、オランダ代表が国連の安保理議長に送付した書簡（1970年5月14日、UNDOC. S/9789）がILC議長宛に転送されたもので、外交官に対する攻撃の増加を背景として、彼らの保護と不可侵を保障するための必要性を記したものである。さらに翌年（1971年）の第23会期において、ILCのKearney委員長により、外交官及び国際的に保護される者に対する殺人、誘拐、襲撃といった犯罪に関し、ILCが起草案を作成することが可能か否かについて検討すべきという提案がなされたのを機に、ILCは本件の重要性和緊急性を認識し、もし国連総会から草案作成を求められれば総会第27会期（1972年）に提出すべく、1972年のILC第24会期において草案を作成するという決定に至った。

その後、国連総会第26会期において採択された決議2780（1971年12月3日）により、総会がILCに対し、本件について早急に研究するとともに、条約草案を作成し総会に提出することを求めたのを受け<sup>16</sup>、ILCは1972年の第24会期において草案作成のための15カ国からなる作業部会を設置した。作業部会はまず計7回の会合（1972年5月～6月）において全12カ条から成る草案を作成し、それらを含む第一報告書をILCに提出している<sup>17</sup>。ILCは第一報告書を検討した後に改訂案を再び作業部会に戻し、作業部会は更にそれを踏まえた検討を重ねた上で、ILCに第二、第三報告書を提出した<sup>18</sup>。ILCはこれら2つの報告書を検討した後、暫定的に12カ条の草案を採択し、これをコメントリーと共に国連総会に送付すると共に、各国及び各国際機関にもコメントを求めるため送付した。

以後の検討は国連総会に移り、ILCによる起草案はまず総会第27会期（1972年9月28日～10月10日）において議論された。ここでは、条約作成の有用性・緊急性などについて疑義を呈する意見も出されたものの、全体としては、ILC草案はかなり改善の余地はあるが、これを基礎として直ちに最終的な詰めを行おうという意見が強かった<sup>19</sup>。続く第28会期では、第27会期において採択された総会決議2926（1972年11月28日）に基づき総会第六委員会においてILC草案が議論されたが、これは数ある議題の中で最も長時間を要した議題であった<sup>20</sup>。1973年10月4日～12月1日までの間に第六委員会において計46回の会合が当てられ、これとは別に第六委員会により設置された15カ国からなる起草委員会は約40回の審議を重ねたのである<sup>21</sup>。これほどまでに審議が長期化した要因の1つとして、条約案の要とも言える管轄権に関する条文（ILC草案第2条）に対し各国から多くの意見が出されたことが挙げられる。

上記のような総会第28会期における第六委員会および起草委員会による検討を経て、1973年12月14日に前文及び12カ条から成る「国際的に保護される者（外交官を含む。）に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約」が総会決議3166（1973年12月14日）により採択されるに至った<sup>22</sup>。

## （2）条約の保護対象、裁判管轄権規定の概要

国家代表等に対する犯罪防止処罰条約の目的は、その前文にあるとおり、外交官など国際的に保護される者に対する犯罪が、正常な国際関係の維持に重大な脅威を生じさせることを念頭に、こうした犯罪を防止し処罰することにある。

本条約は、まず第1条第1項において「国際的に保護される者」として以下の者を挙げる。すなわち、同（a）号「国家元首、政府の長、外務大臣並びに同行する家族」および同（b）号「国家の代表者又は職員及び政府間国際機関の職員で、犯罪時及び場所において国際法に基づき特別の保護を受ける権利を有するもの並びにその世帯に属する家族」が本条約の保護対象である。続く第2条第1項では、「故意に」行う、「国際的に保護される者を殺害又は誘拐すること及びその者の身体・

自由に対する侵害行為」(同 (a) 号), 「国際的に保護される者の公的施設, 個人的施設, 輸送手段に対する暴力的侵害行為でその者の身体・自由を害する恐れのあるもの」(同 (b) 号), 「こうした行為の脅迫・未遂・加担」(同 (c)-(e) 号) を, 各締約国が自国の国内法により犯罪とすると規定している。

更に, 第3条において裁判管轄権について以下のように規定する。

### 第3条

1 締約国は, 次の場合において前条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため, 必要な措置をとる。

(a) 犯罪が自国の領域内では又は自国において登録された船舶若しくは航空機内で行われる場合

(b) 容疑者が自国の国民である場合

(c) 犯罪が, 自国のために遂行する任務に基づき第1条に定義する国際的に保護される者としての地位を有する者に対して行われる場合

2 締約国は, 容疑者が自国の領域内に所在し, かつ, 自国が1のいずれの締約国に対しても第8条の規定による当該容疑者の引渡しを行わない場合において前条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため, 同様に, 必要な措置をとる。

3 この条約は, 国内法に従って行使される刑事裁判権を排除するものではない。

また, 第7条において容疑者所在国による訴追について以下のように規定する。

### 第7条

容疑者が領域内に所在する締約国は, 当該容疑者を引き渡さない場合には, いかなる例外もなしに, かつ, 不当に遅滞することなく, 自国の法令による手続を通じて訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。

第3条はまず第1項において, 「犯罪行為地国または船舶・航空機登録国」((a) 号), 「容疑者国籍国」((b) 号), 「被害者が任務を遂行している本国」((c) 号) に対し裁判管轄権を設定する義務を課

しており, これらの管轄権はそれぞれ属地主義(旗国主義), 積極的属人主義, 保護主義に基づくものと言える。第1項(a), (b), (c)号に規定されたこれらの締約国は, 第2条に規定された当該犯罪行為と直接的な関係を有しており, 容疑者が自国領域内にいる締約国に対して容疑者の引渡請求を行うことができるのであり, この点を捉えてこれらの締約国は第一次的裁判管轄権を有しているとされる<sup>23</sup>。換言すれば, 第1項に規定された締約国以外の他の締約国は, 容疑者所在国に対し容疑者の引渡しを請求する権限を有しておらず, これらの締約国が自ら容疑者の身柄を確保する行動をとることができるのは自国領域内に限られる<sup>24</sup>。続く同条第2項では, 容疑者所在国に対し, 第1項に規定された直接関係国に容疑者を引き渡さない場合に裁判管轄権を設定する義務を課しており, 同条第1項, 第2項によりハーグ方式に基づく二元的構造を有する管轄権が規定されていると言える。更に第7条において, 容疑者所在国に対し, 容疑者を引き渡さない場合にはいかなる例外もなしに, 訴追のために自国の権限ある当局に事件を付託する義務を課しており<sup>25</sup>, 「引き渡すか訴追するか」という原則に則った訴追規定が設定されているのである。

## 3. 裁判管轄権規定の起草案および修正案

### (1) ILCによる起草案－ILC草案第2条

国連総会からの要請を受けて作成されたILC草案の射程は, 外交官と国際的に保護される者に対する犯罪に制限されていたが, ILCはこの作業がより広い問題, つまりテロリズムの防止, 抑止, 処罰における国際的な協力をなすための法規則の形成過程において重要な前進となると認識していた<sup>26</sup>。草案に関するILCのコメンタリーによれば, 特に本草案は, 国際的に保護される者に対して重大な違反を犯したと信ずるに足る者に, これ以上“safe-havens”(安全地帯, 逃げ場)が提供されないことを確保することを目的とし, この目的を達成するために, ①当該犯罪に対しすべての締約国が管轄権を行使できる基盤を付与する, ②容疑者所在国に, その者を引き渡すか訴追のため

に権限ある当局に付託するという選択肢を付与する、という2つの点に重心を置いているのであり、前者は草案第2条、後者は第6条において具現化されている<sup>27</sup>。

このうち草案第2条は、条約が適用される犯罪とそれらの犯罪を訴追・処罰する締約国の権限について以下のように規定する<sup>28</sup>。

### ILC草案第2条

1 締約国は、動機にかかわらず、意図的な次の行為を、当該行為が行われたのが自国の領域内であるか領域外であるかを問わず、自国の国内法により犯罪とする。

(a) 国際的に保護される者またはその自由に対する暴力的行為

(b) 国際的に保護される者またはその自由を危険にさらすような、その公的施設、個人的施設への攻撃

(c) これらの行為と関連するあらゆる脅迫

(d) これらの行為の未遂

(e) これらの行為に加担する行為

2 締約国は、これらの犯罪について、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにする。

3 締約国はこれらの犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

ILCのコメンタリーは、草案第2条の重要な側面として、管轄権を主張する基礎として第1項に普遍主義が組み入れられているとし、更に、海賊行為に対する管轄権と同種の管轄権の基礎を設定するにあたり、第1項は、奴隷貿易や麻薬取引といった国際社会全体に関わる犯罪の防止・処罰における協力を規定する条約と同じ範疇に本草案を位置付けた、と指摘する<sup>29</sup>。また第1項は管轄権行使について規定することを意図しているが、いかなる疑義も生じさせないために、ILCは第3項において、管轄権の設定についてハーグ条約に規定されているような特定の要件を含めることとしたとする<sup>30</sup>。

上記の草案第2条第1項及び第3項により、すべての締約国は、当該犯罪行為の行為地に関わらず、

つまり当該犯罪行為が何処で行われようとも、それらの行為を自国の国内法のもとで犯罪とすることが及び当該行為に対し自国の裁判管轄権を設定することが義務付けられている。つまり二元的な構造を有するハーグ方式の管轄権規定と異なり、ILC草案第2条に規定された裁判管轄権は、締約国間で特段区別を設けず、すべての締約国に対し条約の違反行為に対する管轄権を等しく付与し、更にその設定を義務付けるという一元的な構造を有している点に大きな特徴がある。換言すれば、犯罪行為に直接的な利害関係を有する締約国に限らず、ILC草案第2条の管轄権規定に基づき、すべての締約国が容疑者所在国に対し、その訴追のために容疑者の引渡しを請求する権限を有するのであり、こうした点からILC草案においては「絶対的な」普遍的管轄権が規定されていると言える。

また草案第6条は、「容疑者が領域内に所在する締約国は、当該容疑者を引き渡さない場合には、いかなる例外もなしに、かつ、不当に遅滞することなく、自国の法令による手続を通じて訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。」と規定する<sup>31</sup>。これは「引き渡すか訴追するか」という原則を具現化した規定であり、容疑者所在国は、容疑者を引き渡すか訴追のために権限ある当局に付託するかの選択肢が付与され、このうちいずれかを行わなければならない。同様の原則を規定するハーグ条約第7条においては、「その犯罪行為が自国の領域内で行われたものであるかどうかを問わず」という文言が含まれていたが、これはすでに草案第2条第1項に含まれているという理由から草案第6条においては規定されてないこととなった<sup>32</sup>。

### (2) 国連総会第六委員会における修正案—日本修正案第2A条

裁判管轄権を規定するILC草案第2条に対し、国連総会第28会期の第六委員会において各国から修正案が提出されたが、このうち議論の主たる対象となったものは日本政府により提出された修正案であった。日本修正案の内容は、第一に、ILC草案第2条第1項の「当該行為が行われたのが自国の領域内であるか領域外であるかを問わず」とい

う文言を削除すること、第二に、草案第2条第3項を削除し、代わりに新条文第2A条を挿入することを提案するものである。第2A条は以下のように規定する<sup>33</sup>。

### 日本修正案第2A条

1 締約国は、次の場合において第2条第1項に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

- (a) 犯罪が自国の領域内では又は自国において登録された船舶若しくは航空機内で行われる場合
- (b) 容疑者が自国の国民である場合
- (c) 犯罪が、自国のために遂行する任務に基づき国際的に保護される者としての地位を有する者に対して行われる場合

2 締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、自国が1のいずれの締約国に対しても第7条の規定による当該容疑者の引渡しを行わない場合において前条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、同様に、必要な措置をとる。

この日本修正案は、ILC草案が設定する絶対的な普遍的管轄権に代えて、犯罪に対する直接関係国に一次的管轄権を設定し、容疑者所在国に二次的な管轄権を設定するという、ハーグ方式に則った二元的構造を有する裁判管轄権を規定するものである。

修正案を提出した日本政府の見解は以下のとおりである<sup>34</sup>。まず日本政府は修正案提出にあたり、外交官等に対する犯罪行為は、単に彼らの身体・自由を侵害するのみならず、外交メカニズムないし国家間の基本的交流の円滑化という国際法益をも危険ならしめるものであると見なした上で、本法案の目的は、外交官等に対する故意の且つ重大な犯罪を犯した者が処罰されない状態を避けるシステムを作ることであり、換言すれば、犯人が所在国の裁判に付されない場合は、必ず他国に処罰のため引き渡されることを義務付けることであると主張する。日本政府の見解によれば、ILC草案は管轄権の設定に際し完全な普遍主義の立場を取っているが、上記の目的を達成するには、ILC草案第2条第1項及び第3項の如き完全な形での普遍的

管轄権を設定しなくとも、ハイジャック防止等に関するハーグ条約にある管轄権規定で十分である。また、国家により国内法システムが異なり、普遍的管轄権を適用することを許容しないシステムを有する国家もあることから、起草案の採択を容易にするために、絶対的普遍的管轄権を設定する代わりに、草案第2条第3項をハーグ条約の文言に沿ったものとすべきことを提案するのである。更に日本政府によれば、この修正案は、犯罪行為に直接関係する締約国、すなわち犯罪行為地国（日本修正案第2A条第1項(a)号）、容疑者国籍国（同(b)号）、被害者がその国のために任務を行った国（同(c)号）に対し第一次的管轄権を規定するという、管轄権の設定を特定の場合に制限するアプローチを取っているものであり、既に広く受容されているハーグ条約の形式に従っているという理由で各国家の国内法体系に一層容易に受け入れられるものである。

更に日本修正案の第2A条に、第3項として「この条約は、国内法に従って行使される刑事裁判権を排除するものではない。」という文言が追加され、これが日本、オランダ、フィリピンによる共同修正案となった<sup>35</sup>。この共同修正案は第六委員会1424会合において採択され<sup>36</sup>、他の諸修正案と共に起草委員会に付託されることとなった<sup>37</sup>。起草委員会では第六委員会での大多数の賛成票に鑑み、実質的な修正については特に検討されず、仏語テキストの訳の修正を除いて第六委員会では採択された共同修正案がそのまま採択された<sup>38</sup>。これに対し第六委員会において更なる修正案が提出されたが、結局1437会合において共同修正案全体が賛成多数で採択され、これが現行条約第3条として結実したのである。

(以下は第33巻第2号に掲載。)

<sup>1</sup> 1996年に国連総会決議A/RES/51/210(1996年12月17日)によりテロ問題に関するアドホック委員会が創設された。現在も包括的テロリズム防止条約の審議が進められているものの、作業部会においては依然として民族解放運動に関する意見の対立が存在し、テロリズムの定義について未だに合意に達していない。

<sup>2</sup> 成立順に、①航空機内の犯罪防止条約(東京条約, 1963

- 年), ②航空機不法奪取防止条約 (ハーグ条約, 1970年), ③民間航空不法行為防止条約 (モントリオール条約, 1971年), ④国家代表等に対する犯罪防止処罰条約 (1973年), ⑤人質行為防止条約 (1979年), ⑥核物質防護条約 (1980年), ⑦空港不法行為防止議定書 (1988年), ⑧海洋航行不法行為防止条約 (1988年), ⑨大陸棚固定プラットフォーム不法行為防止議定書 (1988年), ⑩プラスチック爆薬探知条約 (1991年), ⑪爆弾テロ防止条約 (1997年), ⑫テロ資金供与防止条約 (1999年), ⑬核テロリズム防止条約 (2005年)
- 3 プラスチック爆薬探知条約は管轄権に関する規定を有していない。
- 4 普遍的管轄権 (普遍主義に基づく管轄権) とは, 管轄権行使の対象とされる犯罪行為と訴追国との間に, 他の管轄権の根拠 (属地主義, 属人主義, 保護主義など) においてみられるような連関 (犯罪行為地という領域的連関, 容疑者又は被害者との国籍的連関, 犯罪行為による自国の直接的・個別的な利益の侵害) が無くとも, すべての国に当該犯罪の容疑者に対する管轄権の行使が認められるとする原則である。容疑者所在国に対し設定された裁判管轄権が普遍的管轄権に基づくものであるかをめぐる諸解釈に関しては, 拙稿「国際テロリズムに対する法的規制の構造—“aut dedere aut judicare” 原則の解釈をめぐる学説整理を中心に—」『国際関係研究』第31巻第2号 (2011年) 61-70頁参照。
- 5 この点に関しては前掲拙稿66-68頁参照。ハーグ方式に基づく管轄権規定において能動的な訴追権限を有するのは, 換言すれば容疑者所在国に対し容疑者の引渡請求権限を有するのは, 犯罪行為地といった, 違反行為に対し直接的な利害関係を有する締約国のみである。これに対し海賊行為は, すべての国家が能動的に海賊を捕らえその訴追において自国刑法を適用することができるという「絶対的な」普遍的管轄権に服することが国際慣習法上確立されている。「絶対的な」普遍的管轄権という言葉に代えて, 「完全な」普遍的管轄権という言葉が用いられる場合もある。
- 6 1971年民間航空不法行為防止条約
- 7 国連総会の6つの主要委員会のうち第六委員会は主に法律問題を取り扱う。
- 8 Green, Allen B., “Convention on the Prevention and Punishment of Crimes Against Diplomatic Agents and Other Internationally Protected Persons; An Analysis,” *Virginia Journal of International Law*, Vol.14:4, 1974, p.715. この修正案は, 日本, オランダ, フィリピンによるもの。この点については本稿3. で詳述。
- 9 Wood, Michael C., “The Convention on the Prevention and Punishment of Crimes against Internationally Protected Persons, Including Diplomatic Agents,” *International and Comparative Law Quarterly*, Vol.23, 1974, p.804.
- 10 *Ibid.*, p.804, p.807.
- 11 その他にこの点について指摘するものとして, 山本条太「国際テロリズム規制のための法的枠組」『ジュリスト』No.871, 1986年, 55頁; 古谷修一「普遍的管轄権の法構造 (2)」『香川大学教育学部研究報告』第I部第76号, 1989年, 91-92頁; 坂本まゆみ「条約上のテロリズム対処システムに関する一考察」『法學新報』第110巻第9・10号, 2004年, 175-176頁など。ILC草案の管轄権規定の概要について詳細に述べたものとして, Rozakis, Christos L., “Terrorism and the Internationally Protected Persons in the Light of the ILC’s Draft Articles,” *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 23, 1974, pp.52-54.
- 12 なお, Bloomfield, L.M., & G.F. FitzGerald, *Crimes against Internationally Protected Persons: Prevention and Punishment*, Praeger Publishers, 1975はpp.80-87において, 第六委員会での議論を比較的詳細に記しているものの, 各発言についてそれらが如何なる国によるものであるかまでは明記していない。
- 13 林司宣「テロリズムの国際的規制」『ジュリスト』No.644, 1977年, 119頁。
- 14 西井正弘「外交官等保護条約の意義」『島大法学』第27巻, 1978年, 20-21頁。
- 15 条約の起草過程については, A/8710/Rev.1 *Report of the International Law Commission on the Work of its Twenty-Fourth Session, Supplement No.10 (Extract from the Yearbook of the International Law Commission 1972 Vol. II)* (以下, A/8710/Rev.1) pp.309-311 paras1-64. 及び <http://untreaty.un.org/cod/avl/ha/cppcipp/cppcipp.html> (Procedural History, 最終アクセス日2012年6月24日)などを参照。
- 16 決議2780はこのほかに, 事務総長が加盟国に対し, 外交官等の保護に関するコメントをILCに提出するよう要請すること等を勧告した。外務省国際連合局政治課『国際連合第28回総会の事業』(下巻) 1974年, 384頁。
- 17 U.N. Doc. A/CN.4/L.186.
- 18 第二報告書U.N. Doc. A/CN.4/L.188 and Add.1, 第三報告書U.N. Doc. A/CN.4/L.189.
- 19 外務省国際連合局政治課『国際連合第27回総会の事業』(下巻) 1973年, 285頁。
- 20 『国際連合第28回総会の事業』388頁。
- 21 同上, なお起草委員会の構成は, 日本, インド, アラブ首長国連邦 (アジア), コロンビア, メキシコ (ラ米), ソ連, ブルガリア (東欧), 米, 英, 仏, 西独, スウェーデン (西側), ケニア, マリ, チュニジア (アフリカ)であった。
- 22 1977年2月20日に発効。
- 23 山本前掲論文, 54頁。
- 24 古谷前掲論文, 94頁。
- 25 事件を訴追のための手続に付託すれば条約上の義務を果たしたことになり, 起訴・審理・処罰の有無及び態様はその国の裁量事項である。山本前掲論文, 55頁注8。
- 26 A/8710/Rev.1, p.311, para65.
- 27 *Ibid.*, p.312, para67.
- 28 *Ibid.*, p.315.

---

<sup>29</sup> *Ibid.*, p.316.

<sup>30</sup> *Ibid.*

<sup>31</sup> *Ibid.*, p.318.

<sup>32</sup> *Ibid.*

<sup>33</sup> UN Doc. A/C.6/L.912.

<sup>34</sup> 以下日本政府の見解について、A/C.6/SR.1394-1459, *Official Records of the General Assembly, Twenty-Eighth Session, Sixth Committee, Legal Questions, Summary Records of Meetings, 19 September-17 December 1973*, United Nations, New York, 1975. (以下、*Official Records of the General Assembly, 28<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*), p.75, 1412<sup>th</sup> meeting, paras22-26.; *ibid.*, p.100, 1417<sup>th</sup> meeting, para5.; *ibid.*, p.139, 1424<sup>th</sup> meeting, para66.

<sup>35</sup> UN Doc. A/C.6/L.912 Rev.1.

<sup>36</sup> 賛成50（日本、フィリピン、西側、ケニア、ガーナ、メキシコ等）、反対15（ソ連圏、ブラジル等）、棄権18（アルゼンチン、アルジェリア、ビルマ等）で採択。

<sup>37</sup> UN General Assembly, A/9407 (10 December 1973), *Draft Convention on the Preventions and Punishment of Crimes against Diplomatic Agents and Other Internationally Protected Persons, Report of the Sixth Committee*, p.17. 他の修正案としては、アルゼンチンによる修正案（L919/Rev1）やベルギー、スペイン、タイによる共同修正案（L937）などがあるが、いずれも日本修正案が提案したようなハーグ方式に基づく二元的な構造を有する管轄権規定を提案するものではなく、ILC草案と同じく一元的な構造を有するものであった。

<sup>38</sup> *Official Records of the General Assembly, 28<sup>th</sup> Session, Sixth Committee*, p.205, 1435<sup>th</sup> meeting, para13.



# 中国の食品安全問題と食品特別供給制度

—「構造的暴力」の視点から—

杜 震

Du Zhen. Food-Safety Problem in China and Special Supply System. *Studies in International Relations* Vol. 33, No. 1, October 2012. pp. 27 – 34.

These days we frequently witness people's protest activities against corrupt acts of government officials in China. Since 2008, food contamination cases have increased at a great rate and now the problem has become one of major causes of popular discontent. On the other hand, those who belong to politically privileged class enjoy excellent food due to the special supply system, and accordingly, they are never eager to improve the situation resulting from the food-safety problems. The author argues that this flaw in the system is negatively affecting people's well-being – in other words, the political structure does violence to its own people. Sometimes, many people participated in radical protest movements in order to call for the improvement of food-safety. Thus, “structural violence” is often turning out to be “direct violence,” resulting in further destabilization of society.

## 序論

近年、官僚の腐敗、不祥事などにより、中国で民衆の集団抗議運動（群体性事件）が急速に増加しており、社会の不安定を招く要因ともなっている。民衆の不満を和らげるために、2006年10月11日の中国共産党は第16回中央委員会第6次全体会議において、「中共中央關於構建社会主義和諧社会若干重大問題的決定」（社会主義和諧社会建設に関する若干の重大問題に関する中国共産党中央の決定）という政策を採択し、この政策は徐々に胡錦濤政権の内政政策の中心的な内容になってきた。

しかし、2008年の粉ミルク汚染事件により、国民の間で、食品の安全に対する関心が一段と高まって、現在、年々増加している食品の汚染問題は民衆抗議の主な要因となりつつある。一方、政治の特権階級は安全な「特別供給」食品を享受しているため、積極的に食品の安全問題を改善しようとなし。従って、この制度上の原因により、食品の汚染は国民の健康を損害しているため、構造が暴力を振るっている状態にあると筆者は考える。さらに、食品安全の改善を求めるために、民衆は抗議運動を起こしている。このように、「構造的暴

力」は「直接的暴力」に転換しており、一層社会の不安定をもたらしている。

「構造的暴力」についての研究は多数存在し、環境汚染及び生産管理の視点から中国の食品安全問題を考察する研究も多いが、政治制度の面から中国の食品安全問題を考察する研究は稀なので、本稿の目的は、「構造的暴力」の概念を中国の現実に当てはめて、食品安全問題を検証することである。

本稿では、まず「構造的暴力」の概念を整理する。次に中国の食品安全問題の深刻さと社会不安との関連性を考察する。最後に、特権階級の食品特別供給制度について論述する。

## 一、「構造的暴力」とは

長年、国際政治学の最終的な研究課題は「いかにして戦争を無くし、平和を実現できるか」という目標に設定されてきた。現在、戦争の非合法性の概念の浸透、戦争のコストの増大、民主主義国家の増加などの要素により、大規模戦争発生の確率はますます低下していくと考えられる。1970年代にノルウェーの社会学者ヨハン・ガルトゥング（Johan Galtung, 1930年10月24日～）は、新た

に「平和」についての概念を定義して「平和学」という学問を開拓した。

ヨハン・ガルトゥングは、1991年に出版された『構造的暴力と平和』において、従来の「平和」の概念である「戦争のない状態」を「暴力の不在」と定義し、また「暴力」の概念については、以下のように定義した。

ある人に対して影響力が行使された結果、彼が現実に肉体的、精神的に実現しえたものが、彼のもつ潜在的実現可能性を下まわった場合、そこに暴力が存在する。暴力は、可能性と現実とのあいだの、つまり実現可能であったものと現実に生じた結果とのあいだのギャップを生じさせた原因、と定義される。

次に、「潜在的実現可能性のレベル」と「暴力」との関係について、このように説明した。

もし知識と手段のいずれか、また両者とも、ある集団または階級により独占されている場合、あるいはそれが他の目的に使われている場合には、現実に達成されるレベルは潜在的実現可能性のレベルを下まわり、そのシステムには暴力が存在することになる<sup>1</sup>。

さらに彼は、「もし18世紀に人が結核で死亡したとしても、当時は結核で死亡することは避けがたいことだったから、暴力とみなすことは困難である。しかしもし、世界中に医学上のあらゆる救済手段が備わっている今日、人が結核で死亡するならば、そこには暴力が存在する<sup>2</sup>」と、例を挙げて説明を補足している。

そして、ヨハン・ガルトゥングは、通常の暴力を「直接的暴力 (direct violence)」と「構造的暴力 (structural violence)」に区別し、「直接的暴力」不在の状態を「消極的平和」とし、「構造的暴力」不在の状態を「積極的平和」とした。従って、彼は平和研究において「消極的平和」と「積極的平和」との両方の実現を目指すべきである<sup>3</sup>と主張している。

「直接的暴力」は観察されやすく、加害者も特定しやすい。それに対する「構造的暴力」は観察されにくく、加害者も特定しにくいので、看過される傾向がある。

現在の国際社会において、貧困、搾取、抑圧な

どの発生は、国際システム或いは国内社会のシステムによりもたらされると考えられている。よって、元来人々が享受できるはずの寿命、健康、財産、公正な社会（潜在的実現可能性）などが抑制されているということは、つまり「構造が暴力を振るっている」と言えるであろう。特に発展途上国において、官僚の不祥事、汚職、法律の不備などの原因により、「構造的暴力」の進行は一層速まっている。

## 二、社会不安と食品の安全問題

1980年代、鄧小平の「先富論」により、中国経済は飛躍的に発展を遂げたが、同時にいろいろな危機も孕んでいた。改革開放政策以来蓄積してきた貧富格差、地域格差、環境汚染及び政治改革の停滞などに対して、国民の不満は高まっている。社会保障の不備、治安問題、官僚の不祥事などの問題の改善を要求して、集団抗議運動が頻発してきた。2004年後半から、政策転換を迫られた胡錦濤政権は、経済成長より社会問題の優先的な解決を目指す「建設社会主義和諧社会」（社会主義和諧社会を構築せよ）というスローガンを打ち出した。

現在、各種の社会不正に対する不満が高まって、民衆の集団抗議運動、いわゆる「群体性事件」も年々増加している<sup>4</sup>。1993年から2000年までの10年間、中国の民衆の「群体性事件」の数は1万件から6万件に増え、参加者の数は73万人から307万人に拡大した<sup>5</sup>。同時に、社会の安定を維持するために「公共安全財政支出」という国家予算も年々増えてきた。国家予算の中で、「公共安全財政支出」は最も増加率の高い経費になりつつあり、2009年の増加率は47.5%となった<sup>6</sup>。2010年の「公共安全財政支出」の予算は、5140億人民元に上り、同年の5321億人民元の軍事支出とほぼ同じ金額であり<sup>7</sup>、2011年の「公共財政支出」は軍事費を上回ると予測される。

「群体性事件」を誘発する要因として、2011年に編集された『社会安定風険評価体系報告』（社会の不安定に対する体系的な報告）は食品の安全問題、医薬品の安全問題、医療の安全問題、生産現場の安全問題、インターネットの安全問題を取り

上げて、経済を持続的に発展させるために社会の安定、特に上記の五つの問題に早急に対策を講じなければならない<sup>8</sup>と提言している。五つの問題において、国民の関心度や社会的な影響力の規模を考えれば、やはり食品の安全問題が最も社会の不安定を引き起こす要素であると、筆者は考えている。

食品安全問題の深刻さについて、上海市食品薬品安全研究中心に編集された『食品薬品安全与監管政策研究報告2012巻』（2012中国食品医薬品青書）の調査アンケートデータによると、「食品があまり安全ではない」と答えた人は45.60%、「とても危ない」と答えた人は27.76%の高い割合を占めている<sup>9</sup>。つまり、7割以上の国民は食品が安全ではないと認識している。また、2011年1月、中国共産党系の時事月刊誌『小康』と清華大学媒介調査実験室は共同で、食品の安全に対する消費者の信頼度についてアンケート調査を実施し、『2010－2011消費者食品安全信心報告』（2010－2011食品の安全に対する消費者の信頼の報告）をまとめた。この報告によれば、94.5%の市民が中国の食品安全には問題があると答え、83.5%の市民は食品への安心感がないと答えて<sup>10</sup>、同じような高い比率が出ている。さらに、「なぜ食品が安全ではなくなったか」という質問に対して、48.6%の答えは「政府の監督が不十分」、69.6%の市民が「政府が食品の管理を強化すべきだ」と答えている<sup>11</sup>。

これらの調査結果を見ると、食品の安全問題はすでに深刻な社会問題になっており、問題発生の根本的な原因は、政府の食品監督管理部門が現状を重要視していないためと考えられる。ところが、近年相次いで発生した悪質な食品安全問題に対する解決策について、温家宝総理は2008年から常に製造業者がモラルの欠如に原因があると見なして、「道徳文化建設」を提唱した<sup>12</sup>。つまり、政府は問題の発生原因を企業側に帰着させて、政府の監督管理などの責任を回避しているのである。一方、企業は利益を目的として行動するので、政府の監督管理が不十分である限り、粗悪な食品を製造し続け、食品の安全問題の発生は跡を絶たないであろう。

以下、近年中国で発生した悪質な食品安全事件

を考察する。

## 1、粉ミルクのミラミン混入事件

粉ミルク汚染事件は、近年中国で最も影響の大きく、被害者が多い食品安全に関する事件である。2008年、河北省三鹿集団に製造された乳幼児用粉ミルクに「ミラミン」が混入され、5万人以上の被害者が出て、そのうち5人が死亡したという重大な事件があった<sup>13</sup>。その後、他のメーカーの製品からも次々と「ミラミン」が検出されて、総計3000万人の乳幼児が被害を受けた。被害者の賠償に対して温家宝総理は、「被害者の3000万人に政府が20億人民元の賠償金を用意した」<sup>14</sup>と発言した。乳幼児の健康に甚大な被害を与えたにもかかわらず、一人当たりの賠償金はたった66人民元（約800円）しかないのに、趙連海<sup>15</sup>をはじめ多くの被害者家族が政府機関や関連企業に抗議し続けている。2008年以後、汚染されたミルクを廃棄処分せずを使い回したと見られる事例が、しばしば摘発されているので、ミラミン粉ミルクは国民の健康を損害し続けている。

被害を避けるために、国民の選択肢としては高額な輸入品を購入するしかない。現在、輸入された外国産粉ミルクは主要都市部で98%の市場占有率を占めている<sup>16</sup>。このことから国産品及び政府の食品監督管理部門に対する国民の不信が窺える。

## 2、リサイクル食用油（地溝油）事件

日本では、家庭や飲食店から排出される廃食用油（植物性の使用済みてんぷら油など）を市の施設で回収している。一方中国では、廃食用油を下水道に流すのが普通である。そのため、不法業者は飲食店の排水溝の汚水を集めて加工処理し、そこから油を取り出して再び飲食店に売るといった悪徳商売をやっている。本来は食用には適さない廃食用油が、外食産業市場に大量に出回っていると、2010年3月中旬から中国各紙に暴露された。

武漢工業学院食品科学専門の何東平教授は「中国人は年間2250万トンの動物性および植物性油脂を摂取するが、そのうち200～300万トンが『リサイクル油』である」<sup>17</sup>と断言している。生産コス

トがほとんどかからないリサイクル油は、急速に中国全土に広がって一般的に使用されている。ある医学データによれば、この「リサイクル油」を長期間摂取すると発育障害や腸炎、肝臓や心臓、腎臓などの臓器肥大、脂肪肝などを発症する恐れがあり、さらには発癌性の高いアフラトキシンも含まれており、その毒性は砒素の100倍である<sup>18</sup>とも指摘されている。2011年12月、貴州省仁懐市の中学校の食堂はリサイクル食用油で作った料理を生徒に提供して、生徒たちの大規模抗議活動を引き起こした<sup>19</sup>。その後、リサイクル食用油は全国規模で取り締まられたが、これらは消費者自身には検証しにくい問題なので、今でも流通している可能性は高い。

### 3. 毒の医薬品用カプセル事件

2012年4月15日、中国中央テレビ（CCTV）は『毎週質量報告』において、中国の一部のヨーグルトやゼリーに、不法業者が廃棄した革靴などの皮革で作ったゼラチンが使用されていると明らかにした。その後、さらに毒性ゼラチンは医薬品用のカプセルにも悪用されているとマスメディアによって報道された。中国の大手製薬会社の9社の汚染されたカプセルからは、基準値より90倍以上の毒性の強い六価クロムが検出された<sup>20</sup>。

食用ゼラチンの原料には動物の皮や骨などが使われる。しかし、専門家によれば、革靴などの廃棄皮革を原材料にした場合は、靴の製造にはクロム入りの化学製剤が使用されているので、人体の骨格や造血幹細胞を破壊し、骨格の発育及び皮膚組織に甚大なダメージを与えて、さらにその毒性はミラミン以上である<sup>21</sup>と指摘されている。大量の毒性カプセルが市場に流通されて、多くの患者の健康をさらに悪化させた。一方、関連する法律の不備などにより、被害者が当該企業に賠償を求められない実情もあるので<sup>22</sup>被害者の不満を一層高めている。

上記の食品安全事件以外にも、毒饅頭、瘦肉精（塩酸クレンブテロール）豚肉、カドミウム米、発癌性のヒラメ、ミラミン鶏肉など広範囲な食品安全事件が相次いで起きており、国民の健康に多大な損害を与えている。

これらの大規模な食品安全事件の経過を考察すると、いくつかの共通点がまとめられる。それは、i 被害者は一般国民、ii 賠償が難しい、iii 政府に対する不満が高まる、である。これらの点によって、食品安全事件は大規模な抗議運動に転化しやすく、国家の安定運営に影響を与えられられる。

食品安全事件の発生原因については、土壤の汚染、食品管理部門の不祥事、メーカーの安全意識の低下などがよく指摘されるが、筆者はその根本的な原因が特権階級の食品特別供給制度にあると主張する。現在の中国では、この制度は一般の国民の間でも知られているが、長年にわたって守秘のために詳細内容を一切公開されなかった。近年、中央政府のみならず地方政府の官僚でもこの食品特別供給制度を享受するようになって、時々マスメディアに世間一般に暴露されている。以下、筆者は近年公開された食品特別供給制度の担当者の回想文章及びマスメディアの報道などの資料を使用して、中国の特異な食品特別供給制度を分析する。

### 三、特権階級の食品特別供給制度

中国の特権階級の食品特別供給制度（tegong, or special supply）（以下：特供）とは、建国初期から国の指導層、外国元首の招待宴に特別に安全な食品を提供するという制度である。「特需供給」或いは「特需」ともいわれる。特供の担当機関は公安部の付属機構「中南海特需特供站」であり、秘密を守るために通常「北京飯店招待所」と称した。1955年12月、北京市第三商業局（後に第二商業局と合併）は特供の担当を公安部から受け継いで、「北京市食品供給站」と改名した。場所は東安門大街34号なので、秘密を守るために通常「34号」と略称されている。現在、北京市第二商業集団（元北京市第二商業局）は、長年にわたって共産党及び国家、北京市の重要な政治活動において食品の特別供給の任務を担当している<sup>23</sup>ので、中央政府の特供を担当する主要部門の一つであると考えられる。

1960年代の初め、中国は大飢饉に見舞われ、餓

死者は3000万人前後と推定され、いわゆる「三年自然災害」が発生した。ところが、このような困難な時期にもかかわらず、特権階層への安全な特供食品が止まることはなかった。1960年7月30日、齊燕銘國務院副秘書長（当時）が中央政府に提出した報告書に初めて特供の詳細供給及び提供対象を明確に規定した。その提供対象とは、i 副委員長、副総理、国防委員会副主席、政治協商副主席、最高人民法院院長、最高人民検察院検察長、ii 人民代表大会及び政治協商会議の在京常任委員、國務院各部の部長及び副部長、主任及び副主任、最高人民法院副院長、最高人民検察院副検察長、人民代表大会及び政治協商会議の副秘書長、各民主党派の主席と副主席、在京の高級知識階層、上記職務に相当するが職名の異なる者、給与ランキングの7級以上の者、iii 人民代表大会の在京党外代表及び政治協商会議の在京党外委員、國務院各部委党外の正・副司局長及び党外の國務院参事、各民主党派の在京の中央常務委員、在京党内外高級知識層の二・三級に当たる者、上記職務に相当するが職名の異なる者、給与ランキングの11級以上の者<sup>24</sup>、である。特供の対象は職位の高低によって与えられる食品の数量も異なる。特供の恩恵を享受する指導層を見れば、当時の中央政府の高級官僚及び高級知識層をほぼ網羅している。

特供の特殊性及びその厳格性については、元北京第二商業局の幹部だった高智勇が、2007年の投稿論文で世間に公開した。特供の特殊性とは、数量、品質、種類、定刻、迅速、安全などの各方面において、手を抜かずに全力を尽くすことである<sup>25</sup>。また、厳格性とは、すべての原材料の生産、収穫、加工、製造、検査、包装、配送など各方面において、専門の職員、専門の設備、専門の倉庫、専門の車両で行われており、さらに、商業局が特供を担当する職員を任命し、公安部第八局が政治主張や出身などを調べた上、守衛及び検査を担当する職員を任命する<sup>26</sup>、ということである。このような厳しい安全管理によって特供の安全、安心は保障されている。

特供食品の供給地として北京の「香山農場」が名高い。2007年、張宝昌元中国共産党中央警備局の職員は、建国初期共産党高級幹部専用の香山農

場の存在を初めて明らかにした。建国初期、中国共産党中央弁公庁及び公安部は、国家指導層の健康と安全を守るために北京市の玉泉山<sup>27</sup>に香山農場を創設し、主に乳製品、卵、新鮮な野菜を指導部に供給しており、香山農場は高級幹部専用の農産物特供制度の幕を開いた<sup>28</sup>と、張宝昌は証言している。

特供制度の存在について、中央政府の官僚は公式に認めたことはないが、否定したこともない。初めて特供の存在を承認した共産党の高級幹部は、広東省の省委書記の汪洋である。2011年7月4日、頻発する食品の安全問題の解決について、汪洋はネット利用者との交流において「我々は特供を享受しておらず皆さんと同じような食品を食べている」<sup>29</sup>と発言した。実際、十数年前から広東省は専用農場を設けて安心、安全な農産物を広東省の高級幹部に提供し始めた<sup>30</sup>。汪洋発言後の間もなく、同年10月にインターネット上に「中央国家机关特供製品授牌儀式」（中央国家机关への特供製品権限の授与式）の記念写真（写真一）が流され、特供の存在が確認されて特供に対する国民の不満を一層高めることになった。

写真一 特供製品権限授与式 出所：中華網



特供製品の生産管理について、提供する企業には「特需農産物質量安全（企業）年度考核表」（農産物を特別供給する企業の年次審査表）が配られる。筆者は関連企業の協力を得てこの審査表を入手した。当審査表は合計3頁、北京市特需農産物服務中心（北京市農産物特別供給サービスセンター）という機構に作成され、提供製品の安全について多くの項目がチェックされており、さらに専門家の評価及び同サービスセンターの評価の記入欄も載っている。そして審査表の末尾で「いず

れのチェック項目が不合格の場合、直ちに製品提供の資格を取り消す」と警告している。このように中国にも整った食品の管理体制が存在するし、さらに食品の供給を大陸に頼っている香港に対し、大陸から輸出された食品の安全性は99.999%の高い合格率に達している<sup>31</sup>。つまり、食品製造管理の不備が、頻発する食品安全問題の根本的な原因ではないといえよう。

前述した特供を受けている特権階級は、今も受け続けていると考えられるが、現在、特供を受けられる階級はさらに広がった。北京市順義県李橋鎮王家場に位置する「北京海関野菜基地暨鄉村俱樂部」（北京税関野菜提供基地及び農村クラブ）は北京税関に安全な野菜を提供する農場であり、周辺の住民たちに「海関大圃」と呼ばれている。近年、北京市内の自動車保有台数の急増は交通渋滞や大気汚染をもたらしたので、特供食品が汚染されないよう、しかも迅速に中央政府の特権階級に届けるように、多くの特供専用の農場は北京空港の近辺に新しく設けられた<sup>32</sup>。現在、北京税関のみならず、全国の各地に各地方政府の専用農場が存在し、地方政府の共産党幹部に特供の食品を供給している<sup>33</sup>。

他方、有名なスポーツ選手も特供を受けているのは周知の事実である。中国では、豚肉の赤身を増量するため、養豚農家が「瘦肉精」と呼ばれる筋肉増強剤を豚に投与することが問題になっている。2010年8月、ドイツ卓球協会は中国オープンでのドーピング検査で塩酸クレンブテロールが検出された所属ドミトリ・オフチャロフ(Dimitrij Ovtcharov)選手を2年間の出場停止処分を言い渡した。その後、本人が故意に摂取したのではなく、滞在先の蘇州市内のホテルで食べた豚肉の残留薬物が原因であるという可能性が高いと判断されて処分は撤回された<sup>34</sup>。勿論中国国内でも、食品添加物の乱用により、スポーツ選手がたまたま薬物に陽性反応を示し、出場停止処分とされるケースもよくある。そのような事態を防ぐために、国家体育総局はオリンピック大会の代表選手に安全な特供を提供し、さらに外での飲食を控えるように呼びかけて<sup>35</sup>、選手たちの健康を配慮している。特権階級以外、特供を受けている一般国民は限られたス

ポーツ選手のみである。

中国の特供制度は新中国建国後の直後に始められ、それ以来、特権階級は一般人と区別して特供を享受し続けている。1980年代以前、食品の安全問題はそれほど多発しておらず、特供は十分な食品の量を特権階級に供給していたが、1990年代から食品の安全問題がますます深刻化して、特供は量のみならず、より安心、安全な食品を提供するように変わってきた。

## 結論

中国人は飲食を重要視する国民性を持ち、「民以食為天」（人民には食べ物が最も重要なことである）と言われるように、安心、安全な食品に高い関心を持つ伝統がある。ところが、1990年代からの経済の急速な発展とともに食品安全問題も多発するようになった。2008年以後、ミラミン粉ミルク汚染事件、リサイクル食用油事件、毒の医薬品用カプセル事件などにより、食品安全問題は一層深刻化して、被害区域も全国規模に拡大した。

一方、中国にはその詳細が公開されていない「特供」制度が存在して、特権階級は特別ルートで提供された安全な食品を享受している。元々特供は中央政府の特供階級しか享受できないものであった。けれども、食品問題の深刻化により、中央政府の下部組織及び地方政府も中央政府の「特供」を模倣し、専用農場を設けて安全な食品を享受するようになった。

現在の政治の基本姿勢とは、政治指導者は常に国民とともに喜び、国民とともに苦しまなければならないことであろう。さらに、社会主義を標榜する中国共産党は、元来、平等社会の建設に積極的に寄与しなければならない。しかし、新中国の成立後間もなく、共産党の高級幹部は国民から託された権力を濫用して、国民の生活を凌駕する「特供」制度を創設した。現在の中国においても、政治指導者は安全な特供食品を享受し続けているため、食品の安全問題を対岸の火事と見なして、決して誠実に問題に取り組もうとはしない。このように、特供制度の存在は国民の健康を侵害しているため、そこには「構造的暴力」が存在している

といえよう。つまり、制度的構造が国民に対して暴力をふるっている状態にある。また、食品安全事件の発生とその経過を考察してみると、このような「構造的暴力」は時として「直接的暴力」を引き起こしている。よって、政治指導者にとっては、これはもはや無視できない社会問題となっている。

## 注

- <sup>1</sup> ヨハン・ガルトゥング著、高柳先男訳『構造的暴力と平和』中央大学出版部、1991年、5-7頁。
- <sup>2</sup> 同上、6頁。
- <sup>3</sup> 同上、52頁。
- <sup>4</sup> 「群體性事件」の詳細については、杜震「中国の群體性事件及び政府の対応」（国際文化表現学会編『国際文化表現研究』第8号、2012年、395頁）に詳しい考察がある。
- <sup>5</sup> 中国社会科学院編『中国社会形勢及び予測（2005年版）』（社会青書）中国社会科学院社会科学文献出版社、2005年、79頁。
- <sup>6</sup> 「天倫維穩不是長久之計」、『社会科学報』、2010年5月27日。
- <sup>7</sup> 中国財政部発行『關於2009年中央和地方予算執行情況与2010年中央和地方予算草案的報告』、2010年3月16日、2頁。
- <sup>8</sup> 北京城市發展研究院編『社会穩定風險評估体系報告』、2011年。
- <sup>9</sup> 上海市食品藥品安全研究中心編『食品藥品安全与監管政策研究報告2012卷』、2011年。
- <sup>10</sup> 「2010-2011消費者食品安全信心報告」、中共中央求是雜誌社編『小康』小康雜誌社出版、2011年第1期、52頁。
- <sup>11</sup> 同上。
- <sup>12</sup> 「温家宝痛斥染色饅頭瘦肉精」、『京華時報』、2011年4月18日。
- <sup>13</sup> 「メラミン汚染、なぜ？中国産粉ミルク 患者5万人以上」、『北海道新聞』、2008年9月26日。
- <sup>14</sup> 「中国毒奶受害兒童家長質問温家宝」、Voice of American、<http://www.voachinese.com/content/parents-victim-tinted-milk-20100228-85765852/462703.html>、2012年6月18日アクセス。
- <sup>15</sup> 趙連海（1972年5月21日—）はメラミン混入粉ミルク被害者の訴訟団体である「結石宝宝之家」の創立者。2010年に当局によってでっち上げの罪名で懲役2年半を言い渡された。
- <sup>16</sup> 「一線城市洋奶粉占98%市場 國産奶海外貼牌自救」、『羊城晚報』、2012年6月5日。
- <sup>17</sup> 「中国人一年吃約300万吨地沟油 毒性百倍于砒霜」、『中

国青年報』、2010年3月17日。

- <sup>18</sup> 『『リサイクル油』その原材料は下水道汚水！年間300万トンが国民の胃袋へ—中国』、Record China、<http://www.recordchina.co.jp/group.php?groupid=40623>、2012年6月27日アクセス。
- <sup>19</sup> 「黔中学生怒砸食堂 懷疑飯菜中有地溝油校長被暫停職務」、『京華時報』、2011年12月19日。
- <sup>20</sup> 「13胶囊涉皮革明胶停售停用」、『新京報』、2012年4月16日。
- <sup>21</sup> 「專家称毒胶囊超標危害超過三聚氰胺」、『三秦都市报』、2012年4月25日。
- <sup>22</sup> 「毒胶囊事件公益律師团：懲罰性賠償難度大」、『每日經濟新聞』、2012年4月27日。
- <sup>23</sup> 「集团紹介」、北京市第二商業集團のホームページにて確認、2012年6月10日アクセス。
- <sup>24</sup> 「中共中央転発齊燕銘關於在京高級幹部和高級知識分子特需供応的報告的指示（1960年11月9日）」、中共中央文献研究室編『建国以来重要文献選編・第13冊』中央文献出版社、1997年、253頁。
- <sup>25</sup> 高智勇「北京市困難時期商品供応追記」、中華炎黄色文化研究会編『炎黄春秋』炎黄春秋雜誌社出版、2007年第8期、16頁。
- <sup>26</sup> 同上。
- <sup>27</sup> 玉泉山は北京市の西郊にある山であり、頤和園の昆明湖の水源でもある。明清時代帝王貴族の保養の勝地であった。
- <sup>28</sup> 張宝昌「開啓高級領導食品特供制度—香山農場：為中央首長特供農産品」、人民日報社弁公庁編『文史参考』文史参考雜誌社出版、2011年第15期、73頁。
- <sup>29</sup> 「汪洋：对食品安全有切膚之痛 広東官員没有特供」、<http://www.chinanews.com/gn/2011/07-04/3154301.shtml>、中国新聞網、2012年6月15日アクセス。
- <sup>30</sup> 「低調種菜」、『南方週末』、2011年5月5日。
- <sup>31</sup> 「周一岳贊供港食品安全率99.999%」、『広州日報』、2012年6月24日。
- <sup>32</sup> “In China, what you eat tells who you are”, *Los Angeles Times*, September 16, 2011.
- <sup>33</sup> 「低調種菜」、『南方週末』、2011年5月5日。
- <sup>34</sup> 「仙林訓練中心欲自辦養殖基地」、『南京日報』、2012年2月29日。
- <sup>35</sup> 「奧運年嚴防『禍从口入』」、『新京報』、2012年2月27日。

## 参考文献：

- 王元編『マクロ中国政治—社会變動の周期性を中心として』白帝社、2011年。
- 国分良成著『現代中国の政治と官僚制』慶應義塾大学出版会、2003年。
- 周勳著、廖建龍訳『中国の危ない食品—中国食品安全現状調査』草思社、2007年。

富坂聰著『中国ニセ食品のカラクリ』角川学芸出版，2007年。

三浦有史著『不安定化する中国—成長の持続性を揺るがす格差の構造』東洋経済新報社，2010年。

エチアヌ・バラッシュ著，村松祐次訳『中国文明と官僚制』みすず書房，1971年。

N.Jスメルサー著，橋本真訳『変動の社会学』ミネルヴァ書房，1974年。

“Violence, Peace, and Peace Research”, *Journal of Peace Research*, Vol.6, No.3, 1969, pp.167-191。

# ネパールの社会開発におけるマイクロファイナンスの活動と ソーシャル・キャピタル

青木 千賀子

Chikako AOKI. Effectiveness of Social Capital Through Microfinance in Nepal. *Studies in International Relations* Vol. 33, No. 1. October 2012. pp. 35 – 43.

In Nepal, the disadvantage groups, including particularly the *Dalits*, the impure and untouchable and the lowest group in social hierarchy according to the Hindu (religion) Caste System and the women in general are yet denied access to basic services such as education, employment, and politics at all levels. In such circumstances, the poor women in Nepal have started activities to build a self-helping organization and becoming members in a participatory type of development, so that they can climb out of poverty with their own hands. Activities utilizing a small amount financial system called microfinance (MF) have been effective in improving income by starting businesses with small loans or as loans for ceremonial occasions, illness, natural disasters or unforeseeable accidents.

The concept of social capital (SC) is getting more important in social development programs. The paper, which is based on the field surveys conducted by interviews in 2009 through 2011, analyses the effectiveness of social capital with specific reference to MF program.

The study concludes that MF program has created a SC which has empowering effects such as their participation in community work, awareness building, capacity building, and decision making on women's group of the *Dalits*.

## 1. はじめに

社会開発, 貧困緩和, 女性の自立支援のための手段として, 世界の草の根でコミュニティを基盤としたマイクロファイナンス (Microfinance: 以下, MF, 小口金融) が広がっている。これまでは, 1976年にムハマド・ユヌス氏が小口融資と返済によって運用を開始したマイクロクレジット (Microcredit: 以下, MC, 小口融資) が途上国の貧困層を対象に使用されてきたが, 最近ではこの融資のみの初期形態から貯蓄制度や保険等を加えた持続性のある総合金融サービスへの拡張が図られ, 小口金融という意味で広義にMFが一般的に使われるようになってきた。

世界最貧国の一つに挙げられている南アジアのネパールでも女性グループにより, MF活動が貧困層を中心に展開されている。ネパールでは, 国民の約8割がヒンドゥー教徒であり, 就労人口の約65%が農業に依存している。今なお生活文化の中に根強く残るカースト制度 (1963年, 法では廃

止) という社会の階層システムの中で, カーストの最底辺に置かれた被差別集団である「ダリット (Dalit: 抑圧された者の意)」は政治, 経済, 教育, 医療等の面で厳しい状況に置かれてきた。なかでも女性は, 「マヌ法典」の女性蔑視の思想 (女性の劣等性や不浄性を説く) や家父長制の規範から, 人間としての基本的な権利や, 国や社会から公平に扱われる権利も得られないできた。このような状況の中で, ダリット女性たちは自らの手で, 貧困から脱する手掛かりを得ようと, 参加型の開発の担い手となり, 地域でグループを結成し, グループ内の信頼, 規範などを基本にした協働行動を培いながらMFの活動を開始した。

MF活動を通して, このグループ内の協調・協働活動が人間関係を豊かにし, 円滑に機能させるもとになっているといえるが, このように目に見えない有用な「資本」はソーシャル・キャピタル (Social Capital: 以下, SC, 社会関係資本) と呼ばれている。

SCの概念が注目されてきたのは1990年代の後

半であるが、その大きな契機となったのは、アメリカの政治学者ロバート・パットナム（Robert D. Putnam<sup>1)</sup>）によるイタリアの研究“Making Democracy Work（邦題：『哲学する民主主義』）”である。パットナムは「SCとは、人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることのできる、「信頼」「互酬性の規範」「ネットワーク（絆）」といった社会組織の特徴」と定義した。SCの定義については、このパットナムの他<sup>2)</sup>OECDでは、「SCとはグループ内部またはグループ間での協力を容易にする共通の規範や価値観、理解を伴ったネットワーク」と定義している。また、発展途上国の社会開発においてSCの活用に関心を持つ世界銀行では、パットナムの定義を狭義とし、「SCとは社会的なつながりの量・質を決定する制度、関係、規範であり、社会構造全般と対人関係にかかわる個人の行為を規定する規範全体」という非常に幅広い意味に解釈できる定義を与えている。すなわち、信頼感やネットワークとともに、制度、社会の仕組みの役割が強調されたものとなっている。

本稿では、フィールドワークを通してネパールの女性グループによるMFの活動におけるSCの社会的効果やそれらが社会開発にどのような役割を果たすのか、すなわち、カースト制度の文化の残る階層社会のなかで、仕事、教育、保健・衛生、差別・暴力問題等の社会開発の課題に、MFとSCがいかに機能し、シナジー効果をもたらすか、地域性を活かした協働モデルの構築と活用について今後の展望と課題を探る。

## 2. マイクロファイナンス（MF）の活用実態

マイクロファイナンス（MF）は、融資を中心に始まったマイクロクレジット（MC）の基本理念が根底にある小口金融制度である。MCは、社会的信用力や資産がなく、既存の金融機関からは融資を受けにくい途上国の貧困層に、無担保で小額の事業資金を貸し付ける支援制度である。貧困層が自助組織を作り、参加型開発の担い手となり、経済的活動を開始することにより、自らの手で貧困から脱する手がかりを得るというものである。

定期的な小額返済によって運用されている。借り手は当初、男女ほぼ半々であったが、今では多くが女性であり、返済率が97%と非常に高い。MCは、バングラデシュのグラミン銀行（Grameen Bank）が小口融資専門銀行の先駆けとされ、ムハマド・ユヌス氏は、「返済の伴わない援助は人間の尊厳を傷つけ、自助努力や自己責任を忘れがちになる<sup>3)</sup>」と強調する。ユヌス氏は、この功績を認められて、2006年12月にノーベル平和賞を受賞している。

MFは、政府や援助機関の開発プログラムとして既存の金融機関やあるいはMF専門機関等を通して行われるものなどがあるが、実際には銀行、協同組合銀行、NGO、グループ内でのお金の管理等で運用されている。MFもMC同様、貧困層の多くが既存の金融機関からは融資を受けにくく、高利での借りに頼らざるを得ない状況の中で、収入のほとんどを返済に充てるため、これまで経済的自立への道が阻まれ、貧困からの脱却が困難となっていた。MFは、この状況を打破するために開発された小口金融システムである。

MFは、今日では開発途上国のみならず、先進国を含む130カ国以上の国々で、NPO・NGOを中心に運用されており<sup>4)</sup>、地域にあった多様なやり方で展開されている。日本でも、ap bank（Mr. Childrenの小林、櫻井らのNPO）が環境保護や自然エネルギー促進事業、省エネルギーなどの活動に対しての融資を行っている。

## 3. ソーシャル・キャピタル（SC）の概念の展開および分類・類型化

### 3-1 SCの概念の展開

日本では、「2011年3月11日の東日本大震災の際には、日本の人々は互いに譲り合い、整然と行動し、日本という国の社会関係資本（SC）の厚みを世界に示した。」と稲葉（2011）が述べている<sup>5)</sup>。また、山内（2005）<sup>6)</sup>は、「日本の伝統社会には助け合いという互酬の慣行が深く根付いており、“お互いさま”という言葉には、直接的な見返りを求めない他者への奉仕の気持ちと、将来自分が困難に陥った時に他者が助けてくれるかもしれ

ないという期待が込められている。」と述べている。

SCが、近年、世界的に注目を集めているのは、SCが生活の質（社会治安、教育、健康増進など）に影響を及ぼすということが実証されているからであり、具体的には、人口に占めるボランティア活動行動者の比率が多い都道府県ほど、犯罪発生率、失業率が低く、出生率が高くなっているという報告もある<sup>7)</sup>。

SCの概念のこれまでの展開については、宮脇(2004)<sup>8)</sup>が以下のように簡潔に述べている。SCの概念は、1916年にアメリカの教育学者ハニファン(L.J.Hanifan)が善意、仲間意識、社会的交流等をSCとし、地域や学校におけるコミュニティ関与の重要性を指摘したことにはじまる。そして、1993年に前述のпатナムが“Making Democracy Work”と題する論文の中で、イタリアの北部と南部で州政府の統治効果に格差があるのは、「信頼」・「規範」・「ネットワーク」を通じた協働のSCの蓄積の違いによるものと指摘し、SCが社会的効率性を高めることを明記した。北部地方政府の方が、効率的で良好な統治制度を持つ理由をネットワークが水平・横型で参加等の協働が浸透している点を挙げて説明している。その後、英国、オーストラリア、米国等で官民を通じた研究が展開されている。

### 3-2 開発に関する研究とSCの計測分析、および分類・類型化

坂田(2002, 2011)<sup>9),10)</sup>によると、патナムの“Making Democracy Work”の論文以降、途上国の開発問題を解く1つの重要な鍵として、SCの概念は多くの援助機関、NGO、あるいは開発問題の研究者らの関心をひきつけ、特に世界銀行がSCの議論を取り上げ始めたことが、展開のきっかけとなった。世界銀行は、1993年に学者とNGO代表で構成される「環境の持続可能な開発に対する副総裁諮問委員会」の中で、SCに関する議論を始め、さらに1996年には「ソーシャル・キャピタル・イニシアティブ」(Social Capital Initiative: 以下、SCI)というワーキング・グループを組織した。このグループは、SCの「指標化」と「計測」の方法論の形成に大きく貢献し、その概念を開発

事業の活用に展開していった。その基本的な考え方は、SCをいくつかの要素からなる総体ととらえ、要素ごとに定量化するというものである。

また、SCIはпатナムらが協調行動の前提として描いている水平的な人間関係だけではなく、垂直的な関係つまり政府や行政と住民との関係や法などのフォーマルな社会構造・社会制度、様々な規模や目的のネットワーク、政治的自由といった価値観に関わるもの、非市場的な制度・構造もすべてSCの範疇に取り込んだ<sup>11)</sup>。

SCIは、様々なSCを3点の基準から分類・類型化<sup>12)</sup>し、それらの関係性を提示している。

#### (1) 構成要素の特徴：制度的／認知的SC

- ①「制度的 (structural) SC」：社会組織・制度の存在に関連したSCで、ネットワーク、組織での役割、ルール、手続きなどを指す。
- ②「認知的 (cognitive) SC」：個人の心理的な変化プロセスや態度に直接影響を与えるSCで、規範、価値観、信条などのことである。この2種類のSCは相互補完的である。

#### (2) 範囲：マイクロ／マクロのSC

- ①「マイクロ (micro) なSC」：コミュニティ、あるいは小集団内における情報チャネル、住民間の協調行動の枠としての組織、ネットワークなどを事例研究の対象として、それらの参加者間のSCと家計所得、小規模金融、農業技術普及などのパフォーマンスとの相関を示すものがある。
- ②「マクロ (macro) なSC」：より広範な住民を含む社会・政治的環境に関するものであり、政治制度、法的拘束力などを指す。

#### (3) 対象とチャンネル：内部結束型／橋渡し型SC

- ①「内部結束型 (bonding)」：コミュニティなどのグループ内の結束を強化させるSCで、情報の共有、取引費用の低下、機会主義的行動の抑制などをもたらす、協調行動のインセンティブをグループにもたらす。社会全体やコミュニティのまとまりの良さを凝集性 (cohesion) というが、このコミュニティの凝集力を高める。
- ②「橋渡し型 (bridging) SC」：グループ外の他の集団や政府などのフォーマルな制度・組

織との連携を強め、コミュニティ・グループと関係機関との水平及び垂直のネットワークを構築するSCで、政府のサービスや市場など外部の情報・機会へのアクセスを増加させ、グループの交渉能力を向上させるなどのメリットをもたらす。

この2つのSCは補完関係にあり、コミュニティと行政の間に「橋渡し型SC」を形成し、「シナジー（協働）関係」を築くことが持続的な発展には重要である。

宮脇（2004）<sup>13)</sup>によるとSCは、具体的にはボランティア活動や官民連携など幅広い横型ネットワークによって支えられる。それは、地域を支える主体の社会的応答性を高める仕組みである。SCの質が高い地域では、地域内の社会的応答性が創造的に高まり、地域の治安や経済活動が改善し、出生率も高まるといった実証結果も報告されている。

稲葉（2011）<sup>14)</sup>は、SCが日常生活に影響を及ぼす分野として、①企業を中心とした経済活動、②地域社会の安定、③国民の福祉・健康、④教育水準、⑤政府の効率などを挙げている。また、開発協力の分野においては、地域社会開発、農業、森林保全、プライマリー・ヘルスケア、教育、MF等が事例分析として報告されている<sup>15)</sup>。

#### 4. マイクロファイナンス（MF）と相互扶助システムとしてのソーシャル・キャピタル（SC）

～ネパールのMF実態調査から～

##### 4-1 MFの活動とSC

稲葉（2002）<sup>16)</sup>は、NPOが社会構成員間の信頼と規範を高めるSCの提供者としての機能を有し、NPOの活動自体がSCを醸成すると同時に、セクターとしてのNPOが総体としてSCを育むと提示している。

また、内閣府は『コミュニティ機能再生とソーシャル・キャピタルに関する研究調査報告書』<sup>17)</sup>のなかでSCと市民活動との関係を図1のように示し、以下のように説明している。ボランティア・NPO・市民活動に参加している人達は、地域活動に参加していない人と比べて、人を信頼できると思う人が相対的に多く、近隣でのつきあいや社会的な交流も活発な傾向にある。実際、ボランティア・NPO・市民活動への参加者は、他の地域活動にも積極的であり、また居住地域を越え、多様な人達との交流が広がっている様子が窺える。他方、人を信頼できると思っている人達、近隣でのつきあいや社会的な交流の活発な人達は、そうでない人と比べて、ボランティア・NPO・市民活動に参加している人が相対的に多く、今後新たに参加したいとの意向を持っている人も多い傾向にある。

こうしたことから、ソーシャル・キャピタルの培養と市民活動の活性化には、互いに他を高めていくような関係、すなわち、「ポジティブ・フィー

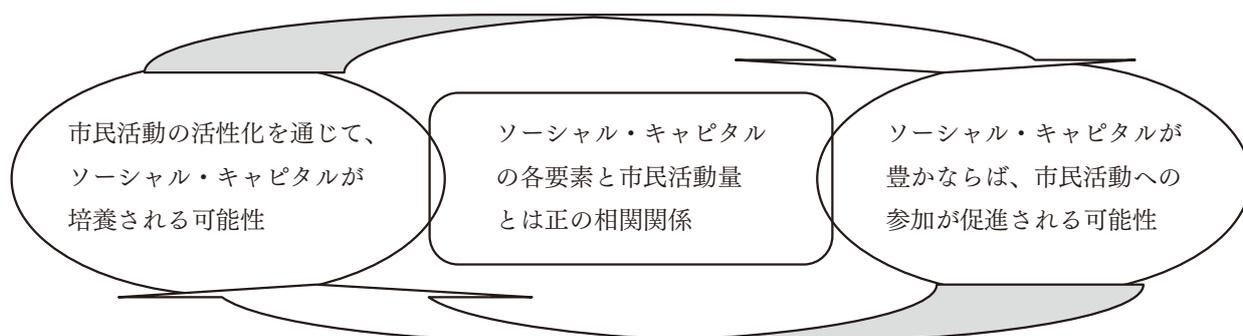


図1 ソーシャル・キャピタルと市民活動との関係

出典：『コミュニティ機能再生とソーシャル・キャピタルに関する研究調査報告書』（内閣府経済社会総合研究所編 平成17年8月）

ドバック」の関係の可能性があると考えられる。

#### 4-2 ネパールのMFの活動実態

かつての日本の地域社会では相互扶助システムとして、結や講があったと山内（2005）<sup>18)</sup>は次のように述べている。「結は、田植え、稲刈り、屋根葺き等、多くの手が一時に必要な時に、コミュニティ内で労働力を融通し合う仕組みである。また、頼母子講や無尽は、様々な社会事業を行うために講員（加入者）が共同で積み立てた資金を、融資を必要とする講員に貸し付ける小口金融制度であり、さらに天災や事故などの不測の事態に備える保険としても機能していた。」まさに、以下に述べる現在ネパールで行われているMFと通底する制度が日本でも行われていた。

MFとSCとの関係については、グラミン銀行の例を出して、佐藤、足立（2002年）<sup>19)</sup>が次のように述べている。「グラミン銀行の成功の一因として、透明な融資手続きやメンバーによるグラミン銀行の株式保有、融資返済に関する規範の形成などのミクロレベルの制度的SC及び認知的SCの形成・蓄積が確認され、このようなミクロレベルのSCの蓄積によって“貧困層には融資の返済能力がある”という認識が国内外に広まり、マクロレベルのSCにも影響を与え、MFの法整備に至った。」

ネパールのMF活動については、筆者が実施したネパールの西部から東部に至る23のダリット女性グループの実態調査<sup>20),21)</sup>（2009～2011年）結果から、SCとの関連について考察する。MF活動は、インドとの国境に近い平野地帯や都市部に近いところで、融資を利用して家畜の飼育や野菜の栽培により、所得向上をはかる目的で資金が運用されていた。しかし、その他の地域の多くのグループでは貧困ゆえの生活不安を解消するために、それぞれのグループで毎月少額のお金を出し合い、集金したお金をプールして病気や天災等不慮の災難時や冠婚葬祭、出稼ぎに必要なお金、子どもの教育費として多目的に運用していた。

グループメンバーについては、カーストの階層が最底辺のダリットを中心に、最上層のパフン、次のチェトリ、またエスニック・グループ（民族）<sup>22)</sup>等も混じってグループ活動を行っている。男女については、男性の出稼ぎが多いため、一部で

男女混合のグループがみられたが、ほとんどは比較的居住地から移動することが少ない女性の既婚者で構成されていた。大江（2006）<sup>23)</sup>も指摘しているように、これは、資金を獲得後、持ち逃げなどによる返済率が下がることが少なく、また、他に資金獲得の機会が少ない女性の場合は、よりこのインセンティブが高まり、着実な返済を実現する。すなわち、皮肉なことに、女性を対象としたMF活動の成功率が高いことの裏側には、女性が経済的、金融的手段へのアクセシビリティが低いという事実があり、女性のこうした機会を向上することが社会政策上大きな課題であることを示しているともいえる。

グループ人数に関しては、20人前後が多く、結成年数については、2～4年というところが圧倒的に多かった。20名を越えたところは、時期を見て半分に分けて活動をしていた。

1人、1ヶ月当たりの集金額では、5～1,000ルピー（1ルピー＝約1.24円、2009年の調査時）とグループにより大きな差があるが、20～50ルピーが最も多かった。集金した資金をグループでオーナーシップをもって維持管理し、メンバーへの利率も自主的に決定し、返済利子額は、1ヶ月当たり100ルピーに対して2ルピーというところが多かった。MFのグループの返済の特徴は、貸し出す際に返済の期間、額をグループ内で詳細に決め、1か月ごとに決めた額を定期的に返済することである。返済は、小額ずつであっても定期的かつ頻繁に回収する方式をとっており、このことがグループ内の信頼、規範を高め、返済不履行者をこれまで出していない理由になっている。

また、資金を増加させるためには、ある程度の利子収入が必要となるが、増えた利子による資金はグループに還元されるため、このことはメンバーの返済インセンティブを高めることにもなる。MFの活動をとおして、貸出活動がグループ内部の規範を醸成し、自主管理能力を育成しているといえる。

MFの活動の意義については、外出が自由でできなかった女性たちにとって毎月1回のミーティングで定期的に集まること自体に大きな価値を見出し出しており、それぞれの悩みや問題を話し合う

情報交換の場と化していることが最も大きいという。自己主張や意思決定ができるようになり、自信と尊厳を獲得しつつあると言っている。このようなメンバー同士の横のつながりが、農村での人間関係を豊かにし、男性社会で弱い立場に追い込まれやすい女性を精神的、経済的にも支え、女性の家庭や地域の地位向上と自立の支援にも大きく貢献し、エンパワーメントへの原動力ともなってきたといえる。

MFの活動を通して、パットナムのいう「信頼」、「規範」、「ネットワーク」のSCによる社会組織が構築され、協調行動を活発にすることによって、社会の効率性、グループの活性化に繋がっていることが分かる。図1の「SCと市民活動との関係」のように「SCとMFとの関係」を図式化すると図2のように表わすことができる。

### 4-3 SCの分類・類型化の指標とネパールのMF活動

ここで、世界銀行が組織した前述のSCI（ソーシャル・キャピタル・イニシアティブ）のワーキング・グループが示したSCの指標とネパールのMFの活動について対比しながら検証をしてみたい。

#### (1) 構成要素の特徴：制度的／認知的SC

- ①「制度的（structural）SC」：a. カーストの階層を越えたMFのグループ構成・組織、b. グループリーダーやファシリテーター<sup>24</sup>を中心に集金、会計、などの役割分担のもと毎月1回のミーティングを開催、c. 集金・借入制

度をグループでルール化し、それに基づいた手続きの実施、d. 返済においては小額ずつ定期的、かつ頻繁に回収する方式を採用、e. グループ内の識字教室で教育力をつけ所得向上を目指す、などがあげられる。ネットワークとは人と人のつながり、絆であるが、これによってもたらされるものは情報であったり、相互扶助であったりと様々であり、教育は一般的には信頼を醸成するし、人々のネットワークを広げる。また、グループ資金の貸出活動がグループ内部の規範を醸成し、自主管理能力を育成しているが、持続的な制度確立には、返済の規範やグループの結束といったSCがさらに必要となる。

- ②「認知的（cognitive）SC」：a. 外出が自由にできなかった女性たちが定期的な会合を開催、b. DVや病気等の悩みや問題を話し合う情報交換の場の獲得、c. 自分の名前が人前で言え、自己主張や意思決定ができ、家庭内でも意見が言えるなどの発言力、d. 自信と尊厳を獲得し、人権意識の向上がみられる、などである。

このようなメンバー同士の横のつながりが、人間関係を豊かにし、精神的、経済的にも支え、女性の家庭や地域の地位向上と自立の支援にも大きく貢献している。

#### (2) 範囲：マイクロ／マクロのSC

- ①「マイクロ（micro）なSC」：a. MFのグループ内における情報交換、b. 住民間の協調行



図2 ソーシャル・キャピタルとマイクロファイナンスとの関係  
(筆者作成)

動による信頼感をもとにグループ内のSCと家計所得、小口金融、研修から得た農業技術、家畜の飼育の普及、店の創設・運営等のパフォーマンスとの相関がある。

- ②「マクロ（macro）なSC」：a. 他のMFのグループとの交流，b. NGOや政府が主催するミーティングへの参加により広範な住民を含む社会・政治的環境の知識を得，政治制度や法的拘束力などへの改善など要望をうちだす。  
ミクロレベルにおけるSCの形成や活用を，長期的に持続可能なマクロレベルの制度的変化との関連で評価していくことが大切である。
- (3) 対象とチャンネル：内部結束型／橋渡し型SC
- ①「内部結束型（bonding）」：a. 毎月1回のミーティング，b. 男性の出稼ぎやメンバーの病気・怪我などの身体的問題の共有，c. DV被害からの救出活動など，グループ内の結束を強化させるSCで，協調行動のインセンティブをグループにもたらす。これにより，グループ内部の信頼関係が醸成・強化され，グループメンバー間の相互扶助のメカニズム機能が活性化され，協調行動の規範が強化されるなどがSCへの働きかけとして考えられる。
- ②「橋渡し型（bridging）SC」：a. 教育の普及，b. 水へのアクセス，c. トイレなどの保健衛生，d. 妊婦・乳幼児の保健医療など，ネパール社会全体の課題に対するグループ外の他の集団や政府などのフォーマルな制度・組織との連携を強めるSCである。  
政府のサービスや市場など，国際NGOや現地NGOのカウンターパート<sup>25)</sup>や，村落開発委員会（VDC：Village Development Committee）や郡行政事務所（DAO：District Administrative Office）の行政担当者が外部の情報・機会へのアクセスを増加させ，政府諸機関とグループの橋渡し役となり，交渉能力を向上させるなどのメリットをもたらす。

## 5. 社会開発としてのマイクロファイナンス（MF）とソーシャル・キャピタル（SC）の課題

開発は，環境破壊や少数文化の消滅，貧富格差の拡大といった地球規模の諸問題を生み出してきた。こうした国家や国際機関主導のこれまでの近代化論にもとづいたトップ・ダウン式開発の行き詰まりが問題視され，これらを打開するために，ボトム・アップ式でかつ，当事者参加型の開発が1970年から導入されてきた。これを「もう一つの開発」または，代替型開発（Alternative Development）と呼んでいる。それは，開発を当事者とNGOが作り出す「もう一つの開発」という観点からとらえたものであり，この開発政策のパラダイム転換から生じたアプローチがきっかけとなり，実践主体としてのNGOの役割が重視されるようになってきた。

SCの一般的定義では人々の信頼関係や人間関係は，上下関係の垂直的な人間関係ではなく，水平的な人間関係を意味するとしており，ボトム・アップ式でかつ，当事者参加型の開発こそ，SCの有用性を活かした開発といえる。

この開発のパラダイム転換以降，もはや推進・反対論という総論的枠組みではとらえきれないほど多様化しているのが現状である。そうした中で，開発研究の視点<sup>26),27)</sup>も従来のマクロな開発工学的な見地からのみでなく，個々の開発が及ぼす社会・文化的影響や当事者の対応に注目したミクロ的な方向も重視されてきている<sup>28)</sup>。

参加型開発は，NGOが大きな役割を演じる「民衆中心ヴィジョン」の開発・発展戦略を提唱しており，それは地域住民による意思決定・資源利用を目指す立場で，直接当事者に接触し，そのニーズに通じ，政府や国際開発協力機関との関係を調整しながら，資源を誘導し開発実践を行うものである。信頼や互酬性の規範やネットワーク（人と人との絆やつながり）が重要となるNGOは，まさにSCによって生み出されるものであり，逆にまた，SCを生み出す主体でもある。

喜多村（2004）<sup>29)</sup>によると「ジェンダーと開発」の分野で用いられるエンパワーメント概念は，「女

性の抑圧の経験は、男女の不平等や社会・家庭内の従属的地位だけではなく、民族、階級、植民地化の歴史や現在の国際経済秩序の中での位置づけによって異なる。」という女性の歴史的・社会的・文化的地位の認識におかれている。それを踏まえたうえで、「女性組織による組織的・継続的な活動を通して、二つのニーズの達成、すなわち実際のジェンダー・ニーズ（生存に最低限必要なニーズ）の問題生成から、女性の意識を高め自立・自助を通じて戦略的ニーズ（地位向上）を長期的に達成しようとするものである。

その際、獲得される「力」については、他者に行使される権力ではなく、自立や内なる力を高める女性の能力と解釈される。「女性の主体的な働きかけ」が必須の要素となる。女性の実際の社会・経済的地位の向上は、制度上の男女の平等を推し進めても「開発」抜きには考えられず、途上国住民の貧困緩和を図るのが第一という問題が提起されたのである。これが「エンパワーメント・アプローチ」の萌芽段階の議論となるが、実際に加速されるのは1980年代半ばである。社会開発プロジェクトは、地域住民自身が開発を進め、参加型開発を進めていく能力の育成（SCの形成）を目指す。前述のネパールのMFの実態調査にも見られるように、貯蓄グループを形成してプールした資金で貸付を行い、グループでオーナーシップをもって維持管理し、メンバーで管理運営を行う方法である。これにより、融資返済という規範形成が醸成される。

今後の課題としてグループの活性化につながるアイデアを出し、実現へと導けるリーダーシップをとれる人材育成が喫緊の課題である。さらに、受けた教育が高いほど、ひとびとの信頼、グループ活動への参加、友人とのネットワークも高くなり、SCの質の向上につながるため、教育の充実も重要である。「支え合いと活気のある社会」が出現すれば、SCの高い、すなわち信頼度が高く、互酬性の規範やネットワーク（絆）が良好な、住民の幸せ度が高いグループ、コミュニティが形成されるであろう。

本研究は、日本大学中期海外派遣研究員として

平成21年2月から8月までネパールに滞在し、フィールドワークを行った研究成果と平成22～24年度文部科学省科学研究費補助金による基盤研究（C）課題番号22530572の研究成果の一部である。聞き取り調査においては、ネパール国立大学のトリバン大学農村開発研究科大学院生の中嶋大輔さん、ならびに通訳・翻訳者の吾妻佳代子さんに真摯な通訳のご協力をいただきました。ここに、心から感謝の意を表します。

## 注

- 1) Robert D.Putnam, "Making Democracy Work: Civic Traditions in Modern Italy", Princeton University Press, 1993 (河田潤一訳、『哲学する民主主義—伝統と改革の市民的構造』, NTT出版, 2001年)
- 2) 内閣府NPOホームページ, 『平成14年度 内閣府委託調査 ソーシャル・キャピタル: 豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて』, 2002年
- 3) 朝日新聞 2006年10月14日 朝刊
- 4) 朝日新聞 2010年4月30日 夕刊
- 5) 稲葉陽二, 『ソーシャル・キャピタル入門 孤立から絆へ』, 中央公論新社, p.i, 2011年
- 6) 山内直人・伊吹英子, 『日本のソーシャル・キャピタル』 山内直人, 「序章 ソーシャル・キャピタル考」, NPO研究情報センター, p.1, 2005年
- 7) J-marketing net, マーケティング用語集「ソーシャル・キャピタル」  
<http://www.jmrlsi.co.jp/mdb/yougo/my10/my1022.html> (2012年3月10日 閲覧)
- 8) 宮脇 淳, 「ソーシャル・キャピタル」, 『PHP政策研究レポート』, Vol.7, No.86, p.1, 2004年
- 9) 稲葉陽二他, 『ソーシャル・キャピタルのフロンティア—その到達点と可能性—』, 坂田正三, 「開発論」, ミネルヴァ書房, p.116, 2011年
- 10) 国際協力事業団・国際協力総合研修所, 『ソーシャル・キャピタルと国際協力—持続する成

- 果を目指して—【総論編】】，坂田正三，「第1章 ソーシャル・キャピタルとは何か」 pp.9-10, 2002年
- 11) 同掲書, p.12
  - 12) 同掲書, pp.12-15
  - 13) 宮脇 淳, 「ソーシャル・キャピタル」, 『PHP政策研究レポート』, Vol.7, No.86, p.1, 2004年
  - 14) 稲葉陽二, 『ソーシャル・キャピタル入門 孤立から絆へ』, 中央公論新社, p.41, 2011年
  - 15) 国際協力事業団・国際協力総合研修所, 『ソーシャル・キャピタルと国際協力—持続する成果を目指して—【事例分析編】』, 加藤圭一, 「序文」 2002年
  - 16) 稲葉陽二・松山健士編, 『日本経済と信頼の経済学』, 稲葉陽二「エピローグ—再び信頼の再構築に向けて」東洋経済新報社, pp.177-189, 2002年
  - 17) 内閣府経済社会総合研究所, 『コミュニティ機能再生とソーシャル・キャピタルに関する研究調査報告書』 p.4, 2005年
  - 18) 山内直人・伊吹英子, 『日本のソーシャル・キャピタル』 山内直人, 「序章 ソーシャル・キャピタル考」, NPO研究情報センター, p.3, 2005年
  - 19) 国際協力事業団・国際協力総合研修所, 『ソーシャル・キャピタルと国際協力—持続する成果を目指して—【総論編】』, 佐藤寛, 足立佳菜子「第2章 開発援助とソーシャル・キャピタル」 p.28, 2002年
  - 20) 青木千賀子, 「ネパールのマヒラサムハ (女性グループ) の活動実態とエンパワーメントへの課題」, 『日本大学国際関係学部研究年報』, Vol.31, pp.17-32, 2010年
  - 21) 青木千賀子, 「ネパール東部開発区のマヒラサムハ (女性グループ) の活動実態とエンパワーメントへの課題」, 『日本大学国際関係学部研究年報』, Vol.33, pp.11-22, 2012年
  - 22) 山岳・丘陵地帯のエスニック・グループは, 本来はカースト制度を持たなかったが, ヒンドゥー化によりカースト的な枠組みに組み込まれていった。
  - 23) 大江宏子, 『地域社会活性化に向けた社会ネットワーク活用のための実証的研究』, 早稲田大学学位記番号: 新4234, 文部省報告番号: 甲2213号, p.137, 2006年
  - 24) ファシリテーター (facilitator) とは, 開発援助において住民がもてる力を顕在化する過程 (エンパワーメント) を支援し, その効果や持続性を促進 (ファシリテート) する人である。佐藤 寛, 『テキスト社会開発 貧困削減への新たな道筋』, 太田美帆「ファシリテーターの役割」 p.157, 日本評論社, 2007年
  - 25) カウンターパート (counterpart) とは, 国際協力の場において, 現地で受け入れを担当する機関や人物をさす。
  - 26) Prema Basargekar, “Measuring Effectiveness of Social Capital in Microfinance: A Case Study of Urban Microfinance Programme in India”, *International Journal of Social Inquiry*, Vol.3, No.2, pp.25-43, 2010
  - 27) Katharine N. Rankin, “Social Capital, Microfinance, and the Politics of Development”, *Feminist Economics*, Vol.8, No.1, pp.1-24, 2002
  - 28) 喜多村百合, 『インドの発展とジェンダー女性 NGOによる開発のパラダイム転換』, 新曜社, pp. iv-v, 2004年
  - 29) 同掲書, pp.9-10



## 歌詞の域際変容とその背景

— *Vitti na crozza supra nu cannuni* (シチリア), *Dāvāja Māriņa meitiņai mūžiņu* (ラトヴィア),  
*Дорогой Длинною* (ロシア) の3つの事例分析と  
 歌詞域際変容の典型的成功例としてのイタリア語の *Quelli erano giorni* (過ぎ去った日々) —

石 渡 利 康

Toshiyasu ISHIWARI. How and Why the original Lyrics have been changed in other Languages: Analytical Studies of Sicilian Song “*Vitti na crozza supra nu cannuni*”, Latvian Song “*Dāvāja Māriņa meitiņai mūžiņu*” and Russian Song “*Дорогой Длинною*”. *Studies in International Relations* Vol. 33, No. 1, October 2012. pp. 45 – 54.

The song which move people's heart in a country often become popular in other countries. The song is borderless. However, the change of original meaning of lyrics are taken place when a song concerned goes over the border. This paper aims at analyzing the matter such as how and why the original lyrics of well-known songs have been changed in other foreign languages, taking up three famous foreign songs, i.e. Sicilian song “*Vitti na crozza supra nu cannuni*”, Latvian song “*Dāvāja Māriņa meitiņai mūžiņu*” and Russian song “*Дорогой Длинною*”. The method of study is based on theoretical and fact-finding approach.

### 1. 問題の所在

ある国で人々に愛されるようになった歌は、他の国にも広がっていく。歌は、国境を越えたボーダーレス的存在である。歌自体は歌詞とメロディーから成り立っているが、外国語になったとき、全く意味が違っていることがある。誤訳の場合もあれば、あるいは原詞を無視して独自の歌詞を付ける場合もある。歌詞と異って、メロディーのほうは変更されたとしてもマイナー・チェンジでおさまっている。

一般的にいて、歌詞のオリジナル表現と内包からの極端な逸脱や変化は、表象文化を尊重する観点からは決して好ましいことではない。本小論は、歌詞の真の意味の追求、想像表象の的確性の追求を念頭において、歌詞の域際性にとまなう変容の背景の一端を事例によって探ろうとするものである。事例分析の対象とするのは、シチリアの *Vitti na crozza supra nu cannuni*, ラトヴィアの *Dāvāja Māriņa meitiņai mūžiņu*, ロシアの *Дорогой Длинною* の3つの元歌の日本語訳とそれに関する事項である。研究の内容の一部は、既になし

た研究を深化させ、それ以後得られた知見を追加したものである。

### 2. 立論の証明方法

ところで、通常認められている外国の歌詞の日本語訳が間違っているかあるいは適切ではないと主張するためには、当然、立論の証拠が示されなければならない。本稿での立論の証拠は、事例となっている歌の作詞家、作曲家および関係者から筆者が直接得た情報を主とするものであり、信頼性は極めて高いものである。ただ、3番目にあつかう *Дорогой Длинною* に関しては、論理的推論によって結論を導いている。

### 3. 生と死の哲学的自問歌としてのシチリアの “*Vitti na crozza supra nu cannuni*”

東京の新宿で「歌声喫茶」が盛んな時代があった。1950年代半ばから1960年代の頃である。歌声喫茶とは、ギターやアコーディオンを伴奏にして、入場者が歌詞の書かれたパンフレットなどを手に

して合唱する音楽の集いの場で、「ともしび」,「カチューシャ」などが有名であった。歌われるのは、各国の民謡や反戦歌、労働歌などが主で、労働運動や学生運動の高まりとともに全国に広がっていった。

そうした歌の中で人気があったのが、『しゃれこうべと大砲』である。反戦歌として位置付けられたこの歌の歌詞は、原曲シシリー民謡、訳詞＝東大音感合唱研究会／戸井昌通となっており、次の通りである。

大砲の上に しゃれこうべが  
うつろな目を ひらいていた  
しゃれこうべが ラララ言うことにや  
鐘の音も 聞かずに死んだ

雨にうたれ 風にさらされて  
空のはてを にらんでいた  
しゃれこうべが ラララ言うことにや  
おふくろにも 会わずに死んだ

春が来ても 夏が過ぎても  
誰も花を たむけてくれぬ  
しゃれこうべが ラララ言うことにや  
人の愛も 知らずに死んだ

この歌が世界で知られるようになったのは、1951年にピエトロ・ジェルミ（Pietro Germi）監督の『越境者』（*Il cammino della speranza*, 希望の道）で主題歌として歌われたのと、それにも増して世界的テノール歌手ミケランジェロ・ヴェルソ（Michelangelo Verso<sup>(1)</sup>）がクラシック畑から初めてチェトラ社（Cetra）のレコードに吹き込んだことが大きく作用している。

初めこの歌を聴いたとき、私はごく自然に反戦歌として受けとめた。しかし、シチリア語の原詞を見て、様々な疑問が湧いてきた。まず、この歌は厳格な意味では民謡ではない。民謡は自然発生的に生まれて来たものだが、この歌には、編曲者がいる。Cetra社のレコードの表紙には、transcrittoreとしてフランコ・リ・カウシ（Franco Li Causi）の名前が明確に記されている<sup>(2)</sup>。

元々、この歌の歌詞とメロディーに関しては、詳らかでないところがあった。調査の結果分かったことは、シチリアの農夫や硫黄炭鉱労働者達が固定しない適当な節回しと言葉で口ずさんでいたのを耳にした作曲家のリ・カウシが歌詞とメロディーを付けたというのが事実である。したがって、正確にいえばリ・カウシは編曲者であるというよりは作詞・作曲者に限りなく近い存在である。

しかし、ミケランジェロ・ヴェルソの歌が広まると、シチリア内外の歌手がこの歌を変更して競って歌うようになった。このことが契機となり、著作権の法的問題に発展したが、裁判所は長い審理の末リ・カウシが作詞・作曲者であるとの判決を下した<sup>(3)</sup>。

それでは、シチリア語のリ・カウシの正調原詞は、どのようなものか。それを次に記そう。

“*Vitti na crozza supra nu cannuni*”

Vitti 'na crozza supra nu cannuni,  
fui curiusu e ci vosi spiari.  
Idda m'arrispunniu 'ocu gran duluri,  
muriri senza toccu di campani'.

Sinneru, sinnieru li me anni,  
sinneru, sinnieru e 'un sacciu unni.  
Ora 'ca su' arrivati a ottant'anni,  
u vivu chiama mortu u' e 'un 'arrispunni.

Cunzatemi, cunzatemi stu' lettu,  
cca di li vermi su' manciatu tuttu.  
Si nun lu scuntu 'cca' lu me picattu,  
lu scunta a chidda vita a sangu ruttu.

Idda m'arrispunniu 'occ grand duluri,  
muriri senza toccu di campani'.

私が反戦歌ではないと疑った理由は、一種の勸である。Vitti na crozzaは、「私はしゃれこうべを見た」の意味で問題はない。問題は、supra nu cannuniの箇所のような気がする。「大砲の上」では、余りにも陳腐すぎないか。Supraはイタリア

語の sopra, フランス語の sur, nu は冠詞である。残るのは cannuni になる。Cannuni には、大砲以外の意味があるかもしれないと語の多義性の問題を考えたのである。手元のシチリア語－イタリア語辞書には cannuni イコール大砲しかないが、シチリア語はイタリア語の方言というよりは独自の言語に近いからここを疑ってみなければならない。

一番良いのは、リ・カウシ氏とミケランジェロ・ヴェルソ氏に尋ねることだが、両氏ともすでに他界している。行き詰まりかけた時に、知遇を得たのがヴェルソ氏の子息のミケランジェロ・ヴェルソ Jr. 氏であり、連絡を頻繁に取り合った。専ら私が聞き、彼が答えることが多かったが、あなたの感性ではどうなるか、などと逆に回答を求められることもしばしばあった<sup>(4)</sup>。

こうして分かったことは、シチリア語の cannuni には3つの意味があるということである。「大砲」, 「(硫黄) 鉱山の入口」, さらに「塔」である。この場合、塔は単なる塔ではない。昔シチリアでは牢獄あるいは処刑場の近くに殺人などで処刑された人の頭部を搭せて置くための特別な塔があった。これが、「晒し首塔」である。「晒し首塔」は、重罪を犯すと極刑に処せられることを民衆に知らせるための方策であった。

Cannuni を単純に大砲と訳すから、しゃれこうべ＝死、大砲＝戦争、戦争反対という観念連合の法則が働いて、「反戦歌」となってしまったのである。全ては cannuni の誤訳から始まっている。それに、日本語訳は誤訳というよりも原詩を逸脱したものである。

「私は、晒し首塔の上に髑髏があるのを見た」というのが筆者の訳であるというのを聞いて、ミケランジェロ・ヴェルソ Jr. 氏も「父はそうした解釈で歌っていた」と語ってくれた。こうした経過を経た拙訳は、次のようになる。私の筆力は詩心を欠いているので、訳は直截的で韻をふんでいない。

『晒し首塔の上に髑髏があるのを見た』

私は、晒し首塔の上に髑髏があるのを見た。  
不思議に思い、なぜそこにいるのか聞いた。  
髑髏は、悲しそうに答えた。

「私は、教会の鐘の音も聞かずに死んだ」。

幾年も幾年も時が過ぎ去った。  
時が過ぎ去り、何処にいるのか分からない。  
確かではないが、もう80年も経ってしまった。  
生者は死者に呼び掛けるが、死者は答えない。

頼むから私のために寝台を用意して欲しい。  
もう体は全部蛆虫に食い尽くされてしまった。  
まだ罪を滅ぼしていないのだったら、  
もう無くなってしまった血で罪を滅じて欲しい。

髑髏は、悲しそうに答えた。

「私は、教会の鐘の音も聞かずに死んだ」。

悲しい歌だが、反戦歌ではない。それでは、どのような性格の歌か。解答の鍵は、歌詞2番の最後の「生者は死者に呼び掛けるが、死者は答えない」にあると思われる。ミケランジェロ・ヴェルソの提言で入れられたというこの語句は、極めて哲学的な内包をもつものである。

この語句に関して、ミケランジェロ・ヴェルソ Jr. は、次のような要旨の情報を提供してくれた。「葬儀の際などに、集まった人々は死者の生前の行動を詮索する。そうした時に、父は“u vivu chiama mortu e 'un' arrispuuni”（生者は死者に呼び掛けるが、死者は答えない）とよく語っていた。生きている私たちは、結局、矛盾と不可解さの中に置かれている、というのが父の真意だった。父は、この格言めいた表現を父、すなわち私の祖父から聞かされていたと語っていた<sup>(5)</sup>」。

生者と死者との間には、相互的な会話は存在しない。そうした会話がもしあるとすれば、それは生者の心の中の精神作用として存在し得るのみである。このように考えると、この歌は、死者を介しての自己対峙的なもので、いってみれば「自問的・哲学的な歌謡」なのである。

古代ローマの抒情詩人ホラティウス (Horatius) がいった Carpe diem (今日を一生懸命に生きよ) という言葉がふと思い出される。

#### 4. 祖国愛を母子愛で暗喩したラトヴィアの “*Dāvāja Māriņa meitiņai mūžiņu*”

『百万本のバラ』は、アラ・プガチョヴァ（Алла Пугачёва<sup>(6)</sup>）が歌ってロシア（ソ連）で大ヒットした *Миллион алых роз*（百万本の真赤なバラ）が日本に入ってきたものである。これを持歌にしている歌手の加藤登紀子の訳詞は、こうである。

##### 『百万本のバラ』

小さな家とキャンバス他には何もない  
貧しい絵かきが 女優に恋をした  
大好きなあの人に バラの花をあげたい  
ある日街中の バラを買いました

（リフレイン）

百万本のバラの花を  
あなたにあなたにあげる  
窓から窓から見える広場を  
真っ赤なバラでうめつくして

ある朝 彼女は真っ赤なバラの海をみて  
どこかの お金持ちがふざけたのだと思った  
小さな家とキャンバス全てを売ってバラの花  
買った貧しい絵かきは窓の下で彼女を見てた

百万本のバラの花を  
あなたはあなたは見てる  
窓から見える広場は  
真っ赤な真っ赤なバラの海

出会いはそれで終わり 女優は別の街へ  
真っ赤なバラの海は はなやかな彼女の人生  
貧しい絵かきは 孤独な日々を送った  
けれどバラの思い出は 心にきえなかった

（リフレイン）

アンドレイ・ヴォズネセンスキー（Андрей Вознесенский）が作詞したストーリーは、グルジア生まれの孤独なプリミティズム派の画家ニコ・

ピロスマナシヴィリ（Нико Пиросманишвили）を念頭においたものといわれている<sup>(7)</sup>。

貧しいピロスマナシヴィリは、彼の街を訪れたフランスの女優マルガリータ（Margarita）に一目惚れして彼女を喜ばせようとして持てる全てを売って沢山のバラの花を買い、広場に敷き詰めた。しかし、恋は実らなかった。加藤登紀子の歌は個人的には好きではないが、プガチョヴァのロシア語での歌は心を引き付けるロマンティックなものである。日本語の歌詞と歌は、ラトヴィアの空気を伝えている小田陽子が最高である。

貧しい画家が本当に百万本のバラの花を買えたかどうか、マルガリータという女優は生粋のフランス人女性の名前ではない等を考えることもできるが、そのような事を考えるのは野暮の骨頂であろう。ピロスマナシヴィリの純情を、ヴォズネセンスキーは恋の歌詞にし成功している。

しかし、この歌の歌詞もメロディーも元々はラトヴィアのものである。作詞家は、詩人のレオンス・ブリエディス（Leons Briedis）、作詞はライモンズ・パウルス（Raimonds Pauls）で、歌にはラトヴィア人の経験した苦悩と希望が含まれている。

原バルト民族であるラトヴィア人は、古くから現在の地に居住してきたが本来の意味でのラトヴィアという国家を構成したといえるのは1920年8月ロシアから分離し、独立国となったときである。しかし、独立を享受したのも東の間で、1949年に強制的にソ連に編入され、ソ連邦の1つとされた。ラトヴィア人は、ロシア語を公用語とされ、ラトヴィア語は下位言語とされる屈辱を味わった。この苦悩の事態を脱したのは、1990年の独立回復宣言を経て正式に独立回復した1991年のことである<sup>(8)</sup>。

*Dāvāja Māriņa*がラトヴィアで世に出たのは1970年代で、民族性を否定された屈辱の時代である。このことは、歌詞の内包を理解する上で、忘れてはならない前提的事実である。ラトヴィア語の歌詞は、次の通りである。

“Dāvāja Māriņa meitiņai mūžiņu”

Kad bērņibā, bērņibā  
 Kan tika pāri nodarīts,  
 Es pasteidzos, pasteidozos  
 Tad mati uzmeklet tulit,  
 Lai ieķertos, ieķertos  
 Ar rokām vinas priekšautā,  
 Un māte man, māte man  
 Tad pasmējusies teica tā:

(Piedziedajums)

Dāvāja, dāvāja Māriņa  
 Meitenei, meitenei, meitenei mūžiņu,  
 Aizmirsa, aizmirsa, aizmirsa iedot vien  
 meitenei, meitenei, meitenei laimīti.

Tā gāja laiks, gāja laiks,  
 Un nu jau mātes līdzās nav.  
 ien pašai man, pašai man  
 Ar visu jātiek gala jau.  
 Bet brižos tais, brižos tais,  
 Kad sirds smeldz sāpju rūgnumā,  
 Es pati sev, patisev  
 Tad pasmējusies saku tā:

(Piedziedajums)

Kā aizmirsies, aizmirsies  
 Man viss jau dienu rūpestos!  
 Lidz, piepeši, piepeši  
 No parsteīguma satrūkstos,  
 Jo dzirdu es, dzirdu es,  
 Kā pati savā nodabā  
 Cukst klusinam, klusinam  
 Jau mana meita smaidot tā:

(Piedziedajums)

『マーラは少女に命の贈物を与えた』

私はほんの小さいとき  
 誰かが苛めると  
 母を探して  
 急いで行って  
 小さな手で  
 エプロンに抱きついた  
 母は私を抱きしめて  
 微笑みながら歌った

(リフレイン)

マーラは少女に  
 命の贈物をあげた  
 でも1つだけ忘れていた  
 少女に幸せをあげることを

時は過ぎ去って  
 母はもういない  
 私は一人で  
 生きなくては  
 でも時どき  
 母のことを思い出して  
 心に痛みを感じると  
 微笑みながら歌っている

(リフレイン)

あの歌のことを  
 忘れていたけれど  
 でもある時  
 本当に突然  
 驚かされた  
 私の娘がとても静かに  
 心に響くように  
 微笑みながら歌っている

(リフレイン)

極めて直截的な拙訳は、こうである。

この歌の中に出てくるマーラは、ラトヴィアの古層宗教の女神（dieviete）である。伝統的民話、民謡の「古代神性」（Dievturība）によれば、マー

ラは女神の中でも最高位に位置する。全ての命あるものの守護神であると同時に、自然と大地の女神でもある<sup>(9)</sup>。ラトヴィアは、国際会議での発表、北欧・バルト議会間会議への招請等で何回か訪れている。深い文化の香りを感じさせる国である。

ラトヴィアの国民歌謡であるこの歌は、一体何を語ろうとしているのだろうか。教育学博士でもある女性歌手のアイヤ・ククレ (Aija Kukule) の歌う最後の部分では少女も歌っている。なぜか。

街角でアコーディオンを奏でる辻音楽師に聞いてみても、返ってくるのは微笑みだけである。迫害を受けた反ソ的思想の詩人ブリエディスも、歌詞に関して何も解説していない。詩人は、ある想念を込めて詩を作るが、それを解説したり解釈することはしない。

その当時大統領特別顧問であった作曲家のライモンズ・パウルス氏に会った。まず、ラトヴィアの独立の「回復」を祝する旨の挨拶をする。この「回復」の一語が大切なのである。なぜならソ連邦に編入されていた時でも、ラトヴィア人は心では独立していたからである。ソ連邦の崩壊によって、ラトヴィアは「独立を回復」したわけである。「回復」の一言で心の通いが生じた。

コーヒーを前にして、私は、パウルス氏に自分の解釈を述べた。歌に登場する母、私、娘は、あたかも過去、現在、未来の時の経過を象徴しているようである。そして、この歌は、母と娘との愛情を歌いながら、実はそれはメタフォールであり、本当は祖国愛を歌っているのではないかと。

パウルス氏が、突然立ち上がり私の目から視線を逸らさずに手を差し伸べてきた。挨拶の時とは、明らかに違った力強い握手であった。そして、彼の手の温もりが全てを語っていた。私の解釈は間違っていなかったのである。それから、私たちは、会話を楽しんだ。

それにしても、女神のマーラはなぜ少女に幸福をもたらすという重要なことを忘れてしまったのだろうか。幸せは自ら手にしなさい、とっているのだろうか。しかし、それを知っているのは、女神マーラだけである。

## 5. ジプシー歌謡ではない「惨めなロマンス」のロシア歌謡“Дорогой длинно”

昔流行った『悲しき天使』の歌詞は、連健児訳で次の通りである。

こがらしの街に行く 一人ぼっちの私  
思い出の広場で おもわず足をとめる

(リフレイン)

思い出すのは あの日のこと  
暖かい恋の夢 春の風と鳥の歌と  
やさしいあなたがいた  
ラララ ラララ

つめたい風に思う 年月の流れ  
ほほえみもささやきも もう帰ってこない

(リフレイン)

あなたの腕の中でよるこびにふるえた  
おさなき日の私 もう帰ってこない

(リフレイン)

何人かの歌手がこの歌を歌っているが、一番自然で素朴なのは森山良子である。鮫島有美子はドイツで歌っていたせいも固く、悪い意味でNHK的であり心に響かない。

『悲しき天使』は、ジーン・ラスキン (Gene Raskin) の作詞・作曲とされているが間違いである。彼は、1962年ロシアの歌を *Those were the days* (懐かしき日々) として歌詞を付けただけである。それを1968年英国のマリー・ホプキン (Mary Hopkin) が歌ってヒットさせた<sup>(10)</sup>。ホプキンの歌声は、心地よいが深みはない。懐かしむには、18才で若すぎたのである。

*Those were the days*は、各国に広がった。Så länge hjärtat slår (心が脈打つ限り、スウェーデン)、De glade år (楽しき日々、デンマーク)、Le temps des fleurs (花の季節、フランス)、Quelli erano giorni (懐かしき日々、イタリア) など、そのほんの一例

で、日本では中学校の唱歌（花の季節）になっていたこともある。

These were the daysのロシア語での元歌は、作詞者がコンスタンティン・ポドリェフスキー（Коннстантин Подревский），作曲者はボリス・フォミーヌ（Борис Фомин）で、1926年になってアレクサンドル・ヴェルティンスキー（Александр Вертинский）がレコードに吹き込んでいる。

『長い道を』が西欧に広がったのは、亡命ロシア人によってである。

元歌の歌詞は、以下の通りである。

“Дорогой Длинню”

Ехали на тройке с бубе-нчами,  
А вдали мелькали огон-ьки  
Эх, когда бы мне теперь за вами.  
Душу бы развеять от  
тоски!

(рефрен)

Дорогой длинною, пого-дой лунною,  
Да с песней той, что в даль летит звеня,  
Да со старинною, да с  
семиструнною,  
Что по ночам так мучи-ла меня.

Да, выходит, пели мы зад-аром,  
Понапрасну но за ночью жгли.  
если мы покончили со  
старым,  
Так и ночи эти отошли!

(рефрен)

В даль родную новыми  
путями  
Нам отныне ехать сужде-но!  
ехали на тройке с бубе-нчами,  
Да теперь проехали дав-но!

(рефрен)

拙訳は、次のようである。

『長い道を』

あなたたちは小鈴のついたトロイカで行った  
遠くでは灯が瞬いていた  
もしついて行けたら  
切ない想いをしなくてもよかったものを

(リフレイン)

長い道を月光の下を去っていった  
響きわたる歌声と小鈴の鳴る音と共に  
古い7弦のギターと共に  
毎夜私を悩ませたそれらと共に

私たちの歌は何ももたらさず  
昼も夜もむやみに歌っていた  
過去を断ち切れれば  
切ない夜も消え去るだろう

(リフレイン)

生まれ祖国を離れ新たな道を  
行かなければならない宿命だった  
小鈴のついたトロイカに乗って行った  
今は過ぎ去った昔のこと

(リフレイン)

『長い道を』は、紛れもなくロマンス懐古歌謡であるが、1949年にソ連で発禁処分とされた。「惨めったらしいロマンス」(жестокий романс)であるというのが、処分の理由であった<sup>(11)</sup>。『黒い瞳』(Очи чёрные)や『2つのギター』(Две гитары)と同じように、ロマ(ジプシー)民謡だと言われることがある。しかし、これは間違いである。

こうした誤解が生じた理由に、歌詞とメロディーに関して4つの事柄が指摘できる。第1に、3つの鈴のついたトロイカ(3頭立ての馬車)がロマに

愛用されていたこと、第2に、ロマの好みの楽器である7弦のギターが用いられていることである<sup>(12)</sup>。7弦のギターは、ロマでマヌーシュ・スウィングの創始者の故ジャンゴ・ラインハルト (Django Reinhardt) も用いている。第3は、哀愁をおびたジプシー調の曲のためである。そして、第4は、共産主義の閉鎖感に対する反発が、ロマの放浪生活への憧憬と結びついたことであろう<sup>(13)</sup>。

## 6. おわりに－Dalidaの“*Quelli erano giorni*”－歌詞変容の典型的成功例としてのイタリア語版『長い道を』－

音楽に国境はない。したがって、歌手も自国外で心に残る歌を広めていく。『枯葉』 (*Les feuilles mortes*) で知られたシャンソン歌手イヴ・モンタン (Ives Montand) はイタリア移民でフランスに住んだ。『雪は降る』 (*Tombe la neige*) のアダモ (Salvatore Adamo) は、シチリア生まれで若いときからベルギーに住む<sup>(14)</sup>。

イタリア移民の娘としてカイロに生まれ、ミス・エジプトに選ばれてから歌手となりフランスに帰化したダリダ (Dalida, 本名 Yolanda Cristina Gigliotti, 1932年－1987年) の歌う『長い道を』のイタリア語訳の『過ぎ去った日々』は、忘れ得ない青春懐古の名歌であると同時に歌詞変容の好例として指摘することができる。

### “*Quelli erano giorni*”

C'era una volta una strada  
Un buon vento mi porta laggiu  
E se la memoria non m'inganna  
All'amgola ti prese in tassi tu  
Quelli erano giorni si  
Erano giorni tu  
Al mondo no, non chiedere di piu  
Noi ballavamo uo po  
E senza musica  
Nel nostro cuore  
C'era molto piu  
La la la

Poi si sa col tempo anche le rose  
Un mattino non fioriscon piu  
E cosi andarono le cose  
Il buon vento non soffio mai piu  
Quelli erano giorni si  
Erano giorni e tu  
Al mondo no, non chiedere di piu  
E ripensandoci  
Mi viene un oro qui  
E se lo canto  
Questo non vuol dire  
La la la

Oggi son tornata in quella strada  
Un buon ricordo mi ha porta la  
Eri ensieme a un gruppa di persone  
E raccontavi “cari amici miei”  
Quelli erano giorni si  
Erano giorni e tu  
Al mondo no, non chiedere di piu  
Noi ballavamo uo po  
E senza musica  
Di la passava la nostra gioventu  
La la la

直截的拙訳は、次のようになる。

### 『過ぎ去った日々』

かつて道があり  
心地よい風が 私を誘った  
記憶が正しければ  
あなたは道の角に立っていた  
そう、過ぎ去った日々  
過ぎ去った日々とあなた  
もう誰もあなたのことを尋ねない  
私たちは踊っていた  
音楽もなしに  
でも心の中は  
燃えていた  
ラ ラ ラ

やがて時が経ち 薔薇の花は  
朝になっても咲かない  
全てが変わり  
心地よい風は私を誘わない  
そう、過ぎ去った日々  
過ぎ去った日々とあなた  
もう誰もあなたのことを尋ねない  
想いを馳せると  
胸がつまり  
歌っても  
何も意味をなさない  
ラ ラ ラ

今日あの道に行ってみた  
思い出が私を誘った  
あなたは皆と一緒に  
「友よ」といついた  
そう、過ぎ去った日々  
過ぎ去った日々とあなた  
もう誰もあなたのことを尋ねない  
私たちは踊っていた  
音楽もなしに  
でも心の中は  
燃えていた  
ラ ラ ラ

*Quelli erano giorni*の歌詞は*Дорогой длинною*の忠実な訳ではない。しかし、歌の内包は見事に伝えられている。それだからこそ、聴く人の心に響くのである。歌には、その歌に適した歌手の年相応と人生経験が反映する。その意味で、歌詞とメロディーは、人生そのものの表象なのである。それ故に、歌詞のもつ感性と内包は、できるだけ正確に伝えられる必要がある。

## 註

(1) Michelangelo Verso は、1920年にシチリアの島都パレルモに生まれ2006年に逝去したテノールのオペラ歌手である。シチリアの民謡等を歌ったベルカントの美声は、*Un siciliano nel mondo* (CD, 1998) で聴くことができ

る。さらに, Benvenuto al Homepage del Tenore Lirico Michelangelo Verso (<http://wet.tiscali.it/verso>) (2012.02.20.最終確認)

- (2) Transcrittoreとは、通常は「筆耕者」を意味するが、音楽の分野では「編曲者」の意味で使われる。
- (3) 法的に見れば、編曲者には本来の強い *diritto d'autore* (著作権) は存在しない。編曲者がもつのは、隣接著作権である。裁判は長年にわたったが、裁判所は、最終的にフランコ・リ・カウシを作詞・作曲者と認める判決を下した (Antinora, Claudia: *Diritti d'autore Vitti na crozza*, *Centonove*, 6 Dicembre 1996)。
- (4) ミケランジェロ・ヴェルソ Jr.氏からの筆者宛の私信で特に重要なのは、2008年12月9日、22日、25日の3通である。なお, Favoro, Sara: “Cronistoria di Vitti na crozza”. In *Sicilia*, Palermo, 1998. をも参照。
- (5) 前掲筆者宛私信2008年12月25日。
- (6) 1948年生まれで、ソ連時代から絶大な人気をはくし1991年には人民芸術家の荣誉称号を受けた。私生活では、恋多き女性として知られる。
- (7) ロシア語ではニコ・ピロスマニだが、グルジア人だから正確にはニコ・ピロスマナシヴィリである。1862年から1918年の彼の人生については、はらだやすひで『放浪の画家 ニコ・ピロスマニ』, 富山房インターナショナル, 2011年が詳しい。プリミティビズムは、日常生活をモチーフに素朴な作風を特色としている。ピロスマナシヴィリの人生は、ソ連で映画化されている。
- (8) ラトヴィアの歴史に関しては, Kostanda, Odisejs: *Latvijasvesture, Zvaigzne*, 1992; Stradins, Janis: *Tresa Atmoda. Zinatne*, 1992.; Plakans, Andrejs: *The Latvians*, Hoover Institution Press, 1995. を全般的に参照。
- (9) Saprovska, Agnja: *God in Dainas – as the ideal of the spirituality of the Latvian people* (<http://www.marasloks.lv/public?id=47&In=en>) (2012.02.20, 最終確認)
- (10) Reu, Vera: *A song “Those were the days”. How*

*a Russian Romans Song “Dorogoi Dlinnoyu” became English Lyrics.* (<http://reuvera.hubpages.com/hub/Those-Were-the-Days-How-One-Russian-Song-Was>…) (2012.02.22, 最終確認)

- (11) Stites, Richard: *Russian Popular Culture. Entertainment and Society since 1900.* Cambridge University Press. 1992. pp.13-15.
- (12) Smith, Gerald Stanton: *Songs to Seven Strings: Russian Guitar Poetry and Soviet “Mass Song”.* Tothstein, 1984. pp.60-64.
- (13) ロマの自由な生き方に対する憧れについては、音楽との関係で、ニコル・マルティネス『ジプシー (新版)』(水谷剛／左地亮子訳), 白水社, 2007. pp.134-138.
- (14) BooksLLC: *Belgians of Italians Descent.* BookLLC Memphis, 1910, pp.49-52.

(本稿は、平成24年5月12日、桜美林大学で開催された、国際文化表現学会全国大会で行った研究発表の内容を基礎に作成したものである)。

(2012.5.29)

# Native Speaker Myths: What Pre-School Students' Parents Think about English Education in Japan

Hideyuki KUMAKI

熊木秀行. 理想的な英語教育者とは: 幼稚園児を子供に持つ親の視点から. *Studies in International Relations* Vol. 33, No. 1. October 2012. pp. 55 – 63.

本論文では、幼稚園児を子供に持つ親を対象に、『理想的な英語教育者』とはどういう者を指すのかについて行なったアンケート結果の一部を紹介する。英語教育の世界ではEnglish as a Lingua Franca (ELF) の考え方が推奨され、それぞれの国の特徴を持った英語の存在が認められつつある。この考え方を維持すれば、日本英語は認められるべきであるが、幼稚園児を子供に持つ親はこの考え方を支持するのであろうか。それとも、やはり英語母語話者の話し方をゴールとし、英語母語話者に教わりたいと考えているのであろうか。以上の点を中心に『理想的な英語教育者』につき、考察をする。

## Introduction

In Japan, there have been many movements related to English education. From April 2011, English was introduced in elementary schools and from April 2013, English classes in high schools throughout Japan will be taught primarily in English. These movements have caused many lively discussions related to the effects of introducing English at an early stage as well as teaching English in English these days.

Currently, there are more non-native speakers (NNSs) of English than native speakers (NSs) all over the world. Some of the NNSs use English as a second language, others such as Japanese people use English as a foreign language. Moreover, the ideas of English as an International Language (EIL) and/or World Englishes (WE) are gaining popularity and being debated in the English academic world; however, how do the general public, such as parents who have their children in pre-schools, regard the “ideal teachers of English”?

From the research of both Canagarajah (1999) and McKay (2002), we can safely assume that nowadays 80 percent of English language teaching professionals worldwide are bilingual users of English. According to Carter (2003), 80 percent of NNS do not necessarily follow the Anglo-American way of language use. In addition, Cook (2003) points out that just being a NS does not guarantee proficiency in writing, rich vocabulary, range of styles, and ability of cross-cultural communication.

English is now used all over the world, and there have been various terms which describe the status-quo of English, including EIL (Smith, 1976), English as a Global Language (Crystal, 2003), and English as a Lingua Franca (ELF) (Jenkins, 2003). Unlike the traditional view of English as a language which only belongs to NSs of English, these ideas involve NNSs interacting in English both with NSs and other NNSs.

## Research Questions

The study was to find answers to the following questions:

- 1- Does the gender of the parents of children in pre-schools affect the ideas of English education?
- 2- Does the language proficiency of the parents of children in pre-schools affect the ideas of English education?
- 3- Does the “NS myth” still exist i.e., how many of the parents believe that NSs are better instructors compared to Japanese teachers of English?
  - 3.1- If they think NSs are better, what kinds of qualifications do they expect the teachers to have?
  - 3.2- If they think Japanese teachers are better, what kinds of qualifications do they expect the teachers to have?

## Methodology

Participants of the study included 448 persons (198 males and 250 females). The author visited two pre-schools (one in Tokyo; the other one in Saitama) and talked to most of the homeroom teachers about the research purposes of the questionnaire (see the Appendix). There, the author distributed a questionnaire and interviewed some of the parents. Later, in a PTA meeting the questionnaire was distributed to the participants to affirm their views towards the English teachers and education. Since most of the participants were Japanese people, the instructions and questionnaire were given in Japanese. In addition, the author took the respondents' English proficiency into consideration<sup>1</sup>.

After the author evaluated the data closely, the author found the following: Tables 1-1 and 1-2 below indicate the number of respondents who wrote their ideal teachers of English for their children.

**Table 1-1 Male parents' opinions of their ideal teachers of English**

Japanese	11% (21)
NS	87% (172)
Both	2% (5)

**Table 1-2 Female parents' opinions of their ideal teachers of English**

Japanese	13% (33)
NS	85% (213)
Both	2% (4)

As the Tables 1-1 and 1-2 show, most of the respondents believed that the NSs are better teachers. Even if the respondents could have chosen the answer “both Japanese and English teachers”, only a small number of respondents (2 percent, respectively) chose “both Japanese and English teachers” as the answer. Instead, more than 85 percent of both the mothers and fathers preferred NSs as their children's instructors.

In this study, the author divided the respondents' level into three sections (low, middle and high levels) to know whether the respondents' English proficiency affected their ideas or not. Respondents who chose Low Beginner, High Beginner and Pre-Intermediate were categorized into Low. In CEFR<sup>2</sup>, people in this group are considered A1. Respondents who chose Intermediate and Pre-Advanced were categorized into Middle. In

CEFR, they are in A2 and B1. And respondents who chose Advanced, Very Advanced and Near Native Speaker<sup>3</sup> were classified into High. In CEFR, they are in B2, C1 and C2, respectively. The following table (Table 2) displays the information.

**Table 2 Level-based data of the respondents**

	Male	Female
Low	58% (115)	49% (123)
Middle	23% (45)	33% (83)
High	19% (38)	18% (44)

### Status-quo of the English education towards pre-school students

Before concentrating on the details of the respondents, the author will address the English educational background of the pre-school students. Two questions were asked for this purpose: Q1 “Besides the pre-school, have your children already started to learn English?” and Q2-1 “To those who answered “Yes” to Q1, who is your children’s teacher?”, and Q2-2 “To those who answered “No” to Q2, when should they start to learn English?”

**Table 3 English educational background of the children**

Have already started to learn English	32% (144)
Not yet	68% (304)

As Table 3 shows, approximately one-third of the respondents have already given opportunities to their children to learn English. Analyzing what kinds of methods to be used, the author found the following; using DVD materials, reading books, hiring an English NS as a tutor and sending the children to a language school. On the other hand, there were about 70 percent of the respondents who had not given any opportunities to their children to familiarize themselves with English. For these respondents (304 people; 125 men and 179 women) the author asked a further question about the appropriate time to start to learn English. Gender-wise, there could be found a difference. Therefore, the author separated the data based on the respondents’ gender below.

**Table 4-1 Male parents’ ideas about when to start learning English**

No specific start date	42% (52)	Right after entering elementary school	18% (23)
Sometime from 1st to 2nd grade	10% (13)	Sometime from 3rd to 4th grade	16% (20)
Sometime from 5th to 6th grade	14% (17)		

**Table 4-2 Female parents’ ideas about when to start learning English**

No specific start date	39% (69)	Right after entering elementary school	38% (68)
Sometime from 1st to 2nd grade	16% (30)	Sometime from 3rd to 4th grade	2% (3)
Sometime from 5th to 6th grade	5% (9)		

Tables 4-1 and 4-2 show male parents in agreement with the government at around 14 percent and female around 5 percent. Furthermore, male parents (about 28 percent) in agreement with right after entering elementary schools and first and second grades. On the other hand, female showed 54 percent in agreement with right after entering elementary schools and first and second grades.

## Ideal English teacher

Based on Table 2 above, the author focused on the attitudes of the parents towards the preferred English instructor. Tables 5-1, 5-2 and 5-3 analyze the data more closely.

**Table 5-1 Low level group's opinions about their ideal teachers**

	Japanese	NS
Male	11% (12)	89% (101)
Female	19% (23)	81% (98)
Total	15% (35)	85% (199)

**Table 5-2 Middle level group's opinions about their ideal teachers**

	Japanese	NS
Male	10% (4)	90% (38)
Female	12% (10)	88% (71)
Total	11% (14)	89% (109)

**Table 5-3 High level group's opinions about their ideal teachers**

	Japanese	NS
Male	13% (5)	87% (33)
Female	0% (0)	100% (44)
Total	6% (5)	94% (77)

As the Tables 5-1, 5-2, and 5-3 indicate, over 85 percent of the respondents, no matter how proficient English speakers they are, believed that they wanted their children to be taught by NSs. However, compared to the other two groups, it is possible to say that the respondents in the low level group tend to have an additional preference for Japanese instructors.

Moreover, as Table 5-3 clearly shows, none of the female respondents that are categorized into high level English speakers supported Japanese teachers. It is unclear as to why they believed that way, but from here, the author wants to talk about NS fallacies and see what kinds of characteristics that they ask the native English speaking teachers to have and then move onto the ideas of people who prefer Japanese teachers.

## Native speaker fallacies

Phillipson (1992, p. 185) refers to unethical treatment of qualified non-native English speaking teachers as a result of the 'native speaker fallacy': a prevalent assumption that 'the ideal teacher of English is a NS'. Using the NS as a benchmark for teaching employment in this way can cause non-native English speaking

teachers to suffer from the 'I-am-not-a-native-speaker' (Suarez, 2000).

As of 1994, Widdowson wrote, "English is not a possession which native speakers lease out to others, while still retaining a freehold. Other people actually own it." (Widdowson, 1994, p. 385). Likewise, Norton (1997, p. 427) wrote, "English belongs to all people who speak it, whether native and non-native, whether ESL or EFL, whether standard or non-standard". Therefore, the idea of attaining English NSs' proficiency as the final goal is not novel. However, whether this idea is accepted or not among Japanese people is a different issue. As the research above shows, most pre-school children's parents still believe that NSs are more ideal teachers.

Based on the research, the author will introduce the characteristics that the respondents require native English speaking teachers to have. Once again, 385 out of 448 respondents were for NSs of English. Table 6 is the result of "ideal" NSs. For this question, since multiple answers were possible, I only show the percentile of their answers.

**Table 6 Your "Ideal" NS (overall)**

	male	female
who have knowledge of teaching English	38%	54%
who speak and understand Japanese	29%	47%
who speak and understand a little Japanese	26%	37%
who cannot speak and/or understand much Japanese	22%	5%

Comparing the male responses to those of females', there is a big discrepancy between their ideas. Both men and women thought having knowledge of teaching English was the primary requirement. Even so, compared to the women's response, less than half of the male respondents regarded it as an essential requirement.

As for the NS's Japanese language proficiency, women tended to think it was better for the teachers to have some Japanese proficiency. On the other hand, 22 percent of the male respondents thought it was better to be taught by NSs who cannot speak and/or understand much Japanese.

About one fifth of the male parents' rigid opinions showed that NSs do not need Japanese proficiency, whereas only 5 percent of females were unsupportive of NSs who cannot speak and/or understand Japanese.

Referring to Table 5-3, all of the high level female English speakers reckoned that NSs were better teachers; therefore, the author will extract the high level female speakers' responses from Table 6 below (Table 6-1).

**Table 6-1 High level female respondents' "Ideal" NS**

	female
who have knowledge of teaching English	79%
who speak and understand Japanese	27%
who speak and understand a little Japanese	33%
who cannot speak and/or understand much Japanese	6%

The higher the proficiency level and/or knowledge of teaching English, the higher the percentage, for example, 54 percent of female respondents in Table 6 supported NSs who have knowledge of English Education and 79 percent in Table 6-1 were for those who have knowledge of teaching English.

Here, the author wants to take a close look at the reasons the respondents thought NSs were better instructors. This question allowed respondents to check more than one answer. Table 7 indicates the details.

**Table 7 Reasons to believe NSs are better**

	male	female
NSs' language proficiency level is high	11%	17%
NSs' pronunciation is perfect	44%	59%
NSs teach better	6%	4%
Learners will get used to English through talking to NSs	65%	62%
Learners will get used to talking to non-Japanese	46%	62%
I believe somehow NSs are better	2%	1%

As Table 7 shows, both male and female considered NSs to be people with perfect pronunciation. What is this supposed to mean? We should bear in mind that merely being a NS of English does not guarantee that he or she is a qualified teacher. Yet, as this result shows that pronunciation is one of the concerns that Japanese parents put an emphasis on. And to improve the pronunciation, they strongly believe that NSs are required. However, what kind of NSs do they have in mind? Are NSs indisputably well in pronunciation? Even if they use the phrase “standard English”, what kind of English do they mean by that? Is General American better than Received Pronunciation or the other way round?

Furthermore, when thinking about learners' mother tongue, in this case Japanese, some sounds are not easy to acquire, such as [th], [f], and [v]. Hence the NSs who do not know about the problems that the learners may come across cannot convey the skills successfully. Moreover, being a NS does not mean that they have the competency to impart the skills in others. However, not so many respondents (less than 20 percent and 10 percent, respectively) expected much about NS's language proficiency and teaching itself. In other words, most of them thought pronunciation was the most important feature for their children to acquire and to improve the pronunciation, NSs are the best teachers.

## Japanese teachers of English

Before conducting this research, there was assumption that to some extent some parents thought it was better to have Japanese teachers especially for the beginner learners such as their pre-school children because the children can ask questions in Japanese. However, this impression turned out to be wrong. The language proficiency of the respondents did not necessarily alter their ideas of choosing their ideal teachers of English.

Medgyes (1996, p. 436) lists six general pedagogical advantages exhibited by Non-native English speaking teachers. Namely, “they can: provide a [successful] foreign language learner model; teach language-learning strategies more effectively; supply more information about the English language; better anticipate and prevent language difficulties; be more sensitive to their students; benefit from their ability to use the students' mother tongue”.

Now in this section, let me summarize the ideas of those who chose Japanese teachers of English (54 people) as ideal. When conducting this research, as a precondition, I had already written, “the Japanese

teachers who have knowledge of teaching English (TESOL/TEFL)” on the questionnaire.

**Table 8 Your “Ideal” Japanese Teachers of English (overall)**

	male	female
who have near NSs' English proficiency	40%	47%
who are very advanced speakers of English	33%	36%
who are advanced speakers of English	27%	17%
who are pre-advanced speakers of English	0%	0%
who are intermediate speakers of English	0%	0%
English proficiency is not fully required	0%	0%

As Table 8 obviously shows, even though among the respondents who chose Japanese teachers of English as ideal, their expectations for the teachers were extremely high. More than 40 percent of both male and female respondents required near English NSs' language proficiency, which is sadly enough far from the reality.

Concerning the reasons they preferred Japanese teachers to NSs, their opinions were as follows (Table 9). For this question, multiple answers were possible.

**Table 9 Reasons to believe Japanese teachers are better**

	male	female
My child has not spoken to NSs in English competently yet.	32%	53%
NSs cannot fully understand my child.	4%	7%
Japanese teachers can understand my child's problems more easily and sympathize with them.	24%	40%
Japanese teachers can explain the English grammar.	12%	20%
Somehow I feel relieved to be taught by Japanese teachers.	20%	33%

To elaborate, the author wants to look at the first point, “my child has not spoken to NSs in English competently yet”. From this comment, it is possible to say that some parents believed that their children needed to be a competent English speaker to talk to NSs. However, most children have not been exposed to any English at this early stage unless they have been introduced to NSs via some language institutions such as international schools.

Also, in reality, many Japanese teachers of English are not confident enough to teach English in English because they tend to compare themselves to NSs of English. But at the same time, Japanese teachers of English do have some advantages such as they are in a better position in a sense that they share the Japanese culture and are able to bridge the gap between English and Japanese languages.

## Conclusion

Phillipson (1996) considers Non-native English speaking teachers (NNESTs) to be potentially the ideal ESL teachers because they have gone through the process of acquiring English as an additional language. They have first-hand experience in learning and using a second language, and their personal experience has sensitized them to the linguistic and cultural needs of their students. Many NNESTs, especially those who have the same

first language as their students, have developed a keen awareness of the differences between English and their students' mother tongue. This sensitivity gives them the ability to anticipate their students' linguistic problems.

We are able to assume that many learners in the world learn English to communicate not with NSs of English but with other NNSs. In that sense, even if “standardized English” exists, the existence of many varieties of English cannot be denied. Although most respondents still believe that no matter what kind of dialect they speak and/or what kind of educational background they have, NSs are better English teachers, the needs of learners will definitely be changed in the future. Learning iconic American or British culture is not the only option, but they also need to talk about their own culture. Therefore, NSs are equally important teachers as NNSs, both having their strengths and weaknesses. A native English speaking teacher is not necessarily superior anymore only because of being a NS.

## Bibliography

- Canagarajah, A. S. 1999. ‘Interrogating the “native speaker fallacy”: non-linguistic roots, non-pedagogical results’ in Braine, G. (ed.): *Non-Native Educators in English Language Teaching*. Mahwah, NJ: Lawrence Erlbaum Associates: 77-92.
- Carter, R. 2003. Orders of reality: CONCODE, communication, and culture. In B. Seidlhofer (Ed.), *Controversies in Applied Linguistics* (90-104). Oxford: Oxford University Press.
- Cook, G. 2003. *Applied linguistics*. Oxford: Oxford University Press.
- Crystal, D. 2003. *English as a Global Language* (second ed.). Cambridge: Cambridge University Press.
- Jenkins, Jennifer. 2000. *The Phonology of English as an International Language*. Oxford: Oxford University Press.
- Jenkins, Jennifer. 2003. *World Englishes. A Resource Book for Students*. London: Routledge.
- McKay, S. 2002. *Teaching English as an International Language*. Oxford: Oxford University Press.
- Medgyes, P. 1996. Native or non-native: Who's worth more? In T. Hedge & N. Norton, B. 1997. Language, identity and the ownership of English. *TESOL Quarterly*, 31(3), 409-429.
- Phillipson, R. 1992. *Linguistic Imperialism*. Oxford, UK: Oxford University Press
- Phillipson, R. 1996. ELT: The native speaker's burden. In T. Hedge & N. Whitney (Eds.), “Power, pedagogy & practice” (pp. 23-30). Oxford: Oxford University Press.
- Smith, L. 1976. ‘English as an international auxiliary language’. *RELC Journal* 7/2: 38-43.
- Suarez, J. 2002. “Native” and “non-native”: not only a question of terminology’. *Humanizing Language Teaching* 2/6. Available at <http://www.hlomag.co.uk/nov00/mart1.htm> (accessed on 20 December 2011).
- Widdowson, H. 1994. The ownership of English. *TESOL Quarterly*, 29(2), 377-389.

Appendix: Questionnaire about the English Education in Japan (omitting some details)

0-1. Your Gender     Male     Female

0-4. Your English proficiency

- |   |   |
|---|---|
| <input type="radio"/> Low Beginner <STEP 5th grade>     | <input type="radio"/> High Beginner <STEP 4th grade>    |
| <input type="radio"/> Pre-intermediate <STEP 3rd grade> | <input type="radio"/> Intermediate <STEP Pre-2nd grade> |
| <input type="radio"/> Pre-advanced <STEP 2nd grade>     | <input type="radio"/> Advanced <STEP Pre-1st grade>     |
| <input type="radio"/> Very Advanced <STEP 1st grade>    | <input type="radio"/> Near NS                           |

2. Besides pre-school, my children have already started to learn English.     Yes     No

2-1. To those who answered "Yes" to statement 2, who is your children's teacher?

Japanese     NS     Non-Japanese whose mother tongue is not English

2-2. To those who answered "No" to statement 2, when should they start to learn English?

Right after they enter elementary school     From 1st to 2nd grade

From 3rd to 4th grade     From 5th to 6th grade

Haven't decided yet

3. Do you want your children to be taught English by an NS of English?     Yes     No

3-1. To those who answered "Yes" to Q 3, who is your "Ideal" NS

3-1-1. To those who answered "Yes" to Q 3, why do you want an NS as a teacher?

3-2. To those who answered "No" to Q 3, who is your "Ideal" Japanese teacher?

3-2-1. To those who answered "No" to Q 3, why do you prefer Japanese teachers to NS?

---

<sup>1</sup> Traditionally, Japanese people tend to express their views in a modest way. Therefore, when they wrote their own language proficiency, there might be some possibilities that some of the respondents lower their English proficiency than what it actually is.

<sup>2</sup> CEFR stands for Common European Framework of Reference for Languages.

<sup>3</sup> Unfortunately, none of the respondents chose Near Native Speaker which is C2 in CEFR in this research.



# Students Perception of a Content-Learning Tasked Based Activity that Uses Authentic Material to Promote Meaningful Conversation

Garth BRENNAN

ガス・ブレンナン. 有意義な会話を身に付ける為の真の自主性のある資料を使用するタスク活動を学生がどう感じるか. *Studies in International Relations* Vol. 33, No. 1. October 2012. pp. 65 – 71.

第2言語として英語を学習する日本人の多くは、コミュニケーションのツールとして英語を使用することに難しさを感じている。これは大学生にとっても珍しいことではない。今や小学校5年生時から英語の授業が必須であるにもかかわらずだ。英語の授業は教師が主体となり概要説明や決められた表現のみを練習するもので、学生が中心になって行うアクティビティにはほとんど時間を割り当てない。英語、特にスピーキングスキルで、学生自身の考えや表現を必要とする日々のニュースを取り上げたアクティビティに対し学生がどのように感じるかを調査した。本論文ではその調査結果を報告する。このようなアクティビティは大学生に非常に有益で、又習得を目指す言語のコミュニケーション能力を伸ばすものであると本研究は結論する。

## (1) Introduction

Many Japanese ESL learners find it difficult to use English as a communicative tool. This is not uncommon for university students, even though they are required to start lessons in fifth grade. Classes are too teacher-centered and focus mainly on presentation and practice, with little time allocated to production and student-centered activities. This paper reports on the results of a survey exploring students' perception of a news task-based activity that requires student production in English, focusing on speaking skills. This paper will first review related literature, then explains what the activity is, followed by the methodology of the questionnaire, the results, and finally a discussion of these results.

## (2) Background

The topic of the research is an analysis of spoken interaction, one that looks at the effects of content-based learning on the ESL (English as a Second Language) learners' conversational abilities. The primary reason for wanting to undertake this research is to understand whether content-based learning is a viable tool to assist ESL/EAP (English for Academic Purposes) students' conversational language competence, one that will adequately support them in their academic studies.

Most of the research and literature on EAP is concerned with academic writing and reading and their importance in EAP curricula development. Very few (Burger and Chretien, 2001) involve academic discussion or conversation. This plays a large part of what international students do within their undergraduate or postgraduate studies, especially in class tutorials. If content-based learning facilitates important aspects of conversation this also has ramifications for testing, for example the IELTS (International English Language Testing System) exam, which uses general topics in the interview exam and possibly hinders or disadvantages students wanting to enter into

a foreign Anglo-phone speaking university. Moore and Morton (2005) found this problem between the writing styles required at university and that in the IELTS writing exam. This they feel inadequately disadvantages students trying to enter university as a foreign student; this could be the same for the speaking component.

A closely related study is Burger and Chretien (2001) who argue that receptive and productive skills are closely related; the improvement in the former enhances the latter. Their study concluded that through the use of written and oral practices from the exposure of the target language in readings and lectures oral proficiency gains were made. Obviously, exposure of language over a long period of time, 8 months of classes in Burger and Chretien (2001) case, language proficiency will increase. My argument is whether content-based learning facilitates both content specific and general topic conversations. And if there is a difference, what precisely does content-based learning facilitate. It would also be interesting to know what students' perceptions of content-based learning are on their speaking ability.

Unfortunately this study does not have strong links to existing research, the majority of interaction within the classroom is between teacher and students (Dashwood and Woods, 2006; Jalilifar and Shooshtari, 2011). As mentioned before little has been done on verbal communication and its need in EAP programs, most literature relies heavily on writing, reading and online discussions (Southard and Bates, 2006; August, 2004; Bauer et al, 2010 ).

### (3) The Activity

For homework each week students were expected to listen to or read (depending on whether their class was listening or reading) one news item. A class activity involving every member was conducted weekly. Topics were expected to be “academic”, for example international or national news (political, business, social, historical etc.). The following websites were recommended:

- **bbc.co.uk/worldservice/learnenglish/**
- **bbc.co.uk/**
- **cnn.com/**
- **www.voanews.com/specialenglish/**
- **vaonews.com/english/**
- **smh.com.au**
- **abc.net.au/news/feeds/**
- **guardian.co.uk/**
- **breakingnewsenglish.com/**

NOTE: The ones in **bold letters** are for ESL learners

For the listening classes students were expected to take/make notes as they listened, writing paragraphs or sentences was not accepted. They were encouraged to listen to the item a number of times. Students were also expected to bring these notes to class with the items title and website address. In the second week of classes students were allocated one class to demonstrate the procedure and participate in this activity. Every

week the homework was checked to make sure it was appropriate and completed according to the requirements.

For the reading classes, students were required to read an article from one of the above sites or from their own source, for no more than 20 minutes. After reading, students were to review what they had read and write at least 6 collocations from what they had read in the same order. The collocations had to be between 2 to 4 words. Students had to print or copy the article and bring it and the collocations to class. Once again students were demonstrated the procedure in week 2 and were monitored weekly to make sure they were following the correct procedure.

Each week 2 students were nominated to present their news stories. In the reading class these 2 students would write the title of the item and the collocations on the board. The listening class students were only required to write the title on the board. The other class members in groups had to discuss the titles on the board and try and guess or tell the story. After, various groups were selected to give their perception of story; this was used as a pre-listening activity. The two nominated students then had to attempt to retell the items either using only the collocations for reading or only the notes for listening. Students and teacher asked questions to clarify information and gain a greater understanding. Once this had finished, each student in their groups also retold their news articles. This process took about 30 minutes and was conducted for 13 weeks.

Students kept all their articles, notes and collocations in a portfolio. They were asked to bring to every class and it was marked 3 times during the semester. They were also evaluated in various forms on the content of these stories. For example, students participated in discussion or writing exams, depending on the requirement of the course.

## **(4) Methodology**

### **(4.1) Context and Participants**

This research was conducted at a Japanese university that specializes in international studies. All participants were studying in the Faculty of International relations and are required to undertake English lessons as part of their degree. Students, even though selected in the highest levels for their majors, varied in levels, the majority from TOIEC 400 to 550. This, however, didn't indicate their speaking ability. Three of the classes were first year students, two of which were reading classes and the other a listening class, all classes having between 24 to 33 students. The final was a Communication Strategies class with 14 second year students whose TOIEC scores were on average higher, ranging from 500 to 750.

### **(4.2) Research Design**

A questionnaire was distributed to students at the end of the semester, it contained 12 statements (see appendix 1) regarding their perception of the activity. The questionnaire statements were translated into Japanese to eliminate any confusion that students might have with them, especially those at lower levels. Participants responded to the statements on a six-point bipolar scale (Strongly agree, agree, tend to agree, tend to disagree, disagree, strongly disagree). The questionnaire was administered in the last week of classes; students were unable to discuss answers with fellow classmates, however they were under no obligation to participate. No names or student numbers were required on the questionnaire.

Of the 106 students who participated in the activity 99 completed the questionnaire, 7, for various reasons, were unable to answer.

## (5) Results

**Table 1. Number of Statements Answered**

Answers	S.1	S.2	S.3	S.4	S.5	S.6	S.7	S.8	S.9	S.10	S.11	S.12
1's	0	2	0	3	7	2	1	0	1	1	4	0
2's	3	3	1	2	19	6	0	1	1	5	6	4
3's	0	12	2	22	47	40	9	6	4	16	15	16
4's	8	39	17	41	18	28	40	28	28	36	47	41
5's	41	32	37	24	5	16	36	36	43	30	25	27
6's	48	10	41	6	2	6	12	27	21	10	1	10

The above table indicates the number of students who selected each answer for the twelve statements. The answers are shown along the side and the statements up the top.

**Table 2. Percentage of Statements Answered**

Answers	S.1	S.2	S.3	S.4	S.5	S.6	S.7	S.8	S.9	S.10	S.11	S.12
1's	0	2	0	3.1	7.1	2	1	0	1	1	4.1	0
2's	3.1	3.1	1	2	19.4	6.1	0	1	1	5.1	6.1	4.1
3's	0	12.2	2	22.4	48	40.8	9.2	6.1	4.1	16.3	15.3	16.3
4's	8.2	39.8	17.30	41.8	18.4	28.6	40.8	28.6	28.6	36.7	48	41.8
5's	41.8	32.70	37.8	24.5	5.1	16.3	36.7	36.7	43.9	30.6	25.5	27.6
6's	49	10.2	41.8	6.1	2	6.1	12.2	27.6	21.4	10.2	1	10.2

This table shows the percentage of students' answers for each statement. Once again the answers are in the left column and the statements are in the top row.

**Table 3. Mean and Standard Deviation of the Statements Answered**

Answers	S.1	S.2	S.3	S.4	S.5	S.6	S.7	S.8	S.9	S.10	S.11	S.12
Mean	5.378	4.286	5.173	4.010	3.010	3.694	4.490	4.837	4.776	4.214	3.876	4.235
St. Dev.	0.725	1.045	0.862	1.040	1.030	1.078	0.9	0.938	0.936	1.067	1.028	0.982

The final table shows the mean of the answers for each statement and the standard deviation. The middle row being the mean and the bottom row being the standard deviation.

## (6) Discussion

In the first statement students were asked to give their view on the usefulness of the activity for language learners. Of all the statements this one had the most positive results, with 41.8% and 49% of answers for agree (5) and strongly agree (6) respectively. 49% for strongly agree was the highest percentage for any answer in the questionnaire. This statement was supported by statement 3 which asked whether participating in this activity was a good way of learning English. Once again a high percentage of students selected strongly agree

(41.8%) and agree (37.8%), this statement had the second highest mean of 5.173 and the second lowest standard deviation (0.862), indicating once again that there wasn't a large variation in scores. As a matter of fact, of the 98 students who participated in the activity 3% gave a negative agreement answer. These arguments surely indicate a strong belief by students that the weekly news homework and class exercise that follows it are a useful educational task-based activity for language learners.

The aspects of language learning that students felt this activity was most useful might be answered in other various statements. For example, in statements 4, 7 and 11 students on averaged agreed, 4.010, 4.490 and 4.214 respectively. Statement 4, which asked if students thought the activity made it easier for them to speak in English, and statement 10, asking whether they are better at telling stories in English; both scored in the low tend to agree. Both these statements have higher standard deviations in comparison to other questions, showing a variation in answers. These, even though on average have positive answers, do not strongly indicate why students thought the activity was useful and a good way of learning English, as discussed in the previous paragraph.

A better indication might come from statement 8. This statement asked whether students learned about cultures of the world from the weekly news activity. This answer had the third highest average at 4.837, and like statements 1 and 3 had a low standard deviation. As can be seen in Table 2, only 6.1% of participants answered in the disagree section of the scale. This information is elaborated by statement 9 which asked if students are more interested in learning about foreign countries after participating in this weekly exercise. Almost identical scores are shown, as seen in tables 1, 2 and 3. From this a conclusion could be drawn that students felt the task-based activity was useful to language learners and a good way of learning English because of the content they learnt or researched during it. To a lesser extent the language skills they gain were not as important or influenced by the exercise. Dornyei and Csizer(1998) suggest that using authentic material and exposing students to the culture of the second language is highly important. Surely the weekly news homework achieved this, evidently shown in the results of statements 8 and 9.

Another reason why students strongly felt that the activity was useful and a good way of learning English could be because students had the freedom of choice to select their own topics, the majority selecting the ones they were interested in; this hopefully creating some form of learner autonomy. Jones (2001) recommends autonomy as a desirable goal in language learning. This can be assisted by CALL (Computer Assisted Language Learning) (Little, 1996; Jones, 2001); the weekly news activity is an ideal example. Students were asked if they would continue on with this content-learning task-based activity. Just over 20% of students disagreed with this statement, however the majority agreed. Although most of these students selected tend to agree, hopefully a large amount will continue. Dornyei and Csizer (1998) emphasis a link between motivation and learner autonomy, maybe the high percentage of motivated students who intend to continue were influenced by this autonomous learning task.

There were some discouraging results from the questionnaire as well. Students had to communicate their items in a structured method, either using their notes or the collocations. This might have restricted students' fluency, one point that showed up in the questionnaire. For statement 11, did the exercise improve English fluency; only 1% chose strongly agree. It's a little difficult to concretely conclude on the mean of this statement as the

majority of the answers are in the agree section of the scale. However, the mean of the all answers is 3.876, which is in the tend-to-disagree section. This indicates a variation in scores; which would signify the need for further research on this topic. For example, to find out if the level of the student affects their fluency during this activity, or if a particular activity, note taking or collocations, affects the students' fluency more than the other one.

## (7) Conclusion

In summary, students' perception of a weekly news task-based activity that was set as homework and completed in classes was generally positive. As suggested, students seemed to get the most out of the content learning from the exercise, more so than the language skill effects. As mentioned, this would indicate a greater need to incorporate content into the language class in Japanese universities. Content that emphasizes foreign cultures or topics and is chosen by the students themselves. There is a need to improve or investigate the weekly news activity further to enhance its ability to promote students' fluency. Whether this involves adapting it to different levels, using less structure in the spoken component or only using the note taking or collocations activity needs to be further investigated.

## (8) Reference List

- August, G. (2004). Literature Facilitates Content-Based Instructions. *Academic Exchange*, Summer: 82-90.
- Bauer, E. B., Manyak, P. C. and Cook, C. (2010). Supporting Content Learning for English Learners. *The Reading Teacher* 63 (5): 430-432.
- Burger, S. and Chretien, M. (2001). The Development of Oral Production in Content-Based Second Language Course at the University of Ottawa. *Canadian Modern Language Review* 58 (1): 84-102.
- Dashwood, A. and Wood, L. (2006). Alternatives to Questions: Language Use in UNIPREP Classroom Discussion. *International Journal of Pedagogies and Learning* 2 (1): 99-113.
- Dornyei, Z. and Csizer, K. 1998. Ten Commandments for Motivating Language Learners: Results of an Empirical Study. *Language Teaching Research* 2, 3: 203-229.
- Jalilifar, A. R. and Shooshtari, Z. G. (2011). Meta-discourse Awareness and ESAP Comprehension. *Journal of College Reading and Learning* 41 (2): 53-74.
- Jones, J. (2001) CALL and the Teacher's Role in Promoting Learner Autonomy. *ELT Journal* 55 (4): 59-61.
- Little, D. (1996) 'Freedom to learn and compulsion to interact: Promoting learner autonomy through the use of information systems and information technologies'. In Pemberton, R., Li, E., Or, W. and Pierson, H. (Eds.), *Taking Control: Autonomy in Language Learning*. Hong Kong: Hong Kong University Press.
- Moore, T. and Morton, J. (2005). Dimensions of Difference: a Comparison of University Writing and IELTS Writing. *Journal of English for Academic Purposes* 4: 43-66.
- Southard, S. and Bates, C. (2006). Recent and Relevant. *Technical Communication* 53 (2): 264-271.
- Wei, Z. and Flaitz, J. (2005). Using Focus Group Methodology to Understand International Students' Academic Language Needs: A Comparison of Perspectives. *TESL-EJ* 8 (4): 1-11.

## Appendix 1.

### Questionnaire Statements

1. I think doing the weekly news activity for homework is a useful activity for language learners.
2. I enjoy doing the weekly news activity.
3. I think participating in the weekly news activity is a good way of learning English.
4. The weekly news activity helped make it easier for me to speak in English.
5. Participating in the activity caused me stress.
6. I would have liked the lessons to include different kinds of activities after doing the homework.
7. The weekly news activity enlarged my vocabulary.
8. I learned about cultures of the world from the weekly news activity.
9. I am more interested in learning about other foreign countries after participating in the weekly news activities.
10. I'm better at telling a story in English after taking this class.
11. The weekly news activity lessons helped me to improve my English fluency.
12. I will continue doing this activity to learn English after the semester.



# 日本大学国際関係学部国際関係研究に関する内規

平成21年3月18日制定  
平成21年4月1日施行  
平成24年3月7日改正  
平成24年4月1日施行

(趣 旨)

第1条 この内規は、日本大学国際関係学部国際関係研究所（以下研究所という）が発行する国際関係研究に関する必要事項を定める。

(発 行)

第2条 国際関係研究の発行者は、国際関係研究所長とする。

2 国際関係研究は、毎年2回10月及び2月に発行するものとする。ただし、国際関係研究所運営委員会（以下委員会という）が必要と認めたときは、この限りでない。

(編集委員会)

第3条 日本大学国際関係学部国際関係研究所規程第14条に基づき、研究所に編集委員会を置く。

2 編集委員会は、国際関係研究の編集・発行業務を行う。

3 編集委員会は、国際関係研究所運営委員会をもって構成する。

4 編集委員会委員長は、国際関係研究所運営委員会委員長とし、編集委員会副委員長は、国際関係研究所運営委員会副委員長とする。

(投稿資格)

第4条 国際関係研究に投稿することのできる者は、次のとおりとする。

① 国際関係学部及び短期大学部（三島校舎）の専任教員（客員教授を含む）

② 国際関係学部及び短期大学部（三島校舎）が受け入れた各種研究員及び研究協力者（名誉教授を含む）

③ 国際関係学部及び短期大学部（三島校舎）の非常勤講師

④ その他委員会が適当と認めた者

(原稿の種別)

第5条 国際関係研究に掲載する原稿は、国際関係及び学際研究に関する研究成果等とし、原稿の種別は、論文、研究ノート、資料、学会動向、その他編集委員会が認めたものとする。

(投稿数)

第6条 投稿は1号につき1人1編とする。ただし第4条第3号及び第4号の者は年1回限りとする。

(使用言語)

第7条 使用言語は次のとおりとする。

① 日本語

② 英語

③ 英語以外の外国語で編集委員会が認めたもの

(字数の制限)

第8条 原稿は字数16,000字以内（A4で10頁程度）とする。

2 前項の制限を超える原稿は、編集委員会が認めた場合に限り採択する。

(原稿の作成)

第9条 原稿の作成は、別に定める「国際関係研究執筆要項」による。

2 原稿はパソコンで作成したものとする。

(禁止事項)

第10条 原稿は未発表のものとし、他誌への二重投稿をしてはならない。

(原稿の提出)

第11条 投稿者は、印字原稿(図表、写真を含む)と当該原稿のデジタルデータ(原則として図表、写真を含む)を保存した電子媒体及び所定の「国際関係研究掲載論文提出票」を添付し、研究事務課に提出する。

(提出期限)

第12条 原稿の提出期限は、毎年6月30日及び10月31日とする。

2 前項の提出日が祝日又は日曜日に当たる場合は、その翌日に繰り下げる。

(審査)

第13条 投稿原稿は、別に定める審査要項に基づき編集委員会において審査するものとする。

2 論文の審査は、受理した原稿1本につき、編集委員会委員のうちから選任された審査員2名が審査する。ただし、投稿原稿の専門領域に応じて、学部内又は学部外から審査員を選任し、審査を委託することができる。

3 研究ノート、資料、学会動向、その他の審査は、編集委員会委員のうちから選任された審査員1名が、審査する。ただし、投稿原稿の専門領域に応じて、編集委員会委員以外の審査員1名を選出し、審査を委託することができる。

4 審査員は、自ら投稿した論文等について審査することができない。

5 審査員は、当該審査結果について、所定の「審査結果報告書」を作成し、編集委員会に報告する。

6 編集委員会は、前項の報告に基づき、投稿原稿掲載の可否について審議し、決定するものとする。

(校正)

第14条 掲載が決定した投稿原稿の執筆者校正は、二校までとし、内容、文章の訂正はできない。

(別刷の贈呈)

第15条 国際関係研究の別刷は、1原稿につき30部を投稿者に贈呈する。

2 前項の部数を超えて別刷を希望する場合の経費は、投稿者の負担とする。

(著作権)

第16条 国際関係研究に掲載された論文等の著作権は、各執筆者に帰属する。ただし、論文等を出版又は転載するときは、編集委員長に届け出るとともに、日本大学国際関係学部国際関係研究からの転載であることを付記しなければならない。

(電子化及び公開)

第17条 国際関係研究に掲載された論文等は原則として電子化(PDF化)し、本学部のホームページを通じてWEB上で公開する。

附 則

1 この内規は、平成24年4月1日から施行する。

2 従前の『国際関係研究』寄稿要項は廃止する。

# 国際関係研究執筆要項

平成21年3月18日制定  
平成21年4月1日施行  
平成24年3月7日改正  
平成24年4月1日施行

- 1 原稿は完全原稿とし、締切日を厳守してください。また、翻訳原稿については、必ず原著者の許可を得てください。
- 2 原稿の種別は次のとおりとします。
  - ① (1) 論文 (2) 研究ノート (3) 資料 (4) 学会動向
  - ② (1)～(4)以外のもので編集委員会が認めたもの
- 3 本文は常用漢字、現代かなづかいとし、学術上で必要な場合においては、その分野で標準とされている漢字を用いてください。数字はアラビア数字を用い、外来語はカタカナ書きとしてください。
- 4 原稿は、字数16,000字以内(A4で10頁程度)とし、次の書式で作成してください。
  - ① 日本文 22字×42行×2段
  - ② 英文 50字×42行×1段
- 5 原稿はパソコンを使用し、A4の印字原稿(図表、写真を含む)及びデジタル原稿(図表、写真を含む)に別紙「国際関係研究論文提出票」を添付し、研究事務課に提出してください。
- 6 図、表、写真は、パソコンを使用して作成しデジタル原稿に含めて提出してください。
  - ① 図、表、写真は著者がオリジナルに作成したものを使用してください。
  - ② 図、表、写真は本文中の該当箇所に挿入・添付してください。
  - ③ 図、表、写真にはそれぞれ、図—1、表—1、写真—1などのように通し番号をつけ、タイトルをつけてください。
  - ④ タイトルは、表の場合は表の上に、図・写真の場合は下につけてください。
  - ⑤ 図、表、写真は原則として1色とします。カラーページが必要であれば使用できるものとしますが、費用は著者の実費負担とします。
- 7 英語の表題とアブストラクト(約200語)を添付してください。本文が英文の場合は、日本語アブストラクト(約400字)を添付してください。
- 8 引用文献は、本文中に番号を当該個所の右肩につけ、本文の終りの引用文献の項に番号順に、以下の形式に従って記述してください。ただし、特別の専門分野によっては、その専門誌の記述方法に従ってください。
  - ① 原著論文を雑誌から引用する場合  
番号、著書名、論文表題、掲載雑誌名、巻数、号数(号数は括弧に入れる)、頁数(始頁、終頁)、発行年(西暦)の順に記述してください。
  - ② 単行本から引用する場合  
番号、著書または編者名、書名、版次、章名、引用頁、発行所、その他所在地、発行年(西暦)の順に記述してください。
  - ③ 文章を他の文献から引用する場合  
原典とそれを引用した文献および引用頁を明らかにして〔 〕に入れて〔・・・より引用〕と明記してください。
- 9 参考文献は文末にまとめてください。表記については、8の引用文献の表記を参照してください。

具体的な引用方法については、それぞれの国や学問分野によって違いもありますが、以下の例示をひとつの基準として参考にしてください。

(1) 日本語文献引用の例示

四宮和夫『民法総則』(昭和61年) 125頁

末弘徹太郎「物権的請求権の理論の再検討」法律時報〔または法時〕11巻5号(昭和14年1頁)

すでに引用した文献を再び引用する場合には、

四宮・前掲書123頁または四宮・前掲『総則』123頁

末弘・前掲論文15頁または末弘・前掲「再検討」15頁

(2) 英語等文献引用の例示

Charles Alan Wright, *Law of Federal Courts*, 306 (2d ed. 1970)

Dieter Medicus, *Bürgerliches Recht*, 15. Aufl., 1991

Georges Vedel, *Droit administratif*, 5e ed., 1969

Harlan Morse Brake, "Conglomerate Mergers and the Antitrust Laws", 73 *Columbia Law Review*〔または *Colum. L. Rev.*〕555 (1973)

Alexander Hollerbach, "Zu Leben und Werk Heinrich Triepels", *Archiv des öffentlichen Rechts*〔または *AoR*〕91 (1966), S. 537 ff.

Michel Villey, "Préface historique à l'étude des notions de contrat", *Archives de Philosophie du Droit*〔または *APD*〕13 (1968), p.10.

すでに引用した文献を再び引用する場合には、

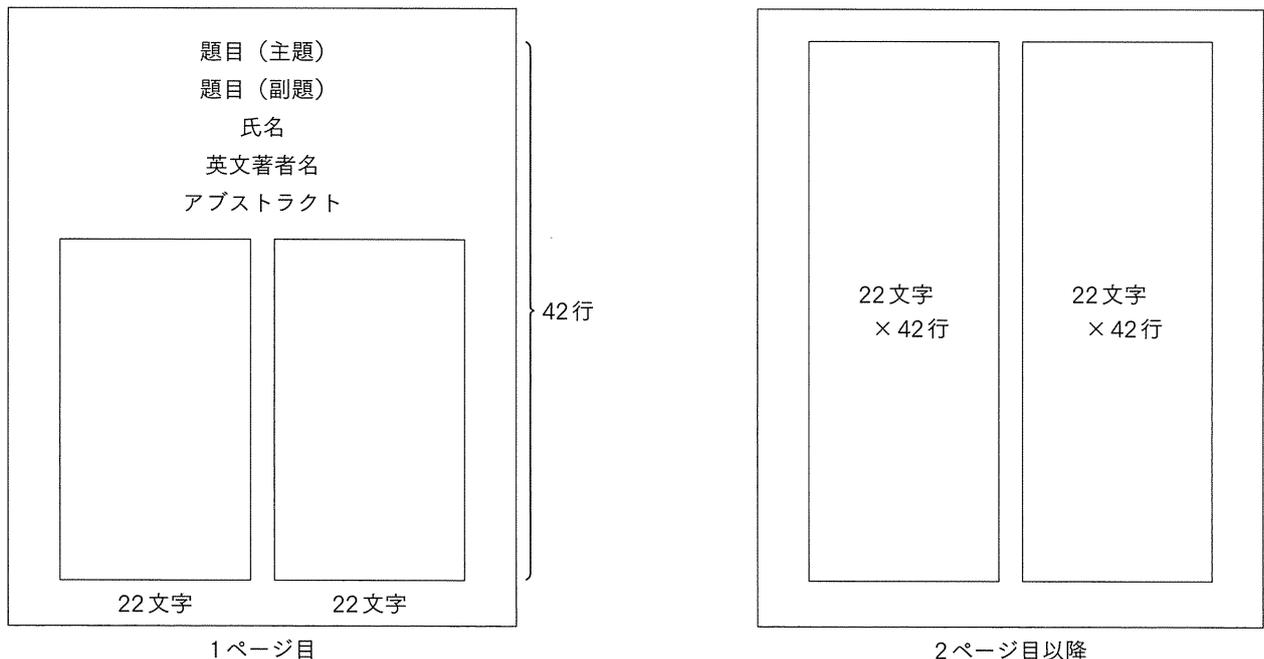
Wright, *op. cit.*, pp.226-228.

Medicus, a. a. O., a. 150.

Vedel, *op. cit.*, p.202.

ただし、直前の注に掲げた文献の同一箇所を引用するときは、*Ibid.* 他の頁を引用するときは、*Ibid.*, p.36

日本文 刷り上り後のイメージ



以上

STUDIES IN  
INTERNATIONAL RELATIONS  
VoL.33 No.1 October 2012  
CONTENTS

---

ARTICLES

- Arizona's S.B.1070 and Illegal Immigration Controls in the United States:  
Its Historical Background ..... Yoko KATO ... 1
- The Jurisdictional Provision in "the Convention on the Prevention and  
Punishment of Crimes against Internationally Protected Persons"  
—A Study of the Drafting Process Regarding the Treatment of  
the Provision of the Absolute Universal Jurisdiction— ..... Takayo ANDO ... 17
- Food-Safety Problem in China and Special Supply System ..... Du Zhen ... 27
- Effectiveness of Social Capital Through Microfinance in Nepal ..... Chikako AOKI ... 35
- How and Why the original Lyrics have been changed in other Languages:  
Analytical Studies of Sicilian Song "*Vitti na crozza supra nu cannuni*",  
Latvian Song "*Dāvāja Māriņa meitiņai mūžiņu*" and  
Russian Song "*Дорогой Длинною*" ..... Toshiyasu ISHIWATARI ... 45
- Native Speaker Myths:  
What Pre-School Students' Parents Think  
about English Education in Japan ..... Hideyuki KUMAKI ... 55

RESEARCH NOTES

- Students Perception of a Content-Learning Tasked Based Activity that  
Uses Authentic Material to Promote Meaningful Conversation ..... Garth BRENNAN ... 65

執筆者一覧

〈掲載順〉

加藤 洋子	日本大学国際関係学部	教授
安藤 貴世	日本大学国際関係学部	助教
杜 震	日本大学国際関係学部	非常勤講師
青木千賀子	日本大学国際関係学部	教授
石渡 利康	日本大学国際関係学部	名誉教授
熊木 秀行	日本大学国際関係学部	助教
Garth BRENNAN	日本大学国際関係学部	元非常勤講師

国際関係研究

第33巻 第1号

平成24年10月31日 発行

編 集 者 佐 藤 三 武 朗  
発 行 者 日 本 大 学 国 際 関 係 学 部  
発 行 所 国 際 関 係 研 究 所  
〒411-8555 静岡県三島市文教町2丁目31番145号  
電 話 0 5 5 - 9 8 0 - 0 8 0 8  
F A X 0 5 5 - 9 8 0 - 0 8 7 9  
印 刷 所 み ど り 美 術 印 刷 株 式 会 社  
〒410-0058 静岡県沼津市沼北町2丁目16番19号

ISSN 1345—7861

STUDIES IN  
INTERNATIONAL RELATIONS

VoL.33 No.1 October 2012

Institute of International Relations

College of International Relations

Nihon University

Mishima, Japan

<http://www.ir.nihon-u.ac.jp/>